

第三章 行財政の進展

第一節 沿 革

南部藩から 慶応が明治に改元されて間もない明治元年（一八六八）九月二十二日、会津藩の鶴ヶ城は幾多の斗南藩へ 悲劇を演じた後で落城し、藩主をはじめ藩士らは東京、高田（越後）における謹慎生活に入った。

翌二年五月、蝦夷地の箱館に拠っていた幕軍の榎本武揚（たけもと たけあき）らが降伏して、一年余に及んだ戊辰戦争は終わりを告げた。

同年十一月、会津藩は二八万石から陸奥斗南藩三万石に減封されて、家名再興を許され、藩主松平容保（なまつら ながむね）の世子

真三郎（まはる）（容大）は家督を相続した。この斗南藩の領地は旧南部藩の陸奥国三郡（北郡、三戸郡、二戸郡）の金田一村以北）と北海道の四郡（瀬棚（せたな）・太櫓（ふどろ）・歌棄（うたすつ）・山越（やまこし））で、田名部の円通寺に藩庁が置かれた。

藩名の「斗南」は、「北斗以南皆帝州」に由来するといわれたが、着のみのままの会津藩士とその家族一万五〇〇〇人余りが移住した斗南藩領は不毛の地が多く、拳藩流罪であることは明らかだった。『青森県歴史』（民俗編）は、幕末の北郡（現在の上北郡・下北郡）を次のように記している。

おおむね不毛の地で、風激しく草木は成長せず、野辺地以北は高山が中央に突起、地味は痩せ、雑穀しか稔らない。加えて秋霜が早く降り、融雪は遅く、民は貧しく、皇國中、最不幸の民と称するのも決して誇張ではない。

斗南藩の村数は二戸郡九か村、三戸郡二六か村、そして大間・奥戸村が含まれる北郡三五か村の計七〇か村で、その石高は三万四七七七石であった。この斗南藩領に移住してきた会津藩士らの生活は困窮を極め、そのため多

くの悲劇が生まれた。一二歳のときに移住し、後に陸軍に入って大正八年（一九一九）に大将に昇進した柴五郎は、当時の生活を自著『ある明治人の記録』の中で、次のように記している。

建具もなく板敷には筵むしろを敷き、骨ばかりなる障子には米俵などを藁わら縄にて縛りつけた掘立小屋で寒気に堪え、玄米に大豆、馬鈴薯などを加えた薄粥や、海岸に流れついた昆布、若布などをこまかく刻んで乾燥させた押布（おしめ）、山野の雑草で飢えをしのいだ。

また、柴五郎は大将に昇進したとき「若いころ、西郷隆盛の自刃と大久保利通暗殺の際には、両雄非業の最期を遂げたるを当然の帰結となりと断じて喜べり」と、その心境を吐露している。

廃藩置県と

青森県の誕生

中央集権国家をめざす政府は版籍奉還に続いて明治四年（一八七二）七月十四日、廃藩置県を断行した。これによって、旧藩主らは家禄と華族の身分を保障される代わりに、その居を東京に移すことを義務づけられた。このとき三府（東京・京都・大阪）三〇二県が設けられ、斗南藩は八月三日、斗



写真3-1 松平容保・喜徳・容大親子

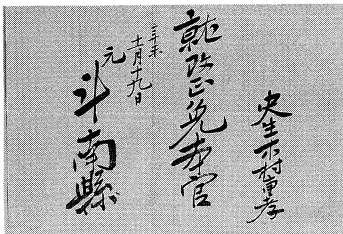


写真3-2 斗南県からの任命書

南県に生まれ変わり、松平容大は県知事に任ぜられた。

この年の七月、松平容保・容大父子は東京から汽船で函館に渡り、そこから佐井に上陸し大間・大畑を経て田名部に到着し、藩士らとの団欒だんらんを重ね八月二十五日、東京へ引き上げた。

此度余等東京へ召され、永々汝等

と艱苦を共にするを得ざる者、情において難堪候えども、公儀の在所止むを得ざる所に候、此迄賤齡を以て重き職を奉し、遂に御咎も蒙る者、畢竟汝等艱苦に堪て奮励せし故と感喜此事に候、此末益々御趣意に遵い奉り、各身を勞し心を苦しめ、天地罔極之恩沢に奉報候儀、余か望む所也。

辛未八月二十四日

松平容大

九月四日、七戸・八戸・斗南・黒石・館の五県は弘前県に合併し、田名部に出張所、大間に分局が置かれた。弘前県が旧藩名を県名に名乗れたのは、いち早く奥羽越列藩同盟を離脱して、朝廷に忠勤を励んだからであった。この弘前県も同月二十三日、青森県と改称された。同年十二月、青森県当局は、

今般六県合併青森県ヲ被置候処、来月朔日ヨリ惣官内事務、青森新庁ニ於テ取扱、元六県ノ称号ヲ廢シ、更ニ青森県支庁ヲ置管村之儀左ノ通定候条同日ヨリ人民願何等ノ儀ハ其管庁へ差出可受図候事。

との通達を發して、弘前・福山・田名部・七戸・八戸・五戸に支庁を設けた。大間分局は出張所となり、大間戸長には田中元長が任じられた。廃藩置県によつて、旧会津藩士の多くは会津へ帰農し、北海道・東京へ移住したが、それでも五百余戸は、下北半島に残つて土着した。知識階級の彼らが、その後半島の行政・産業・文化に大きく貢献したことは特筆に値しよう。

初代の青森県権令（知事）には、三七歳の菱田重禧（岐阜）、権参事（副知事）には二五歳の野田豁道（熊本）が、それぞれ任命された。これより一〇年後に、旧弘前藩士らは「青森県を廢して弘前県を復する運動」を始め、当局への建白書に、

人民の風俗、習慣や經濟状態の違いを無視して、青森県が作られたが、長官（権令、県令）が交代すること十回、人心が落ちつかないのもすべて無理な合県が原因である。県境も単に旧藩の山や河を目印としてお

り、大き過ぎる。今のうちに、上北、下北、三戸の南部三郡を岩手県に戻し、秋田県の北秋田、鹿角の二郡を合併して県勢の縮少を防ぐ。しかるのち県庁を弘前に戻して弘前県を復活させれば、すっきりし県民も納得するはずである。

と、その理由を記している。

第二節 行政機構

一 新制度

壬申戸籍

近代国家の建設をめざす政府は明治四年（一八七二）四月、戸籍法を布告し、新しい戸籍の作成を決め、翌年それを実施に移した。明治五年が干支の壬申みずのえとに当たることから、それは「壬申戸籍」と呼ばれた。従来の宗門人別帳は、著しく正確さを欠き、例えば兄弟が弟妹の年下になっていたり、二十代の男が五十代の妻を持っていたりと、およそ戸籍とは程遠いものであった。

この新しい戸籍は、華族（旧公家・大名）、士族（旧武士）、平民（旧農工商）の身分にかかわらず、全国の戸一戸を対象とし、戸主を筆頭に戸内の全員の姓名・年齢・職業や戸主との続柄などを記入し、その住居に番地を付けた。これによって、政府は国民の実態を把握できることになったのである。

この壬申戸籍によれば、大間は七七戸・四五三人、奥戸は一六八戸・九七三人（材木二二戸を含む）、計二四五戸・一四二六人であった。

この当時の字名は次のとおりである。

大間おこつべしたみち || 奥戸おこつべうみち下道おこつべみち 奥戸おこつべみち上道おこつべみち 寺道てらみち 下手道したてみち 狼丁おいのちま 冷水ひやみず 割石われいし 大間おおま 大間平おおまなら 根田内ねたない 山道やまみち 上うわ

野の 太田 四十八館 弁天 寺屋敷 鳥居崎 クキド瀬戸 大不動 高石 鳥ノ間 道前 ハナレ田
 垂水たれみず

奥戸おくど 奥戸 浜町通 館の上 船橋 上町 小奥戸 向町 黒岩 小舎利浜 長磯 仏町 八幡堂 焼畑

白砂 材木川目 材木 新釜 津鼻崎 赤石

これとほぼ時期を同じくして、政府は散髪・脱刀の勝手たることを公布し、さらに、「自今平民苗字被差許事」という太政官布告を出して、平民が苗字を公称することを許した。それまで平民で苗字を公称できたのは、庄屋・名主など、ごく一部に限られていた。

当地方の平民の中には、藩政時代から「隠し苗字」を持つ者もいたが、大部分は新しく苗字をつくるため、あれこれ知恵を絞った。知識階級とされる僧侶や儒者、村役人らは、そういう平民たちの求めに応じて、新しい苗字を考え出したといわれる。

地租改正

政府は藩政以来の田畑の年貢収入を踏襲してきたが、それだと豊凶によって収入が増減し、財政運営に支障が生じるため、明治六年（一八七三）七月、地租改正条例を公布した。それは、農民の土地所有権と売買の自由を認めた上で、土地の値段（地価）を定め豊凶に関係なく、その地価の一〇〇分の三の税金を課すことである。

土地の所有者には地券（面積と地価を記入したもの）を発行して、その権利を保障する。納税法は従来の米穀などによる物納（年貢）ではなく、現金による（金納）ものとした。そして、この地租を納める義務を負うのは、その土地を耕作する者ではなく、その土地を所有する者と決められた。藩政時代の年貢は、五公五民などと定められていたため、領主と農民は収穫量の査定をめぐって、虚々実々の駆け引きをやった。が、この地租では官と

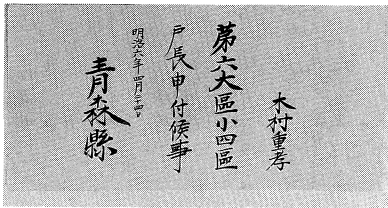


写真3-3 青森県からの任命書

民とが、地価の算定をめぐって激しく対立した。しかも民は、測量に駆り出されて、その費用さえも負担させられたのである。

それはともかく、この画期的な地租改正によって、政府は毎年一定の金額の税金を徴収できるので、長期的な計画を立てられるようになった。これもまた、近代国家に欠かせない制度であった。零細農民は土地売買の自由を得たものの、重い地租にあえぎ、それを払えない者は先祖伝来の田畑を手放して、小作人に転落した。

藩政時代から「不毛の地」と呼ばれてきた当地方では、北海道へ出稼ぎに行く者や移住する家族が続出した。大区小区制 明治元年（一八六八）以来、大間・奥戸の村政は肝入（庄屋）にゆだねられたが、四年七月の廃の 実 施 藩置県後は、大間出張所と庄屋を廃して大間戸長役場が設けられた。各村に置かれた里正は、後

に組頭と改称され、戸長役場の管轄は易国間以西の六か村に及んだ。六年三月、大区小区制が実施されて、本県は一〇大区二九区に分けられ、大区に区長、小区に戸長がそれぞれ任じられた。

北郡は第六大区に属し、大間と奥戸・佐井・長後・蛇浦・易国間の六か村は第四小区となり、大間村に役場を置き、戸長には、旧会津（斗南）藩士の木村重孝が任じられた。戸長の下に副戸長（山本長右衛門）、各村に用係が置かれて、それぞれ戸長・副戸長を補佐する態勢が整えられた。翌七年、区長と戸長の身分は官吏なみになり、その結果、藩政時代の庄屋・名主が持っていた村民の総代という面は失われた。

ちなみに、第六大区小四区地誌書上簿によれば、八年当時の村勢は次のとおりであった。大間村うえまⅡ上町、浜町の二か町。戸数六六、社一、庵二。私立小学校 取締役一、教師一、生徒五〇人。農業一稗、粟、大豆。水産一イワシ、ニシン、タナゴ、ソ

イ、アワビ、テン草、フノリ、ワカメ、ヒジキ。北海道への出稼ぎ者六五人。

奥戸村かみまちⅡ上町、川原町、浜町、仏町の四か町。戸数二五二、支村材木二二戸、社一、寺二、庵一。小学校試

補一、生徒三七人。水産一コンブ、エゴ。出稼ぎ者一八九人。

十一年十月、郡区町村編制法による郡制の施行で、北郡は上北郡・下北郡に二分され、大間・奥戸は下北郡に編入された。田名部に郡役所が置かれ、新たに郡長が任命されると大区小区制は廃止された。大間・奥戸にそれぞれ戸長役場が設けられたが、十六年七月、下北郡は五組に分けられ、そのうちの四組戸長役場が大間に置かれて、易国間・蛇浦・大間・奥戸・佐井・長後を管轄することとなった。

戸長には、木村重孝が引き続き任じられたが、翌十七年十一月、第四組戸長を廃し、大間外五カ村戸長役場が新たに大間に設置された。なお、郡制は大正十五年（一九二六）六月に廃止されている。

二 県 政

最初の県会

明治四年（一八七一）九月二十三日に発足した青森県の組織は、庶務・聴訴・租税・出納・営繕の五課にすぎなかった。翌年の十一月、県庁舎が完成し、東京に県出張所が開設された。大区小区制の実施後、県は区長・戸長を招集しての事務会議に、有識者も加えて広く民意を聴くことにし、明治六年五月二十三日から二十九日まで、青森の蓮心寺において「神官僧侶村吏会議」を開いた。

それに出席したのは県の役人九人、神官四人、僧侶二〇人、区長九人、戸長七一人の計一五〇人であった。大間からは木村重孝戸長が出席した。この会議では、小学校・病院の設立や選卒らそつの採用などが論じられ、県当局

からは桑樹繁殖や窮民救助、道路掃除、民費の比較表調査などについての指示が出された。

明治十一年七月、郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則の「三新法」が公布されて、全国一律に県会議員の選挙が実施された。しかし、本県は、それより二年前の九年二月、「青森県会規則」と「青森県会手続書」を作成し、これらに基づいて初の県会を開いた。それは、塩谷良翰よしと参事が出した布令によって始められた。

区・戸長、学区取締をもつて議員とし、県会を開設することにした。区・戸長の中には官選の者もいる。区内で名望があり、民間の事務に練達の者を官選したものであるから、人民の総代である。しかし、もつとよく民意を問う意味から、区・戸長以外で総代になるような者を投票によって選び、会議に参加させたいので、各自封書によって区・戸長に差し出すべし。

そして区・戸長には、「名望人は投票の多数で決定するのであるから、士族・平民を論ぜず投票させ、各大区長が取りまとめ、九年一月十五日までに県庁に提出するように」と指示した。こうして選ばれた九三人の議員は、本県初の県会において、それぞれの所信を表明し、活発な意見の交換を行った。大間・奥戸両村が属する六大区からは、佐井村の小林和太郎が議員に選ばれている。

最初の県会 明治十二年（一八七九）一月、府県会規則に基づく県会議員選挙が実施された。府県会規則では、**議員選挙** 選挙区を郡単位とし、一郡五人以下に決められていた。本県では、独自の県会議員選挙手続を公布して、各郡三人と規定したので、八郡から二四人が選出される運びとなった。

そして選挙権は、地租五円以上を納める二〇歳以上の男子に与えられた。地租五円といえば、農村では中農以上で、しかも納税者は戸主に限られる。なお、被選挙権の資格者は二五歳以上の男子で、一〇円以上の地租を納める者と決められた。いわゆる「旦那衆」でなければ、選挙に出られない仕組みになっていたのである。また、

官吏や教職者は被選挙権から除外された。ちなみに、当時の県下の戸数は七万八〇〇〇、人口約四〇万であった。

郡別	被選挙人	有権者
東津軽	一、〇四八	一、六一五
西津軽	一、三八二	二、七五七
中津軽	一、四七九	二、七八五
南津軽	二、三一三	四、一三七
北津軽	一、六〇五	二、八三五
上北	五三七	一、二五九
下北	五	一七
三戸	一、一二三	二、二〇〇
計	九、八五二	一七、六〇五

下北郡の被選挙人と有権者が、他郡に比べて極端に少ないのは、その不毛の土地柄のせいでも、むしろ民度の低さを示すものではなかった。下北郡から選出された中島弥七(四七)士族、盛田喜平治(三四)商、野辺地弘(五〇)士族の三人は、いずれも七戸からの輸入候補であった。郡内に有能な旧会津(斗南)藩士はいても、彼らは地租を払えるほど裕福でなく、従って他所から候補者を輸入せざるを得なかったのである。

この三人の議員は翌十三年に辞任し、地元候補者は他人の田畑・宅地をそれぞれ自分名義に書き換えることで、被選挙権を得て補充選挙に立候補し、次の三人が当選した。

菊池 民太(四三) 士族 田名部

菊池 金吾（五八） 学区取締 大畑

小林和太郎（四六） 漁業 佐井

明治三十六年五月、大間からの初めての県会議員に、廣谷六郎が当選して
気を吐いた。

三 町村制施行

大 奥 村 地方自治権の確立をめざす政府は明治二十一年（一八八八）四月、市制・町村制を公布し、翌二
の 誕 生 十二年四月、これを実施に移した。これによって、自治運営に支障のある町村は合併されること

になり、その規模は三〇〇〜五〇〇戸が基準とされた。合併に際して問題となるのは、新しい町村名であった。
合併には賛成しても、旧来の町村名に執着するのは自然の人情だからで、その辺りの調整に神経が使われた。

分合廃置について、問題になりそうな点は、

○ 水利上の争論から仇敵となった町村の合併

○ 貧困にして租税の不納者の多い村と、共有地が多くかつ貯蓄の金穀ある村との合併

○ 戸数は少ないが延長十数里に及び、人情風俗を異にする村の合併

○ 甲乙両村が財産を共有している町村の分村

などであった。

そこで県当局は、「命名調査会」を設置して、その答申を重視することとした。命名法の一つは、戸長役場管



写真 3-4 廣谷六郎

内の最も大きい大字名を採ることで、一七〇か町村のうち約一〇〇町村は、この方法に従っている。また、大字名を組み合わせる方法も広く用いられた。例えば、大間村と奥戸村とが合併して大奥村、下風呂・易国間・蛇浦の三か村が合併して風間浦を名乗ったことなどが、それに当たる。

こうして誕生した大奥村は、大間・奥戸の二区を設け、奥戸の小谷辰之助宅を月一円五〇銭で借り受け、そこに村役場を置いた。戸数・人口構成は、次のとおりであった。

大間区	八〇戸	五四二人
奥戸区	一七〇戸	一〇三四人
計	二五〇戸	一五七六人

初代の村長には明治二十二年七月十五日高畑熊三郎が就任して、新しい村政を執ることとなった。この高畑熊三郎は大正二年（一九一三）一月十二日に死去するまでの二五年間、村長の職務を果たした。なお、材木は引き続き奥戸の付属字とされた。大奥村役場は、次の陣容で運営された。

村長	高畑熊三郎
助役	佐々木延松（名譽）
助役	廣谷六郎（名譽）
助役	佐々木吉三郎
収入役一人、書記二人、使丁一人	

大間・奥戸の区長には、竹内安五郎と菊池清太郎がそれぞれ就任した。

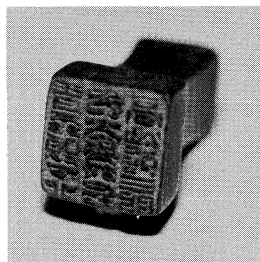


写真3-5 大奥村長高畑熊三郎の印

役場の移転

明治三十七年（一九〇四）四月、村役場を奥戸から大間に移すことが決まった。このころになると、大間の人口は一九〇と、わずかながら奥戸のそれ（一一六八）を上回っていたので、大間区内の山本茂登治宅を借り受け、これを役場に充てた。その後、村勢の拡張につれて建物きまどは狭隘きまどになったため、明治四十五年一月、大間字寺道九九番地（現在の大間町商工会の場所）に五〇坪の庁舎を新築して、ここに移転した。新築費用は四四二円六銭二厘であった。さらに昭和五年（一九三〇）六月には、大間字寺道一〇四番地（現在地）に庁舎を新築して移転した。

四 大間町の誕生

町制施行 大奥村大字大間が市街地を形づくって久しく、そのため村民から町制施行を望む声が起こるのはへの機運 是非もなかった。そして、その声に呼応して、『下北新報』は昭和七年（一九三二）九月二十五日号で、次のように論じた。

大奥村は戸数八百、人口五千に過ぎぬけれど、村役場所在地の大字大間は立派な市街をなしおり、警察署、営林署、登記所、銀行支店、公会堂等の建物があり、函館とは日々発動機船の往復があり、商業漁業と並び盛んに行われている。市中は人家しよび櫛比する所なので、県においても建物制限令を適用したほどの所である。この大間だけでも充分町制施行の資格があるわけだが、大字奥戸も曾かつて村役場の所在地だっただけに、人家軒を接し殆んど市街の体裁を整えている。而して大字大間市街と大字奥戸市街とは、相距る僅かに三十町に過ぎぬ。

今日、大奥村に町制を施行することは、何ら憚るべきことでなく、また少しも逡巡すべきところでないと思う。殊に本村に町制を施行することは、彼の大間鉄道速成運動等のためにも意外な便宜と効果あるべきを信ずる。大奥村が速やかに町制施行の挙に出ることを、重ねて懇懇しんしんするものである。

県は昭和十一年十月、独自の町村合併計画を立てて東通村を田名部町へ、易国間・蛇浦を大奥村へ、下風呂を大畑町へ、それぞれ合併させようと図った。このとき大奥村は、易国間・蛇浦両村との合併を選ばず、自村のみでの町制施行をめざすことを決め、その準備を進めた。

大間町 大奥村は昭和十七年（一九四二）八月の村会で、町制施行に当たって町名を、「大間」と決め九の誕生 月十七日付で県へ申請した。そして同年十月十九日に許可を得て、十一月三日に町制を施行した。県内二九番目の町で、九九九戸、六二六〇人であった。初代町長には佐々木吉三郎、助役、収入役には、それぞれ和田兵吉、山田重藏が就任した。

それに先立って、大奥村役場は次のような回覧報を各戸に配布した。

回覧報

昭和十七年十月二十六日
第四十八号

◆ 町制の実施に就いて!!

皆様多年の待望であった町制が愈々実施せらるる事になり、十一月三日明治節の吉き日を卜して大奥村が大間町と改められます。当に心機一転ともいへべく大東亜戦争下まことに有意義の事と思ひます。一般皆様にあつても、だにおま大中間建設に新発足しようとする心構えを更に一新すべきであります。

◆ 漁家に警告す!!

鮑漁期が十一月一日に迫っています。例年ある事ですが、禁漁の三寸以下の鮑は絶対に採らないようにして下さい。三寸以下の鮑を禁漁にしているのは、いうまでもなく鮑の濫獲を防いでいつまでも鮑を絶やさなためです。もし誤って三寸以下の鮑を採るような不心得の人がいれば、この村の名産を根絶して、この財産を子孫に残すことが出来ないばかりでなく、国法を犯すことにもなります。警察の方では、断乎処罰する方針です。絶対間違いのないようにして下さい。

◆ 混食は必ず励行して下さい!!

飯米は今までは相当数量配給してありましたが、今までの増配は今月限りで打ち切りになる見込みです。また、前の一人一日平均二合四勺の基準に減ずる事になります。現在、馬鈴薯も穫れている事であり、今から混食を励行して出来得る限り飯米を後々まで保有して、今年の春のように騒がないように用心して下さい。

◆ 国債消化に就いて!!

今年も債券の売出しがあつて、隣組の手によって皆様のお手許に届く事と思います。いつも債券の代金は遅れて困っています。

今月分は債券の代金は、債券と引換えに直ちにお納め下さるようお願いします。

大奥村役場発行

町制施行 町制が施行になり、町名も大間と改まったのは、太平洋戦争への突入からほぼ一年後のことであつたが、住民にとって大きな喜びであつた。その期待感の高まりは、翌昭和十八年（一九四三）四月に行われた祝賀の諸行事からもうかがうことができる。

大間町制施行祝賀式並祝賀協賛会挙行計画書

式次第（四月三日午前十時）

- 一、一同入場
- 二、開式ノ辞
- 三、宮城遙拜
- 四、祈念
- 五、国歌斉唱
- 六、町長式辞
- 七、自治功勞者表彰
- 八、來賓祝辞
- 九、万歳奉唱
- 一〇、閉式ノ辞

祝賀行事

- 1、旗行列 一般町民及国民学校生徒各種団体（午前十一時）
 - 2、祝賀協賛会開催
 - 3、町制施行祝賀演芸大会（於大間公会堂 四月三日午後五時
四月四日午後五時）
- 会務の分担



写真 3-6 大間町役場庁舎

第2節 行政機構

受付係	副会長	会長	役名
蛇子 重雄	森野 茂夫	高橋 仁助	興村 榮八
益城 長太郎	稲葉 清吉	筑田 豊八	接待係
高松 廣	武内 一夫	熊谷 忠造	進行係
山田 重藏	森田 要助	米澤 善次郎	会計係
岩瀬 千代八	和田 兵吉	佐々木吉三郎	会長
			氏名
			郷軍分会役員五名
			女子青年団員十名
			所属奉仕団体

準備係	余興係	会場係	受付係	役名
酒田 源太郎	傅法 豊壽	外川 三千郎	原 貞四郎	宮野 正造
小谷 菊市	熊谷 良吉	新田 義一	林 覺松	佐々木菊太郎
新田 義三郎	二本柳嘉一郎	森 寅吉	金澤 幹三	松山 重美
				土屋 正三
				郷軍分会員の全団員
				郷軍分会役員及郷軍分会役員
				婦人会役員及女子青年団員
				所属奉仕団体

役名	氏名	所属奉仕団体
準備係	伊藤 富太郎	婦人会員及女子青年 団員
”	新田 松太郎	
”	新田 熊太郎	
”	小谷 清作	
役名	氏名	所属奉仕団体
準備係	松野 與太郎	
”	伊藤 きゑ	
”	新田 きの	
”	興村 やす	

会務施行方法

一、会計係は三月三十日までに寄付金及び協賛金の取纏めて了すること。支払に対しては予算を超過せざる様充分注意すること

物資節約の折柄可成「間に合せ」を励行すること。物品購入に当りては通帳を用い係印の認印なき支払はせざること

二、進行係は今次開催の祝賀諸行事につき全般に渉り連絡協調を計り諸行事進行上遺憾なきを期すること

三、接待係は受付係に於いて受付たる来賓を所定の控室に案内すること

四、受付係は受付に際し予め名簿を作製し名簿と対照の上来賓記章を交付すること。一般町民の出席者に対しても記章を交付し所定の控室に案内すること

五、会場係町内装飾は三月三十一日迄に終了すること。装飾の方法箇所等は係員に一任するも物資不足の折柄乱りに之を消費せざる様考案すること。会場の装飾準備は四月二日午前中に完了し会長の点検を受ける

こと

六、余興係は事前に於て婦人会女子青年団等に交渉し充分練習せしめあまりに見苦しき事なき様努むること。又練習中は時々見聞し指導督励すること。余興プログラムは三月三十日迄に調整を了し会長に提出する事。舞台の作製は会場係と協力し四月二日迄に終ること。舞台のバック等の作製は国民学校教員に依頼し置くこと

七、準備係は事前に於いて万事万端準備を整い当日に於いて遺憾なき様努められたきこと。昼食及酒肴の献立左の如し

1、来賓用

イ、折詰酒肴は青森市より既製品を購入す

ロ、郷土産物（本町名産乾鮑）予め漁業組合へ交渉し寄贈方依頼すること。八分乾燥となりたる物七箇づつ折詰とす。その容器は会計係に於いて準備す 数百二十人分

ハ、昼食は赤飯を薄板にて包装したるもの 数百二十人分

ニ、つまみ物、乾鮑を細く切断したるもの 紙袋入として数約百二十人分

ホ、水貝、生鮑にて小皿に盛る 数約百二十人分

2、一般町民用

イ、豚の甘煮を薄板にて包装したるもの 約五百人分

ロ、果物、りんご二箇づつ 約五百人分

ハ、昼食は来賓用と同じ 約五百人分

3、祝酒二合瓶又は四合瓶詰とすること（一人二合）約六百五十人分

以上は各係の大体の任務なれば各係は常に連絡を計り協力協調して万事遺憾なく終結を見る様努むること
 戦時下 昭和十五年（一九四〇）十月、政府は戦時体制を強化するため官製の国民運動を組織した。それ
 の町政 は「大政翼賛会」と呼ばれた組織で、次のモットーを掲げた。

- (一) 日常生活に臣道実践
- (二) 貯蓄の奨励と虚礼廃止
- (三) 時局に備えて心身鍛練
- (四) 誉れの家の後援

「誉れの家」とは、出征兵士や戦死者を出した家族のことで、ここにも戦時色が感じられる。県下の三市八郡二五町一三七村にそれぞれ支部が置かれ、各支部には支部長・常務委員・顧問・参加が任せられた。この大政翼賛会の推進員の活動は、およそ次のようなものであった。

- (一) 食糧増産運動に挺身
 - ① 村農会長のほか各機関との連絡
 - ② 経営・労務の能率化
 - ③ 気候不順、冷害病、虫害、特に稲熱病・モニリヤ病発生対策への挺身
 - ④ 堆肥励行
 - ⑤ 田植その他に対する共同作業の徹底
 - ⑥ 荒蕪地開墾、並びに小家畜の飼育励行、戦地慰問の励行、慰問文慰問品のほか集落青年男女一同の共同撮影写真を集落出身の出征兵士に送る

(二) 神社参拝の励行

月数回、期日を定めて皇軍並びに集落出身将兵の武運長久を祈願

(三) 出征家族への手伝いの励行

(四) 共同研究の励行

共同宿泊して修練会を行い、また県支部その他よりの通達物の相互研究

(五) 納税貯蓄組合の設立並びに貯蓄の励行

(六) 集落常会における挺身的活動

翼賛選挙

日本が米英蘭に宣戦布告をし、太平洋戦争に突入して五か月後の昭和十七年（一九四二）四月三十日に実施された衆議院議員選挙（第二一回総選挙）は、翼賛選挙と呼ばれ、大政翼賛会の推薦を受けた立候補者が大量に当選したことで知られている。

ちなみに、立候補一〇七九人のうち翼賛政治体制協議会推薦者三八一人が当選し、非推薦当選者は八五人にすぎなかった。なお、大政翼賛会はこの総選挙に当たり、次のようなピラを作成し、広く配布した。

翼賛選挙を貫徹しましょう

一、大東亜戦争を完遂しましょう

今度の選挙は、大東亜戦争完遂の一業として行われる真に大事な選挙であります。第一に、それは列国環視の中で行われるのでありますから、われら皇民は皆緊張して立派な選挙の成績を挙げるように努めなければなりません。第二に、それは戦争完遂の基本である臣民の翼賛精神を一つに結集する翼賛議会の確立のために行われるのでありますから、わたくし達皇民はよくその趣旨を体して、自分の行使する一票が

即ち翼賛の一票であることを思い、公正慎重な投票を行わねばなりません。

二、有為の人材を選びましょう

議会は国を思う第一流の人物が集まる場合に、初めて立派な働きをするのであります。時局促進の熱意ある人が集まるか否かが、翼賛議会が競争にふさわしい立派な働きをするか否かの分かれ目であります。皇民わたくし達は、出来うる限り立派な人材を選び進めるようにせねばなりません。大東亜戦争を完遂し、時局を促進する熱意ある国家的人材を選びましょう。

三、清く尊い一票を投じましょう

いよいよ選挙期日も近づいてまいりました。皇民わたくし達の一票は、おそ畏くも陛下より賜った尊き一票です。之を行使することは、即ち陛下に對する臣民の自分をつくすことなのでありますから、小さな義理や情実にとらわれることなく清らかに明るいで、これを為すのでなければなりません。殊に現在は戦場にあつて投票の出来ぬ将士達もあるのです。その人々の立派な翼賛の心にも代わつて、汚れない投票を致しましょう。

四、臣民翼賛の自分をつくしましょう

議会は、天皇陛下がまつりごとをあそばすに当たつて、臣民赤子せきしの情を知りその意志をお質かたし遊ばせられるところでありませう。即ち、洩らすところなく民の心をいわしめ、之によつて上下一体の政治を遊ばされるのであります。皇民わたくし達が、衆議院の議員を選ぶのもその意味でありますから、この一票をおろそかにせず、忠誠の心をこめて、大御心おほみこころに副い奉るように致しましょう。

五 戦後の町政

初の 昭和二十年（一九四五）八月十四日、日本はポツダム宣言を受諾して、連合国に無条件降伏した。民選町長 有史以来初めての敗戦で、国民は虚脱状態に陥った。日本を占領したGHQ（連合国軍総司令部）は、都道府県に軍政部を設置して日本の民主化に乗り出し、次々と指令を出した。公職追放令もその一つで、これによって戦時中、その職に在った地方議員や市町村長、町内会長らは、自動的に公職から追放された。

その一方で、戦争放棄と主権在民の新憲法が公布され、婦人に参政権が与えられた。そして二十二年四月五日、初めての都道府県知事と市町村長の選挙が実施された。

『町報大間』 町役場は、その行政内容を町民に正確に伝えるため、昭和三十七年（一九六二）六月一日、の 発刊 『町報大間』（B四判一ページ、ガリ版刷り）を発刊し、以後月一回の発刊を続けた。中嶋徹夫

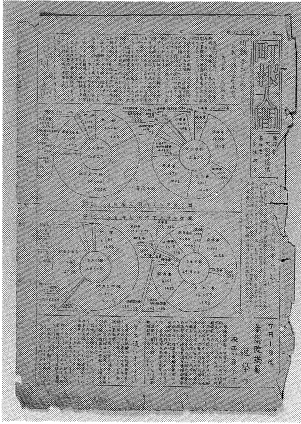


写真3-7 『町報大間』第1号

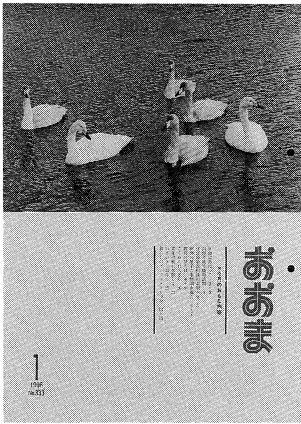


写真3-8 『広報おあま』

町長は、第一号に次の文章を寄せた。

「町報」発刊に当たって
広報活動の必要性から
民主的な社会は、
人々が自由に判断し、
自由にその意思を発

表することのできる社会であり、民主政治は多数者の意思が尊重される政治であることは言うまでもありません。民主主義の原理である多数決を成り立たせる背後には世論があり、この世論に逆らって政治を強行すれば、結局は世論に抵抗できなくなってしまうことは、今までのいくつかの例が明らかにこれを証明しております。

そこで町政執行上世論の支持を得、世論を味方にするためには、「まず自らが町民の味方になる」ことが大事であることを、日頃から痛感していたところでありますが、それではこの正しい世論は、どうして生まれるかを考えてみますと、正確な事実の認識と正当に熟慮された判断の下に生まれてくるわけがあります。このために町政の広報活動の必要性が、必然的に浮かび上がってくるわけがあります。

従来、当町では必要の都度パンフレット、掲示等の方法によって広報活動を行ってまいりましたが、この際もう一歩進んだ計画性のある広報体系の必要を痛感し、とりあえず月一回町報を発行することを決めました。これを機会に今後は町政のありのままを町民各位に認識していただき、町政の円滑な運営を期したいと思います。

また、町民の強い希望に応じて、昭和四十一年八月一日、町章と町旗が制定された。町章は、大間町を構成する三集落（大間・奥戸・材木）を象徴したもので、和と融を示している。

戸井町との 昭和四十六年（一九七一）七月一日に、大間町と北海道亀田郡戸井町にフェリーボートが就航す
姉妹町締結 ることを記念して、両町は姉妹町になることを決め、六月三十日、大間町関係者を乗せ戸井漁港内に接岸した東日本フェリー株式会社第六大函丸船内において、その締結調印式を挙行了た。

式典には、締結の仲介者である函館市長（代理助役）と、金澤幹三大間町長、中釜実戸井町長、柳森傳次郎大

以来、両町は一二回にわたる交流大会を経て、平成三年（一九九一）六月三十日、姉妹町締結二〇周年記念式典が大間町総合開発センターで挙行された。式典では、金澤弘康大間町長と水戸忠一戸井町長が式辞を述べ、来賓の祝辞のあと締結以降の両町の歴代町長・議長へ感謝状が贈呈された。

また、東京の片岡力総合ユニコム社常務の「観光文化を軸とした地域振興」と題する記念講演も行われた。なお、感謝状を贈られたのは次の人たちである。

(四) 両町は前条各号を達成するため、交互に相手方を訪れ、ともに研究し、情報の交換をし誠実に履行するよう努めるものとする。



写真 3-9 姉妹町締結調印式

間町議会議長、吉崎仁三郎戸井町議会議長をはじめ関係者多数が出席した。大間町と戸井町は津軽海峡に面し、本州・北海道の最短距離（一七・五キロメートル）に位置して、産業・経済面で類似点を共有し古くから交流が深く、姉妹町になることは自然の勢いであった。

そして両町は当面、次のことを行うことを約定し合った。

(一) 統合的漁場開発、漁法漁具の改良、資源の保護等相互に研究し、沿岸漁業の安定向上を図るものとする。

(二) 津軽の渦潮と海峡特有の濃霧には常に海難事故の危険があり、これが防止のための相互協力を図るものとする。

(三) 産業・経済・観光・教育・文化の交流を図るため、関係機関及び諸団体等と緊密な連携を保ちつつ積極的な推進を図るものとする。



写真3-10 虎尾鎮との姉妹都市友好交流会



写真3-11 大間町・川内町・佐井村の中学生訪台団

日時正五郎、柳森傳次郎、稲葉末作、小林唯八、正根政雄（以上大間町）、中釜実、江刺家郁郎、奥野喜好、山田三郎（以上戸井町）

台湾虎尾鎮との 昭和五十四年（一九七九）十月十日、大間町と中華民国台湾省雲林縣虎尾鎮（町）は、友好姉妹都市締結 好姉妹都市として締結することになり、当日、虎尾鎮農協会館ホールにおいて、その調印式が行われた。

大間町と虎尾鎮の結びつきは、昭和四十八年より虎尾鎮出身のこういくん 洪毓寛医師が、町立大間病院に勤務したことに始まる。洪医師は昭和五十六年八月まで勤務したが、その献身的な医療行為は高く評価され、県日華親善協会と県国保連の斡旋もあって、当町は虎尾鎮を姉妹都市に選んだのである。もともと台湾からは、県内に二十数名の医師が派遣されており、両国間の医療の交流は深かった。

調印式に訪れた柳森傳次郎町長、蛭子隆町議會議長、青森県日華親善協会会長・山崎竜男参議院議員ら一行七人は、陳鎮長、林縣長、台湾省議會議員らの熱烈歓迎を受けた。

その後、大間・虎尾鎮の交流は次のように行われた。

○昭和五十六年六月五日

虎尾鎮（町）の親善使節団（団長・陳俊恵鎮長）の一行九人が当町を訪ね、勤労青少年ホームにおいて交流会、続いて行われた祝賀会では、奥戸郷土芸能保存会による郷土芸能が披露された。

○平成元年（一九八九）六月二十二日

川内町・佐井村との三町村合同で、この年より中学生を「世界に目を開く国際感覚を身につけ、将来の郷土づくりを担う人材を育てる」ため、台湾省へ派遣し海外研修をさせることとなった。

○平成二年九月二十九日～十月三日

議員・職員から成る親善友好訪問団は、姉妹都市締結一〇周年を記念して虎尾鎮を訪問し、関係者との懇談会を重ねつつ交流を深めた。締結の縁結びとなった故洪毓崑氏の墓参を行い、同氏の弟の毓鐘氏夫妻を夕食会に招いて感謝状と記念品を贈呈した。また、友好団は彰安国民中学校を訪問して、合同中学生使節団の受け入れに感謝し、先に来町した同校使節団から贈られた蛇踊り（龍舞）道具の寄贈に対してのお礼をし、学校施設、授業風景を視察した。

さらに一行は、台湾の原子力施設である原子龍委員会核能研究所と、金山原子龍発電所を表敬訪問した。

〈親善友好訪問団メンバー〉

団長 中島 大 町議會議長

- 副団長 伊藤昇太郎 収入役
- 団員 小林唯八 町議會議員
- 団員 清水 潔 町議會議員
- 団員 高橋慶男 町議會議員
- 団員 広谷 久 町議會議員
- 団員 伊藤 豪 町議會議員
- 団員 木村和弘 総務課長
- 団員 三国谷清哉 企画調整課長
- 団員 和田 博 税務課長
- 団員 紀国和彦 農林畜産課長
- 団員 佐藤威彦 下手浜保育所長
- 団員 新田良治 奥戸保育所長
- 団員 松尾融一 水道課長
- 団員 南 英克 議世事務局長

○平成三年九月二十四、二十五日

虎尾鎮から陳振生鎮民代表会首席（町議會議長）を団長とする親善友好使節団が来町して、当町との交流を行った。同使節団二五人の中には、町立大間病院に勤務した故洪毓崑医師の弟、毓鐘氏夫妻も加わっていた。一行は、中学生使節団を台湾へ派遣している川内町と佐井村を訪れて、中学校を視察し教師・生徒たち



写真3-12 最初期の移動役場

と懇談した。

移動役場 昭和五十一年（一九七六）十一月二日、町は町民との懇談会を開いた。いわゆる「移動役場」の
行政相談 開設で、町からは目時町長、稲葉町議会議長をはじめ助役・収入役・教育長・各課長・室長・事務局長・職員が参加した。冒頭、目時町長は「より良い町づくりには、住民の参加が不可欠です。移動役場を開設し、住民と膝を交えて話し合い、生の声を直接聞き、これからの行政に反映していきたい」と、その趣旨を述べた。

これを皮切りに、移動役場は大間・奥戸・材木の各地区で定期的に開設され、重要な年中行事となったのである。この移動役場では、住民側から漁港、防災、道路、公民館、保育所、冠婚葬祭費、出稼ぎなど多岐にわたって要望事項が出され、その個々について行政側との間で活発な意見交換が行われた。

この年、当町の出稼ぎ世帯は推定で八五六世帯、一一六一人で、二・二世帯に一世帯という高率だった。それだけに町は出稼ぎ対策に万全を期すため、奥戸地区季節労務者協議会、大間地区出稼者協会、材木地区出稼者協会の三団体との懇談を重ね、担当者が出稼ぎ先の企業を歴訪して、安全確保や賃金問題について協力を要請した。

町民憲章・町の木 町制施行四〇周年記念の一環として、当町は町民憲章と町の花・町の鳥の制定 章と町の木、町の花、町の鳥を制定することを決め、町民憲章起草委員会を昭和五十六年（一九八一）七月十五日に発足させ、

次の一三人に委員を委嘱した。

委員長 石澤 徹（大間町社会福祉協議会会長）

委員 佐々木正（大間町議会議員）、米澤輝司（大間町議会議員）、蛭子富二夫（大間町議会議員）、堺正

義（大間町教育委員会委員）、松野良一（町立奥戸中学校長）、田中広幸（大間町連合青年団团长）、

仙臺タキ（奥戸婦人会長）、濱端廣利（大間漁業協同組合組合長理事）、遠藤賢治（大間町商工会

会長）、米澤明男（大間町連合PTA会長）、熊谷正之（学識経験者）、和田英夫（学識経験者）

同委員会の慎重にして活発な審議が実って、翌五十七年六月十六日、町民憲章と、大間町を象徴する町の木、町の花、町の鳥が制定された。

〈町民憲章〉

わたくしたちは、津軽海峡の青い海と、美しいみどりの丘と、太陽に恵まれた本州の最北の地に住む大

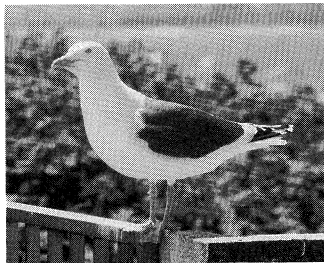
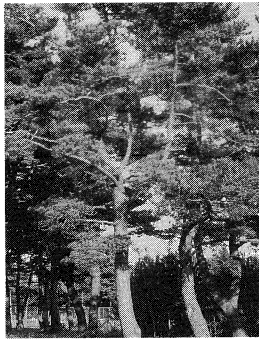


写真3-13 町の花鳥木（はまなす・くろまつ・かもめ）

間町の町民です。先人の力と汗の偉業をたたえ、自然をいつくしみ郷土を愛し、自覚と責任をもって、文化的でたくましく、豊かで明るく、うるおいのある住みよい町にするため

に、この憲章を定め実践します。

- 一、健康でよく働く豊かな町をつくりましょう。
- 一、きまりを守り、明るく住みよい町にいたしましょう。
- 一、教養と文化の高い清らかな町をめざしましょう。
- 一、互いに話し合う平和でなごやかな町をきずきましょう。
- 一、人を愛し、まことをつくす、しあわせな町に育てましょう。

〈町の花はまなすの花〉

海岸のいたるところに自生し、初夏に芳香を放つハナマスのかれんな花、郷愁をそそる甘酸っぱい果実とともに、大間町の気候風土に適したバラ科の落葉低木として、昔から町民に親しまれている。

〈町の木はくろまつ〉

大間町は、クロマツの北限地である。松は古来めでたい樹木として親しまれてきた常緑高木で、樹齢一〇〇年を超えるものも珍しくない。潮風や雨雪にもよく耐え、雄々しい中にも気品ある姿を漂わせている。

〈町の鳥はかもめ〉

弁天島・津鼻崎をはじめ港、海岸、海上にと群れとぶ優美なカモメは、自然現象に敏感で時化しげを教え、また、豊漁を告げる海鳥として、昔から町民に親しまれている。

町制施行 当町は昭和五十七年（一九八二）八月五日、大間町総合開発センターにおいて町制施行四〇周年
四〇周年 記念式典を挙行し、その席上、功労者を表彰し、各界の協力団体に感謝状を贈呈した。

〈功労表彰〉

○自治功勞者

大見義美、故大西善太郎、泉忠進、岩瀬武三郎、笹谷賢治、稻葉末作、小谷信千代、佐々木隆男、熊谷忠造、加藤勇藏、倉本留雄、廣谷久、小鷹勝幸

○音樂功勞者

町立奥戸中学校

○體育功勞者

県立大間高等学校、島津政幸、岡田忠夫、浅利由美子

○教育功勞者

真柄豊三郎、和田英夫

○民生功勞者

石澤徹、矢越甚藏

○保健衛生功勞者

高橋利助、野崎やな、坂本スサ、藤枝トメノ、柳谷信一

○産業經濟功勞者

小谷清作、宮野慶毅司、小林正美

○消防功勞者

小谷菊市、菊野敏美、島長次郎、樋口源太郎

○納税・消防功勞者

益城良造

○教育・産業・自治功勞者

蛭子隆

○長壽者表彰（満九〇歳以上）

武内たか、鈴木よしの、細間なつ、岡村ふみ、阿部くる、鹿角竹恵、岡部せき、角野はる、笹谷そよ、安渡いし、笹谷勇八、高松たか

○長壽者表彰（満八〇歳以上の夫婦）

駒井林五郎・たか、矢越喜一郎・ハツ、沢田長作・きわ、福井嘉市・まつの、笹谷勇八・ふね

〈感謝状贈呈〉

○町制施行四〇周年記念関係

大間地区総代、奥戸地区総代、材木地区総代、大間漁業協同組合、奥戸漁業協同組合、大間町商工会、大間婦人会、奥戸婦人会、材木婦人会、飛鳥亮

○大間町総合開発センター落成関係

日本国土開発株式会社青森営業所、株式会社坂爪設計事務所、大間地区、共和ボルトむつ株式会社、大間婦人会

○大間町海峽保養センター落成関係

清水建設株式会社仙台支店、株式会社坂爪設計事務所、野崎建設工業株式会社、大見海事工業株式会社、堀内建設株式会社、青森市大間町人会、大間電報電話局

〈記念事業〉

「四〇周年記念要覧」発行

「広報おおまつ集号」発行

「大間町沿革史年表」発行

NHK 「夏休み巡回ラジオ体操」公開生放送



写真3-14 町制施行40周年を記念してつくられた「津軽海峡海鳴り太鼓」

「津軽海峡海鳴り太鼓」完成披露

町制施行四〇周年を迎えるに当たって、後世に伝えることのできる新しい郷土芸能をつくろうとの声が高まってきた。そこで町は、昭和五十七年二月初め、東京在住で青森市のねぶたの里の構想と奥入瀬溪流太鼓の創作をはじめ、全国各地で創作太鼓の作譜の経歴を持つ、全日本民俗舞踊連盟会長の飛鳥亮氏に和太鼓曲の創作を依頼した。

飛鳥氏は直ちに構想に入り、この月の末にはさっそく二曲を持って大間町を訪れ、曲の指導と全体構想をまとめる作業に入った。氏の構想は大間の四季・春夏秋冬を交響曲的にイメージしたもので、第一章を春の潮騒を表現した「潮騒太鼓」、第二章を夏の昆布漁の様子を表す「昆布取りの船出」と「波乗り太鼓」、第三章を秋のイカ釣りの様子を表現した「漁火太鼓」と「夜明けの章」「豊漁戻り船」、第四章を冬の荒れ狂う海峡を表現した「津軽海峡海鳴り太鼓」と、いかにも当町にふさわしい

仕上がりであった。

こうして町制施行四〇周年記念式典の行われた八月五日に初めて披露されたのが「津軽海峡海鳴り太鼓」である。
町制施行 当町は平成四年（一九九二）十一月三日、大間中学校校体育館において町制施行五〇周年記念式典
五〇周年 を挙行した。功労表彰と感謝状贈呈の後、来賓を代表して県知事（佐々木県企画部長代読）、県
議会議長（平井県議会議員代読）、大島理森衆議院議員、松尾官平参議院議員、県町村会長（木村副会長代読）
からそれぞれ祝辞が述べられた。

なお、功労表彰および感謝状贈呈の対象者、五〇周年記念行事などは次のとおり。

○功労表彰

木村功、目時正五郎、柳森傳次郎、菊池武夫、伊藤昇太郎、廣谷久、中島大、小林唯八、和田英夫、熊谷正
之、向井勝實、大内二郎、古谷吉光、山崎武繁、新田喜一、高橋利助、岩泉長孝、御厩敷友吉、佐々木隆男、
宮野正男、東日本フェリー株式会社、中島隆、佐々木清喜、佃勝文、坂本勝雄、七島一美、松本秀雄、小谷
傳、新田正俊、大間母の会、電源開発株式会社

○長寿者表彰

（満九五歳以上） 笹谷ふね、和田よね、宮崎菊恵、佐々木真了、須藤興一、（満八五歳以上の夫婦） 矢越喜一
朗・ハツ、米澤豊江・つや、小谷菊市・ぜん

○感謝状贈呈

大間地区、大間漁業協同組合、奥戸漁業協同組合、大間町商工会、大間町観光協会、大間婦人会、奥戸婦人
会、林木婦人会、みどり生活改善グループ、大間町納税貯蓄組合連合会、大間町連合PTA、電源開発株式

会社、大間原子力総合立地事務所、大間町電友会、米澤輝司、清水克子、川口巖、佐藤桂一、中村征典、下川原堅蔵、加藤ふじ

○記念事業

「五〇周年記念誌」発行

「広報おおま特集号」発行

タイムカプセル実施

「学校教育回想録」発行

町史編纂着手

「二十一世紀のわが町」児童生徒・町民作品募集

五〇周年記念品（全戸配布）

記念植樹、大間地区より桜苗木一〇〇本寄贈

NHK「昼の散歩道」公開録音

海上自衛隊大湊音楽隊記念演奏会

海峡保養センター一日無料開館

黒石八郎バラエティショー

○通年行事（五〇周年記念として）

平成四年度消防団定期観閲式

第二九回大間町民体育大会



写真3-15 町制施行50周年記念式典

平成四年度大間町成人式

第七回はまなす駅伝大会

第二回大間町健康まつり

第五回大間町ベコまつり

第一七回町民文化展

第一四回大間町音楽祭

第三〇回大間町産業祭

第七回大間町少年柔道大会

第二九回大間町少年剣道大会

各学校運動会・体育祭

○協賛行事

第六回大間町舟競争大会

第三回北通り小学校陸上競技大会

大間崎灯台一般公開

六 「第三次大間町総合計画」の策定

当町は昭和五十四年（一九七九）二月に「第二次大間町総合計画」を策定し、町行政の総合的・効率的運営の

指針として諸施策を実施してきた。その後の社会・経済環境の激しい変化に対応するために平成元年（一九八九）十二月、新たに「第三次大間町総合計画」を策定し、二一世紀を視野に入れた行政をめざすこととなった。

現状と（一）行政組織

問題点 当町の行政機構は、地域の特殊性と多様化する行政需要、住民サービスなどの要請によってたびたび機構の改革が行われてきたが、昭和六十一年（一九八六）の課設置条例の改正により、町長部局が総務課・企画調整課・税務課・民生課・農林畜産課・水産商工課・建設課・原子力発電所対策室・出納室の七課二室および病院（一部事務組合下北医療センター）・水道の二公営企業および執行機関として議会・教育委員会・選挙管理委員会・農業委員会の事務局ならびに監査委員で構成されている。

職員数は、昭和六十三年四月一日現在で九九人となっており、五十八年と同数であるが、昭和六十一年十二月の一人に比較して五人（五パーセント）の減少となっている。普通会計に属する一般行政職員数を類似団体に比較してみると、全国類似団体の人口一〇〇〇人当たり（昭和六十二年四月）一四・三八に対し、一三・一と少ない。

（二）事務管理

（1）行政管理の近代化

事務管理については、窓口改善および事務の機械化・OA化を部分的に実施してきたものの、まだ改善すべき問題が残されている。今後は行政需要の増大と高度化および広域化に対処し、最小の経費で最大の効果を挙げ、住民サービスの向上を図るため、事務の職能化・システム化・標準化を進めるとともに、行政の統一を図るための総合調整機能の強化など、新しい時代に適応できる行政管理体制の充実を図る必要

表3-1 本町にかかる広域行政

一部事務組合名称	処理事務	構成市町村名
下北地域広域行政事務組合	広域計画 消防 精薄児等施設	むつ市, 下北郡全町村
	電算	むつ市, 大間町, 風間浦村, 佐井村, 脇野沢村, 東通村, 横浜町
	し尿処理	むつ市, 下北郡全町村, 野辺地町, 横浜町, 六ヶ所村
下北医療センター	医療	むつ市, 下北郡全町村

がある。

(2) 執務環境

執務環境については、庁舎の採光、照明色彩、各課の配置に留意し、常に改善を図ってきたものの、昭和五年に建築され、昭和五十八年に大規模に増改築した木造二階建ての現庁舎は老朽化が著しく、また狭隘となっており、行政機能が高度に発揮できらう新庁舎の建築が望まれている。

(三) 広報・広聴

当町における広報活動は、毎月一回発行の広報紙および町勢要覧、重点広報刊行物を不定期に発行している。また、住民周知のための一般公文書については、町内会などを通じ、全戸配布を行うとともに、緊急を要するものについては、広報車および大間・奥戸両漁業協同組合の無線有線放送を用いている。

広聴活動は、町内会、各種団体などを通じ、移動役場・町政懇談会を開催し、住民の意向聴取や意見交換の場としている。全体的には行政情報の一方向行となっている状況にあり、今後は町内会等住民とのコミュニケーションを中心に自治意識や参加意識の高揚に努める必要がある。

(四) 広域行政

広域行政についてみると、一部事務組合のより効率的な運営を図るため、平成元年（一九八九）四月一日をもって下北地域広域行政事務組合とむつ地区環境整備組合およびむつ下北地域福祉事務組合が統合され、おのおの事務を共同処理している。現在、一部事務組合に対する負担金の増加による財政圧迫等の問題はあるものの、広域行政に寄せる期待は大きく、他町村との協力により一層の広域行政推進を図る必要がある。

施策の方向

（一）行政組織

○行政の執行を計画的・有機的に結びつけるため、計画―実施―検討にいたる一連の管理体制を強化するとともに、総合調整機能を強化する。

○新規の行政需要についても対応できるよう、現機構に検討を加えながら、組織体制を整備する。

（二）事務管理

○職員の適正配分と、さらには職員の能力と勤労意欲の向上を図るため、人事管理の適正を図るとともに、新庁舎建築を検討する。

○行政事務を迅速かつ的確に処理するため、オフィスオートメーションの導入を含む事務管理体制の総合的改善を検討する。

（三）広報・広聴

（1）広報活動

広報紙『広報おおま』の内容・体裁・配布頻度の拡充を図るとともに、一層きめ細かな広報体制を確立するため、広報担当を設置し、専門能力を有する職員の育成と広報活動の積極的展開を推進する。

（2）広聴活動

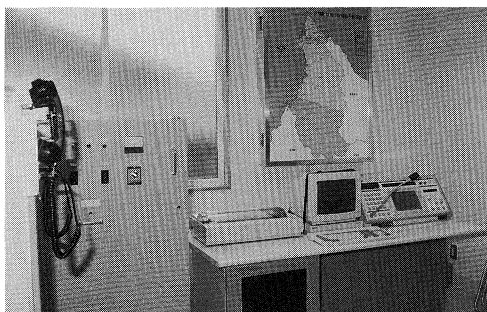


写真3-16 防災行政無線

町民の行政についての関心を高め、これを施策に反映させるため、町づくりや行政運営に関する町民との意向聴取や意見交換の場として、行政懇談会など広聴集会の開催に努める。

(四) 広域行政

他町村と連絡協調し、医療行政における伝染病隔離業務の広域化を図る。

七 大間町水産振興計画・大間町地域振興計画

当町は平成四年（一九九二）九月、「二一世紀に向けた豊かで活力ある町づくり」をめざして、大間町水産振興計画と大間町地域振興計画を策定した。以下は、両計画書の要約である。

はじめに

○近年の当町を取り巻く社会環境には厳しいものがあります。主要産業である漁業においては、コンプが平成元年の空前の豊漁を境に一転して平成二〇三年は不漁であったのははじめ、沿岸漁業が衰微の傾向にあります。また、その他の産業に目を向けても、長年の懸案である企業誘致も容易に進展せず、新たな雇用の創出も難しい状態です。

○加えて、若年者の流出が著しく、漁業者等の後継者問題が深刻化する一方で、嫁不足問題が叫ばれています。いうまでもなく高齢化社会については、

当町も例にもれず、その波が押し寄せてきており、その対応が急務であります。

○町行政としましては、これまで苦しい財政状況のなか町民の要望に応えるべく、最大限の努力を致してまいりましたが、地域産業の伸び悩み等から町財政は今後一層厳しくなり、振興を図るにも長い時間を要するものと予想されます。

○このような現状を打破し、早急に基盤整備を図り、地域産業を活性化する施策を講じるためには、原子力発電所の立地によるメリットを最大限に活用することが最良と考え、電源三法交付金や発電所の固定資産税を財源として水産振興等各種産業の振興を図ることにより町民が豊かになり、公共施設整備を行うことにより住みよい環境をつくることで、活力ある新しい大間町に生まれ変わり、更なる発展に向けて歩んで行くことができるものと確信しています。もちろん、原子力発電所の立地に当たっては、安全性の確保が最優先されることはいまでもありません。

○二つの計画は、平成元年に策定された、当町の長期的な目標を明らかにするとともに進むべき方向を示した「第二次大間町総合計画」に基づき、昭和六十二年に発表された「リフレッシュマリン大間（水産業振興長期基本構想）」並びに平成二年に作成された町づくりの青写真「大間町地域振興構想」をより具体化させた形で、今後一〇年間で水産振興・地域振興の諸施策を明らかにしたものであります。実施に当たっては、毎年度計画を精査しながらローリングさせていき、十一年以降についても継続的に計画を策定し、振興を図っていきます。

○青森県ご当局からは、「本計画について関係者間での協議を踏まえ、実現に向けて最大限努力する」旨のご回答をいただいております。

○町民の一人一人が経済的にも精神的にも豊かで幸せであるために、また、二一世紀に向け私たちの子供達のために本計画に沿って、『豊かで活力ある町づくり』を着実に進めてまいります。

平成四年九月

大間町長 金澤弘康

大間町水産振興計画（リフレッシュマリソ・大間計画）の概要

○種苗確保……発電所からの温排水を利用した北通り種苗育成センターを設置し、安定的にアワビの種苗が確保できるようにします。

○人作り……人材研究センターを設置し、海づくりや栽培のための技術指導を行い、さらに、海づくりや栽培・流通・加工などの技術を持った人材を育てます。

○水揚げ向上……種苗放流、増殖場の造成、海藻団地の整備などを行い、つくり育てる漁業による水揚げの向上を図ります。

○魚礁設置……海域の特性に合わせた魚礁を設置し、魚介類の良好な生息環境を整備します。

○価格向上……北通りの共同市場を整備し、流通体制強化を図ります。加工場を設置するなど付加価値向上のための施策を講じます。

○漁場管理……密漁監視レーダーを設置するなど、監視体制を確立します。

○漁港等整備……下手浜・材木漁港の整備を継続するとともに小奥戸漁港などの早期着手を国・県に積極的に働きかけます。

表3-2 水産振興計画総括表

区 分	事 業 名	実施場所 (漁協)	実施時期		概 要
			上期	下期	
種 苗 確 保	北通り種苗育成センター	発電所近傍	○	○	大型アワビ稚貝育成、コンブ種苗生産、将来は温排水利用
人づくり	人材研修センター	種苗育成センター内	○		海づくりの技術指導、人材育成
水揚げ向上	種苗放流	大間・奥戸	○	○	アワビ、ガゼ、ヒラメ
	コンブ増殖	大間・奥戸	○	○	雑藻駆除 海藻団地補修・新規造成
	アワビ増殖	大間・奥戸	○	○	アワビ増殖場(産卵場)造成
	割石～烏の潤増殖場	大 間	○	○	アワビ、ウニ管理漁場造成
	ウニ増殖	大間・奥戸	○	○	空ウニ(ノナ)移殖 ウニ増殖場(産卵場)造成
	魚礁設置	大間・奥戸	○	○	並型魚礁(共同漁区内)
	ヒラメ陸上養殖	奥 戸		○	陸上養殖施設
	海面(長磯)養殖	奥 戸	○	○	イクス養殖施設
	試験事業	大間・奥戸	○		陸上中間育成施設試験継続等
魚 礁 設 置	大型魚礁設置	共同漁区外	○	○	
	人工礁漁場造成	共同漁区外	○		
価 格 向 上	共同市場設置	別 途 検 討		○	
	水産加工場設置	別 途 検 討	○		
	製氷施設設置	別 途 検 討	○		
	コンブ干場造成	大間・奥戸	○		
漁 場 管 理	密漁監視レーダー	大間・奥戸	○		
漁港等整備	下手浜漁港修築	下 手 浜	○	○	
	材木漁港改修	材 木	○	○	
	小奥戸漁港	奥 戸	○	○	
	大間港局部改良	大 間	○	○	
	長磯湾整備	奥 戸	○	○	離岸堤

注) 実施時期については、電調審後の5か年を上期、その後の5か年を下期としました。

本計画の総事業費は約一六〇億円（うち海づくり等は二〇〇億円）です。

大間町地域振興計画の概要

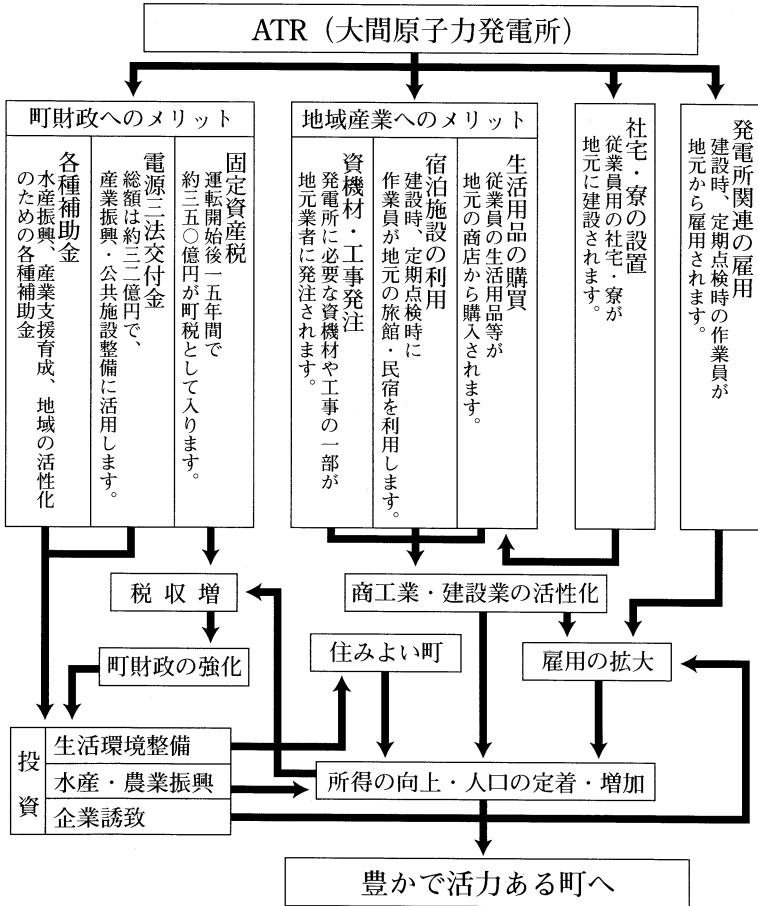
- 道路……町道の舗装改修を行うと同時に側溝の整備を進めます。
 - 生活環境……老朽化が著しい焼却場・火葬場や既に満杯状態に近い埋立処分場を新設します。
 - 農業振興……畜産と畑作を中心に振興を図り、流通体制の整備を行います。大間に適した新しい農産物を調査研究します。
 - 福祉・教育……高齢化社会に対応すべく老人福祉のための諸施設を建設します。中学校に引き続き大間幼稚園、大間・奥戸両小学校を新築し、園児・児童の教育環境の整備を図ります。町民がスポーツに親しむ環境づくりのため、公式大会の開催も可能な野球場・グラウンド・体育館・テニスコート等を備えた総合運動公園を建設します。
 - 上水道……水量不足、赤水等を解消すべく浄水場・配水場等の施設の整備を行います。
 - その他……大間町のみならず広く北通り地域住民の集いの場として、多目的ホール、図書館、郷土資料館とともに原子力の正しい理解のための研修施設、温水プール等が複合された総合文化センターを建設します。大間崎の整備（なぎさリフレッシュ事業）をはじめ観光地、公園を整備します。町民の方が気軽に集まれる集会場を順次整備します。
- 本計画の総事業費は約一二〇億円です。

表3-3 地域振興計画総括表

区分	事業名	実施場所	実施時期		概要
			上期	下期	
道路	道路・側溝整備	町内全域	○	○	
生活環境	一般廃棄物最終処分場（埋立処分場）	大間	○		埋立容量56,000m ³
	一般廃棄物焼却場	大間	○		処理能力20t/日
	斎場（火葬場）	大間	○		
	町営住宅	大間	○	○	
農業振興	農業振興センター	奥戸		○	農産物の集出荷場、保管施設 試験・研究施設
	農産物加工場	奥戸	○		
	花卉栽培プラント	奥戸		○	花卉類の試験栽培施設
福祉教育	特別養護老人ホーム	大間	○		寝たきりなど介護を要する老人の養護施設
	地域福祉センター	大間	○		老人のデイサービス、リハビリテーション、全町民対象の保健センター併設
	老人憩いの家	別途検討		○	作業場、娯楽室、浴場、ゲートボール場等を備えた憩いの施設
	大間幼稚園園舎	大間	○		
	大間小学校校舎	大間		○	
	奥戸小学校校舎	奥戸		○	
	大間中学校グラウンド	大間	○		
	総合運動公園	大間		○	屋内体育館、野球場、総合グラウンド、テニスコート等
その他	総合文化センター	大間	○		多目的ホール、図書館、郷土資料館、温水プール、原子力広報研修施設
	消防防災無線通信施設	町内全域		○	消防防災に関する通信連絡施設
	集会場	大間・奥戸	○		地区管理型
	役場新庁舎	大間		○	

注) 実施時期については、電調審後の5か年を上期、その後の5か年下期としました。

図3-1 原子力発電所立地を契機とした町づくりの流れ



八 原発誘致

原発調査室 大間町における原発（原子力発電所）誘致運動は、大間町商工会が昭和五十一年（一九七六）四月二十八日の町議会に、「原子力発電所新設に係わる環境調査」の早期実現を請願陳情したこと

から始まった。当時、沿岸漁業は全国的な傾向として漁獲量が年々減少の一途をたどっており、町の基幹産業を見直す中で沖合漁業への転換、農業・畜産業の奨励、兼業漁家の促進等が図られたが、生産性が低く、一部季節出稼ぎに頼らざるを得ない状況であった。また、地域振興諸施策として企業誘致も積極的に行われたが、本州最北の地といった地理的条件から容易に実現しなかった。そのような中で、広大・平坦な大地を有する有利性を生かし、当町はじめ隣接町村を含めた当地域の基盤整備、並びに将来の地域と主産業である漁業との両立を前提とし、かつ国のエネルギー政策にも寄与し得る原子力発電所の立地への機運が高まっていたのである。

一方では、原発の安全性への危惧から反対運動も起こり、同年五月に「大間原発反対共闘会議」が結成されたものの、原発を契機とした町勢発展の願いは強く、町議会は商工会の請願を採択し、町は同年六月に「原発調査室」を設置して原発誘致へ向け、行政・議会一体となった取り組みを開始した。

大間原子力発電所計画 町は、商工会の請願を受けた形で、原発誘致に乗り出したが、その後の主な経緯は次のとおりである。

昭和五十三年 五月 町は電発（電源開発株式会社・本社東京）に対し、立地適地調査の実施を要請するとともに、通産省に対し支援を依頼した。

十二月 北通り三か町村（大間町・風間浦村・佐井村、以下「地元町村」という）による「大間原発環境調査協議会」が発足。

昭和五十五年 七月 町は通産省に対して、立地適地調査の実施を要請。

九月 通産省は原子力立地適地調査を開始し、この調査は昭和五十五、五十六年度の二か年で実施された。通産省資源エネルギー庁の委託を受けた日本立地センターは地質・気象・海象などの調査を実施し、その結果を総合的に分析した報告書で「概要調査の範囲では、原発立地の可能性を否定するようなものは見られないと判断された」と結論づけている。昭和五十七年 六月 電発は「立地適地調査」を開始（昭和五十八年三月終了）。

八月 原子力委員会は「新型転換炉実証炉計画の推進」を決定。この新型転換炉（ATR、出力六〇万六〇〇キロワット級）は、国内の原発の主流である軽水炉と将来の高速増殖炉（FBR）をつなぐ中間的な炉で、軽水炉から生じる使用済み燃料の再処理で回収されるプルトニウムや濃縮度が低いウランを燃料として利用可能なものである。

昭和五十八年 四月 電発は地元町村に対し「立地環境調査」の実施を申し入れる。

七月 電発は「大間原子力調査所」を設置。

八月 電発は「立地環境調査」を開始（昭和五十九年十二月に終了）。

昭和五十九年十二月 電発は、地元町村に「立地環境調査現地調査報告書」を提出。

十二月 町議会は「原子力発電所誘致」を決議し、議会内に「原発対策特別委員会」を設置。原子力の平和利用、安全性の確認監視体制を第一条件に、積極的に原発誘致を図り、地場

産業の育成、人材開発に寄与し、就労の場の確保による町民福祉向上と明るく豊かな家庭生活を通じ、町の向上をめざすこととなった。

昭和 六十年 一月 大間漁協・奥戸漁協が臨時総会を開催し、「原発調査対策委員会設置」が否決される。

五月 通産省・科学技術庁・電気事業連合会・動力炉核燃料開発事業団・電発で構成されるA T R実証炉建設推進委員会が、「大間原子力発電所建設計画」を了承。

昭和六十一年 四月 総合エネルギー対策推進閣僚会議にて、大間地点が「要対策重要電源」に指定される。

昭和六十二年 五月 電発は地元町村および青森県に計画推進への協力を要請。

六月 大間漁協は臨時総会を開催し、「原発調査対策委員会設置」を可決。

八月 電発は、大間原発電環境調査協議会に対し、A T R実証炉建設計画を説明。

十一月 電発は、敷地境界線確定調査、物件確認調査を開始。

昭和六十三年 四月 奥戸漁協は臨時総会を開催し、「原発対策委員会設置」を可決。

七月 町は「水産振興漁場調査」を開始（平成元年十一月終了）。

十一月 「大間地区地権者代表委員会」発足。

平成 元年 一月 「奥戸地区地権者代表委員会」発足。

三月 大間漁協は臨時総会を開催し、「原発調査対策委員会活動報告」を承認し「原子力発電

所交渉委員会設置」を可決。

大間漁協は、「漁業上の損失に対する適切な補償」「水産振興策の具体的実現に向けて行政などからの財政的協力」「原発への地元の最優先雇用」などの条件を満たせば、

「原発と漁業は共存共栄が可能」とする最終報告書を承認した。併せて、諸条件を交渉する窓口となる交渉委員会の設置を可決した。

七月 電発は、大間原子力調査所を「大間原子力総合立地事務所」に改組。

十月 電発は、大間地区・奥戸地区地権者代表委員会に土地買取価格提示。

十月 地元町村において「大間原発三ヶ町村協議会」「六漁協連絡協議会」が発足する。

十二月 町は「第三次大間町総合計画」を策定。

平成二年 三月 大間・奥戸地区地権者代表委員会は、土地価格を了承。

七月 電発は、土地買取契約を開始。

平成三年 六月 奥戸漁協は、臨時総会を開催し「原発交渉委員会設置」を否決。

十一月 通産省資源エネルギー庁長官が、青森県および地元市町村に大間原発計画推進への協力を要請。

平成四年 一月 奥戸漁協は、臨時総会を開催し「原発交渉委員会設置」可決。

「万全な安全対策などの諸条件が整えば、原発と漁協との共存は可能であり、将来の漁業振興のためにも原発関連の財源利用検討の必要がある」として、交渉委員会の設置が可決された。すでに交渉委員会を設置している大間漁協と足並みが揃い、漁業補償交渉が本格的にスタートした。

五月 科学技術庁長官が、青森県および地元市町村に大間原発計画推進への協力を要請。

九月 電発は、大間・奥戸両漁協に対し漁業補償金などを提示。

平成 五年 十月 町は、大間・奥戸両漁協に対し水産振興計画を提示、併せて地域振興計画を公表。
 膠着した補償交渉を打開するため、町、町議会、大間・奥戸両漁協が青森県に対し仲介
 を要請。

十二月 青森県は関係者に対し、漁業補償の仲介・指導を行う。

平成 六年 二月 電発・県の仲介・指導に従い、大間・奥戸両漁協に対し漁業補償金見直し額を提示。

五月 漁業補償協定調印。

長年にわたった地元漁協との補償交渉が決着し、国家プロジェクトであるATR（新型転換炉）実証炉建設計画が具体化に向けて大きな一歩を踏み出した。ここに至る過程として、当初は、大間・奥戸両漁協での「原発調査対策委員会」の設置の否決や、「原発交渉委員会」の設置の難航などの紆余曲折があったが、数十回にわたる原発交渉委員会での原子力の安全性や漁業に与える影響への検討、および先例地視察などを通じて、「原発と漁業の共存共栄は可能」との結論に至り、電発の補償金提示、県の仲介・指導を経て決着に至ったものである。

発電所計画 平成七年（一九九五）七月、電気事業連合会は原子力委員会に、ATR実証炉の工事費・発電原
の 変 更 価が高く、経済性向上の見込みがないとの判断から、実証炉建設の見直しを要請した。それを受
 け、原子力委員会はATR（新型転換炉）建設を中止し、代替案として、一三八万三〇〇キロワット級フルM
 OX-ABWR（改良型沸騰水型軽水炉）建設に計画変更した。

漁業補償交渉が決着し、一旦は順調に進むかに見えた大間原子力発電所計画は、このATRからABWRへの
 計画変更により、再度の漁業補償交渉の必要に迫られることとなる。その後の主な経緯は以下のとおりである。

平成 七年 八月 電発は、原子力委員会の大間原子力発電所計画変更正式決定を受け、地元町村および県

平成七年八月

に計画変更の申し入れ、協力を要請。

町長は、この要請に対し「大間原子力発電所計画に係る所信表明」を行った。

A T R実証炉の実現に向け長年取り組んできた町にとって、この発電所計画の変更はあまりに突然の出来事であった。この所信は、こうした地元の声を代表して町長が表明したものである。その内容としては、着工目前であったA T R計画の変更を遺憾としつつも、A B W Rの商業炉としての安全性、将来性への期待から「大間町の将来を見据え計画変更という道を選択する」という決意をし、通産省・科学技術庁・原子力委員会・青森県・電発に対し、①A B W R計画の早期実現、②水産振興・地域振興計画の遅滞なき実施、③準備工事の先行着手、④漁業補償の早期円満解決へ向けた万全の措置、などを要請するというものであった。

この町長所信の要望事項である「水産振興・地域振興計画の遅滞なき実施」を受けて、原発関連の補助金等を活用し、一部については電発からの資金協力を得て、以下の広域的な振興策が進められることとなった。

〈振興策〉

〈完成目途〉

特別養護老人ホーム(仮称)

平成九年度

総合文化センター(仮称)

平成九年度

北通り種苗育成センター(仮称)

平成八年度(Ⅰ期分)

北通り共同製氷施設(仮称)

平成八年度

平成 七年 九月 町議会では、それまでの原発対策特別委員会を「大間原発A B W R対策特別委員会」に

改組。

十月には「発電所誘致の原点に立ち返り町長とともに今後も原発建設に向け取り組み」ことを決定した。

十月 町・議会・電発で、大間・奥戸両漁協に計画変更を正式に申し入れ。

原発の炉型の変更により出力が増加することから、温排水の拡散範囲が広がるため、漁業補償交渉の再開を求めて町・議会・電発が両漁協に申し入れを行った。

平成 八年 四月 大間漁協は臨時総会を開催し、「交渉委員会設置」可決。

六月 奥戸漁協は臨時総会を開催し、「交渉委員会設置」可決。

発電所計画の変更という大きな曲折を経ながらも、大間原子力発電所計画は、町・議会一体となった取り組みにより、その実現に向けて進みつつある。今後は、安全性の確保を大前提に、町民一人ひとりの理解のもと、発電所と地域との共存共栄の実現が期待されている。

九 歴代町(村)長・助役・収入役

歴代町(村)長

歴代 氏名 在職期間

初代(戸長) 田中元長 明治 四 明治 六

第2節 行政機構

二代(戸長)	木村重孝	明治 六・四・二〇	明治一七・九・三〇
三代	高畑熊三郎	明治二二・七・一五	大正二・一・一二
四代	佐々木吉三郎	大正二・三・二五	大正五・三・一七
五代	藤田政五郎	大正五・四・一〇	大正九・四・九
六代	相内 滋	大正九・一〇・八	昭和三・一〇・七
七代	佐々木吉三郎	昭和 三・一〇・八	昭和一八・八・一五
八代	加藤直次郎	昭和一九・三・二九	昭和二一・二・一二
九代	佐々木吉三郎	昭和二一・三・二二	昭和二一・一・一五
一〇代	和田兵吉	昭和二二・四・一五	昭和二六・二・一五
一一代	中嶋徹夫	昭和二六・四・二三	昭和三八・四・二九
一二代	金澤幹三	昭和三八・四・三〇	昭和四九・七・二一
一三代	目時正五郎	昭和四九・九・一	昭和五三・八・三一
一四代	柳森傳次郎	昭和五三・九・一	昭和五七・八・三一
一五代	目時正五郎	昭和五七・九・一	昭和六一・八・三一
一六代	柳森傳次郎	昭和六一・九・一	平成二・八・三一
一七代	金澤弘康	平成二・九・一	平成八・一二・二二
一八代	浅見恒吉	平成九・一・一九	現在

歴代助役

名誉助役	佐々木延松	明治二二(就任日不明) } 明治三七・七・五(兼収入役)
名誉助役	廣谷六郎	明治二二(就任日不明) } 明治四三・一一・一五
名誉助役	小谷辰之助	明治二二(就任日不明) } 明治二五・三・三一
	能戸茂一	明治三七・九・一九 } 明治三八・七・一六
	佐々木吉三郎	明治四三・一二・一五 } (退任日不明)
	蛸島久八	(就任日不明) } 大正 五・四・一〇(兼収入役)
	小原久太郎	大正 五・五・二三 } 大正 五・四・一〇
	新谷彦吉	大正 七・一〇・二二 } (退任日不明)
	和田兵吉	大正一一・二・一二 } 昭和一九・八・二九(兼収入役)
	金澤幹三	昭和二六・五・三〇 } 昭和三八・四・一一
	菊池武夫	昭和三八・六・三 } 昭和五四・六・二
	小鷹勝幸	昭和五四・七・一 } 昭和五八・六・三〇
	柳森傳次郎	昭和五八・一〇・一七 } 昭和六一・六・二一
	金澤弘康	昭和六二・一〇・一六 } 平成 二・四・三〇
	浅見恒吉	平成 三・一〇・一五 } 平成 八・一二・一一

歴代収入役

佐々木延松	明治二二(就任日不明)～明治三七・七・五(兼助役)
蛸島久八	(就任日不明)～大正五・四・一〇(兼収入役)
若山時太郎	大正五・四・二九～大正七・七・一一
菊池清四郎	大正七・八・一三～大正七・二二・二八
小嶋真作	大正八・一〇・二三～(退任日不明)
和田兵吉	大正九・三・一三～昭和一九・八・二九(兼助役)
中嶋徹夫	昭和一二・三・一六～昭和一二・四・一三
山田重藏	昭和一二・四・三〇～昭和一二・九・二三
田中時雄	昭和一二・六・三～昭和一二・六・三
小鷹勝幸	昭和一二・九・二五～昭和一二・六・三〇
伊藤昇太郎	昭和五四・七・一～平成七・一〇・六
紀国和彦	平成七・一〇・一七～現在

図3-2 大間町行政組織図

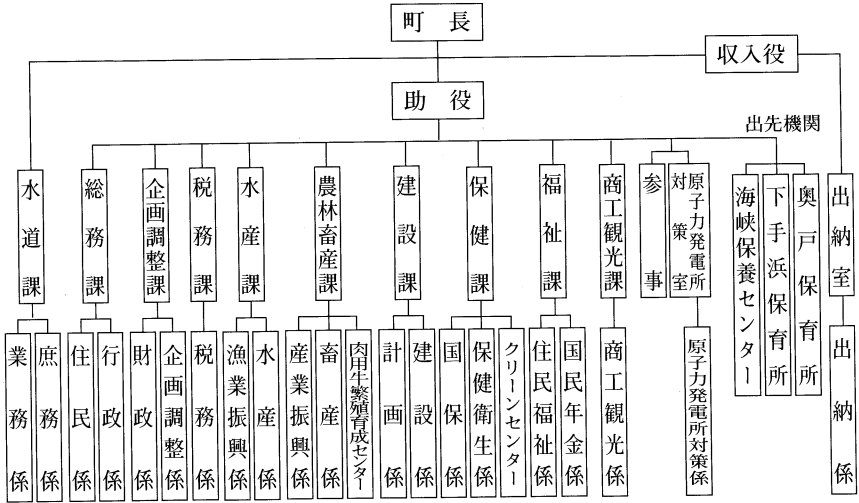


図3-4 大間町教育委員会組織図

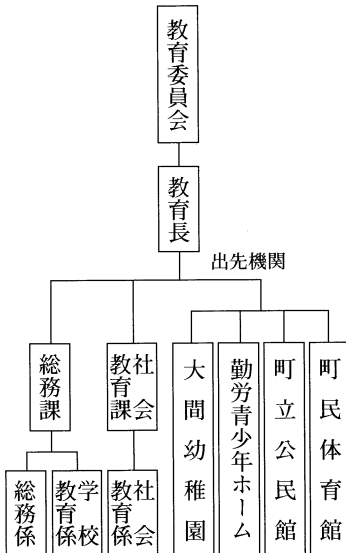


図3-3 各機関等の組織図



第三節 人口と戸数

一 人口の推移

江戸期 大間・奥戸の名が初めて文献に登場するのは、康正三年（一四五七）である。しかし、戸数と人口については不明で、それが明らかになるのは、江戸時代に入ってからである。江戸時代、つまり藩政時代の当町は大間村と奥戸村（枝村の材木を含む）から成っていた。

戸数と人口についての最古の記録は、享保五年（一七二〇）のものである（『田名部御用留』）。

大間村 三六戸 四七一人

奥戸村 六五戸 一一〇三人（奥戸五四戸・材木九戸・赤石二戸）

その数は、安永九年（一七八〇）になると次のように変化している（『邦内郷村志』）。

大間村 七二戸 三三三人

奥戸村 八三戸 五二八人（奥戸五〇戸・材木二九戸・赤石四戸）

六〇年間に、大間村の戸数は三六戸から七二戸と倍増したのに、人口は逆に減っている。この現象は、南部藩が人口の著しい増加を避けるために、いわゆる「間引き」による産児制限を行わせた結果と思われる。また藩は

宝暦十年（一七六〇）、下北半島の檜山を藩有にして、伐出を厳しく制限したために、村からの離散者が続出し人口は減少したといわれる。

江戸期のその後の記録は次の通りである。

寛政九年（一七九七）『原始漫筆風土年表』

大間村 二六戸 禄高五九石九斗三升三合

奥戸村 五〇戸 禄高八六石七升一合

寛政十二年（一八〇〇）『陸奥州駅路図』

大間村 四〇戸

奥戸村 一〇二戸

享和二年（一八〇二）『仮名付帳』

大間村 四四戸

奥戸村 一二九戸（奥戸九六戸・材木三〇戸・赤石三戸）

なぜか、戸数しかわかっていない。

文政十二年（一八二九）『田名部通惣郷正家書上』

大間村 四六戸

奥戸村 一二〇戸

奥戸の戸数は、大間のその三倍弱になっている。

嘉永二年（一八四九）には、大間の戸数は六〇〜七〇戸、奥戸のそれは一〇〇戸前後と推測される。

明治期 二六〇年余に及んだ徳川幕府を倒して、近代国家の建設をめざした明治新政府は明治五年（一八七二）、壬申戸籍を作成して、正確な戸数・人口を把握した。

大間村 七七戸 四五三人

奥戸村 一六八戸 九七三人

明治九年 『新撰陸奥国誌』

大間村 七八戸

奥戸村 一六八戸（奥戸一四六戸・材木二二戸）

明治五年から九年の間、大間村の戸数は一増で、奥戸村は変わっていない。

明治十三年

大間村 七九戸 四九八人

奥戸村 一六九戸 九五〇人

明治二十二年四月一日の「町村制」施行で、大間村と奥戸村は合併して大奥村となり、従来の村は「区」と呼ばれるようになった。

明治二十三年

大間 一〇三戸 六七〇人

奥戸 一七三戸 一〇二二人

計 二七六戸 一六九二人

明治二十七年

大間	一一一戸	七五六人
奥戸	一六二戸	一〇七六人
計	二七三戸	一八三二人

明治三十七年

大間	一九二戸	一一九〇人
奥戸	一六三戸	一一六八人

計 三五五戸 二三五八人

初めて大間区は、戸数・人口とも奥戸区を上回った。大間は海産物に恵まれて、生活にゆとりがあつたために養子を迎えたり、分家に出したりした結果、人口が増えたのである。

明治四十五年

大奥村 四一二戸 三一五七人

明治三十七年からの七年間で、五七戸、七九九人も増加したのは、漁業が盛んになった結果である。

大正期 大正期に入っても、人口の増加は続いた。
の人口 その前半の推移は次のとおりである。

	戸数	人口
大正二年	四六五	三三七一
同 三年	四八六	三五二六
同 四年	四八九	三六六〇

第3節 人口と戸数

同 五年	五四一	三八一〇
同 六年	五八六	三九九八
同 七年	六〇五	三八七一
同 八年	六〇〇	四三二八

大正九年（一九二〇）十月一日に、第一回国勢調査が実施された。その詳細は次のとおりである。

大奥村 六五四世帯 四〇七七人

下北郡の人口は五万二四七四人で、県人口は七万六四一三人であった。ちなみに、佐井村五一八世帯・三二二人、風間浦村五六四世帯・三六七九人、大畑村一一三二世帯・六五七〇人、田名部町一五五五世帯・九一九〇人、川内町二〇五五世帯・一万二三六人、大湊村九五八世帯・五七三五人、東通村一〇三二世帯・七三八七人、脇野沢村三七七世帯・二三九八人であった。

戸数 人口

大正十年	六二八	四五二四
同 十一年	六五七	四六五三
同 十二年	六六九	四八五七
同 十三年	七一一	四八六三
同 十四年	七三六	五〇四二
同 十五年	七七五	五六四三

大正十四年に、人口は五〇〇〇人を突破している。

二 昭和期の人口

大正十五年（一九二六）十二月二十五日に天皇が崩御されて、昭和と改元された。わずか一週間で昭和二年（一九二七）となったが、この年の三月、片岡藏相の失言により東京渡辺銀行が休業に追い込まれ、それを発端に金融恐慌が始まった。昭和四年十月、ニューヨーク株式市場の大暴落が引き金となって世界恐慌が始まり、日本もそれに巻き込まれた。深刻な昭和不況であるが、大奥村の人口は増え続けた。

	戸数	人口
昭和二年	七九一	五六三八
同 五年	八二四	五四四四
同 七年	八四二	五八四一
同 十年	九四六	六〇六六
同 十五年		六〇五四
同 十七年	九九九	六二六〇

戦争遂行のために、「産めよ殖やせよ」がモットーに掲げられた時代である。

十七年の十一月三日、大奥村は町政を施行して大間町となった。長い戦争が終わった昭和二十年は、九八五戸・五八四一人であった。それから二年後の昭和二十二年に、戦後初の国勢調査が実施され、当町の戸数は一〇三五戸と一千台に乗った。人口は六二七四人と微増にとどまった。

昭和二十五年 一一六二戸 七〇八一人

三 昭和三十年以降

昭和三十年（一九五五）以降の人口推移は表3-4のとおりである。

当町の人口は、昭和六十年国勢調査で七四八七人、県総人口の〇・四九％で、県下八市三四町二五村の中では第四位となる。地区別に見ると、当町人口の七二・六％に当たる五四三四人は大間地区（下手集落を含む）に居住し、奥戸地区には一七六九人（同二三・六％）、材木地区には二八四人（同三・八％）と、当町人口の大多数は大間地区に居住している。

昭和五十年からの推移を見ると、この一〇年間で〇・九七倍と二六六人の減少を示している。これは、県平均が一・〇四倍と微増傾向を示しているのに対し、下北地域ではむつ市に人口が集中して、人口流出が続く下北郡各町村と同じ傾向である。地区別には、減少数では大間地区が一三二

表3-4 大間町の人口と世帯数の増減

国勢調査年	総人口(増減率・増減数)	うち男女別人口(割合)	世帯数(増減率・増減数)
昭和30年	7,835	男3,936(50.2%) 女3,899(49.8%)	1,299
35年	7,982(1.9% 147)	4,005(50.2%) 3,977(49.8%)	1,407(8.3% 108)
40年	7,783(△2.5% -199)	3,946(50.7%) 3,837(49.3%)	1,511(7.4% 104)
45年	7,673(△1.4% -110)	3,922(51.1%) 3,751(48.9%)	1,650(9.2% 139)
50年	7,753(△1.0% 80)	3,969(51.2%) 3,784(48.8%)	1,780(7.9% 130)
55年	7,624(△1.7% -129)	3,872(50.8%) 3,752(49.2%)	1,901(6.8% 121)
60年	7,487(△1.8% -137)	3,779(50.5%) 3,708(49.5%)	1,999(5.2% 98)
平成2年	7,125(△4.8% -362)	3,536(49.6%) 3,589(50.4%)	2,098(5.0% 99)
平成7年	6,606(△7.3% -519)	3,232(48.9%) 3,374(51.1%)	2,092(0.3% -6)

※増減率・増減数は前回調査との比較による。

表3-5 産業別就業者数の増減

国勢調査年	産業(大分類)別 就業者数(割合)		
	第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和30	2,886(80.8%)	138(3.9%)	547(15.3%)
35	3,016(79%) [10.5% 130]	164(4%) [11.9% 26]	632(17%) [11.6% 85]
40	2,958(76%) [△2% -58]	256(6.6%) [56% 92]	680(17.5%) [7.6% 48]
45	2,713(67.5%) [△8.3% -245]	417(10.4%) [62.9% 161]	888(22.1%) [30.6% 208]
50	2,796(65.6%) [3.1% 83]	412(9.7%) [△1.2% -5]	1,040(24.4%) [17.1% 152]
55	1,664(49.1%) [△40.5% -1,132]	639(18.9%) [55.1% 227]	1,080(31.9%) [3.8% 40]
60	1,915(53.5%) [15.1% 251]	540(15.1%) [△15.5% -99]	1,121(31.3%) [3.8% 41]
平成2	1,350(41.3%) [△29.5% -565]	724(22.1%) [34.1% 184]	1,197(36.6%) [6.8% 76]

※[]内は前回調査との比較による増減率・増減数(人)

表3-6 地区別人口の推移

年 区分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	昭和50年~平成7年	平成7年/ 昭和50年
大間地区	5,556人	5,472人	5,434人	5,211人	5,062人	▲494人	0.91倍
奥戸地区	1,887	1,857	1,769	1,638	1,304	▲583	0.69倍
材木地区	310	295	284	276	240	▲70	0.77倍
大間町	7,753	7,624	7,487	7,125	6,606	▲1,147	0.85倍

資料：国勢調査

第3節 人口と戸数

表3-7 地区別世帯数の推移

年 区分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	昭和50年~平成7年	平成7年/ 昭和50年
大間地区	1,309戸	1,407戸	1,499戸	1,591戸	1,638戸	329戸	1.25倍
奥戸地区	416	436	437	441	383	▲33	0.92倍
材木地区	55	58	63	66	71	16	1.29倍
大間町	1,780	1,901	1,999	2,098	2,092	312	1.18倍

資料：国勢調査

表3-8 年齢階層別人口の推移

階層 年	合計	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~
昭和50年	7,753人	1,612	1,280	1,260	985	1,031	697	521	367
	100.0%	20.8	16.5	16.3	12.7	13.3	13.3	6.7	4.7
昭和60年	7,487人	1,185	1,292	832	1,196	923	923	614	509
	100.0%	15.8	17.3	11.1	15.9	12.3	12.5	8.2	6.8
平成2年	7,125人	905	1,147	720	1,077	941	973	725	637
	100.0%	12.7	16.1	10.1	15.1	13.2	13.7	10.2	8.9
20年間 の変化	▲628人	▲707	▲133	▲540	92	▲90	276	204	270
		▲8.1	▲0.4	▲6.2	2.4	▲0.1	0.4	3.5	4.2

人との多いが、減少率では、材木地区が一〇年間にほぼ一〇%の減少率を示している。また、この一〇年間の年齢階層別の推移を見ると、〇〜九歳、二〇〜二九歳、四〇〜四九歳の三階層、特に若い二階層で四〇人以上と著しい減少を示している。その反面、三〇〜三九歳、五〇〜五九歳層では二〇人以上の増加があった。

一方、昭和六十年における当町の老齢化指数は〇・一六で、県平均の〇・一五を若干上回っている。一〇年間の推移を見ると、〇・

○三ポイント上昇している。このことは、年齢別人口構成図がすり鐘型からツボ型へと移行していることからわかるように、当町にも確実に高齢化の波が押し寄せている。

昭和六十年の世帯数は一九九九戸で、地区別に見ると大間地区に七五%の一四九九戸、奥戸地区に二一・九%（四三七戸）、材木地区に三・二%（六三戸）と、四分の三の世帯は大間地区に居住し、都市的空間を形成している。世帯数の一〇年間の変化を見ると、いずれの地区でも増加しており、ここに核家族化進展の一端がうかがえる。

第四節 議 会

一 明治期の村議會

草 創 期

明治六年（一八七三）に実施された大区小区制は同十一年に廃止されて、郡制が施行され、田名部に下北郡役所が設置され、奥戸・大間両村はその管轄に組み入れられた。同十六年には、下北郡は五組に分けられて、第四組戸長役場が大間・奥戸・佐井・長後・蛇浦・易国間の六か村を管轄したが、翌十七年に同役場は廃されて、新たに大間外五か村戸長役場が大間に設置された。当時の村には、後のような村會議員はまだ存在していなかった。

参考までに、「明治二十年大間村會議案説明書」を次に転載する。

一 村會議諸費

金一〇円九〇銭

本費ハ昨十九年度予算額ニ対シ金九円九四銭九厘ヲ増加セリ然ル所以ノモノハ雜給金七〇銭雜費金九円二四銭九厘ノ増額トナルモノナリ

一 教育補助費

金六六円三七銭

本費ハ昨十九年度ニ於テ第四学区各小学校費ハ六カ村共通セルヲ以テ連合村会ニ於テ議スル処トナレリ然

り而シテ本年度ニ於テハ県令第九号ヲ以テ学校設置区域制定セラレシヲ以テ独立則チ一ケ村負担ニ係レリ故ニ今茲ニ此費目ヲ掲ク而シテ昨年度本校ニ対シ議決シタル予算額ニ比ヒハ金三四円三錢ヲ減セリ是レ他ナシ本校ヲ維持スルノ補助費ナレハナリ

- 一 大間小学校補助費 金六六円三七錢
- 一 衛生費（伝染病予防費）金一〇円
- 一 予備費 金五円

なお、この年に大間村は八八戸の分限に應じて等級（一等から八等）を決めて定率を定め、九二円二七錢一厘を徴収している。この各戸賦課については、次のように規定されている。

- 一 寄留別居同居ヲ問ハズ総テ竈かまどヲ異ニスルモノハ各一戸ト見做みなシ之レヲ徴収スルモノトス
- 一 徴収期限内他ニ転スルモノハ即時完納セシメ他ヨリ転スルモノハ之ヲ徴収セズ 戸別割ニ於テ免除スベキモノ左ノ如シ

- 一 水火風震ノ難ニ逢ヒ家屋蕩燼とうじん又ハ流失シタルモノ
- 一 恤救規則じゆくきうニヨリ官ノ救助ヲ受ケシモノ

大奥村会 明治二十二年（一八九九）四月、町村制の施行によって、大間村と奥戸村は合併して大奥村となり、次の一二人が初の村会議員に選ばれた。

佐々木延松、武内傳兵衛、高橋仁助、小谷辰之助、佃榮太郎、木村重功、竹内安五郎、能戸藤十郎、野崎藤太郎、米澤小太郎、波田作右衛門、小林唯八

第一号議案

一、本村役場ハ当分大奥村大字奥戸小谷辰之助宅ヲ借り受ケ、之レヲ充テ借家料一カ月金一円五十錢ヲ支払
ウモノトス。

第三号村吏旅費支給細則

第一条 有給吏員職務ノ為、出張スルトキハ左ノ各条ニ依リ旅費ヲ支給ス

第二条 車馬賃宿泊料支給額左ノ如シ

車馬賃 助役以上 一里金八錢(六錢)

宿泊料 〃 一泊金四十錢(五十錢)

二十四年訂正(括弧内モ二十四年訂正)

車馬賃 収入約以下 一里金五錢

宿泊料 〃 一泊四十錢

第三条 日歸リノ出張ハ弁当料金十五錢ヲ支給ス。

大間区選出の大奥村議

〈明治三〇〜三四年〉

木村重功、米澤小太郎、佐々木菊太郎、渋谷作右衛門、廣谷六郎、竹内安五郎

〈明治三四〜三八年〉

廣谷六郎、佐々木菊太郎、渋谷作右衛門、木村重功、阿部勝寿、竹内安五郎

〈明治三八〜四二年〉

木村重功、米沢小太郎、熊谷友次郎、阿部勝寿、広谷六郎、渋田作右衛門、七島吉次郎、竹内安五郎
〈明治四二〜大正二年〉

廣谷六郎、木村重功、阿部勝寿、竹内安五郎、武内伝次郎、羽生三郎

奥戸区選出の大奥村議

〈明治三〇〜三四年〉

佐々木延松、仙台重藏、小林唯八、佐久間又右衛門、興村茂兵衛、菊野勝三郎

〈明治三四〜三八年〉

仙台重藏、高松三藏、菊池清太郎、興村茂兵衛、佐々木延松、佐久間又右衛門

〈明治三八〜四二年〉

興村茂兵衛、仙台重藏、佐久間又右衛門、高松三藏、菊野市五郎、佐々木延松、菊池清太郎

〈明治四二〜大正二年〉

佐々木延松、興村茂兵衛、菊池清太郎、仙台重藏、興村茂兵衛、菊野市五郎、佐久間又右衛門

明治四十年 自一月
至十二月 大奥村事務報告

第一 庶務

一 人口及戸数

出生 一九人 (内男四八人、女七一人)

死亡 六七人 (内男三六人、女三一人)

死産 三人 (内男二人、女一人)

ニシテ十二月現在及前半トノ比較左ノ如シ

戸数 三七六戸 前年ヨリ減九戸

二 吏員ノ異動

書記宮野又八郎七月八日辭職セシヲ以テ同年十月十七日長坂勝吉其後任ニ選任セリ 奥戸区長佐久間又

右衛門辭任ニ付十月十六日菊池清太郎選任セララル

収受 三八二〇件

發送 六八一件

第二 議 事

一 議員ノ異動

村會議員米沢小太郎、七島吉次郎五月十日辭任シ七月二十二日菊池清太郎、佐々木延松補欠選挙ニ当選
就任セリ

奥戸区會議員森田要助六月三十日死亡セリ

二 會議開會度数及件名

提出件数 十件ニシテ毎回ニ於ケル會議ノ要項左ノ如シ

村 会

第一回一月十五日 大間尋常高等小学校敷地変更ノ件可決

第二回二月四日 大間尋常高等小学校敷地変更陳情の件可決

第三回二月十五日 校地変更再議ノ件 小学校ノ位置変更ノ件可決

第四回三月二十九日 明治四十年年度歳入出予算ノ件 村税徴収期限ヲ定ムル件 選挙分会改廃ノ件修正

可決

第五回七月二十八日 明治三十九年度歳入出決算認定ノ件 村吏旅費支給規則改正ノ件可決 書記選挙

ノ件

大間区会

第一回三月二十七日 明治四十年年度歳入出予算ノ件 区費徴収期限ヲ定ムル件原案可決

第二回七月二十九日 明治三十九年度歳入出決算認定ノ件認定済

第三回十一月十六日 義務額ヲ超エ支給セントスル高等科正教員ノ俸給額ニ同意ヲナスノ件 明治四十

年度歳入出予算追加ノ件

奥戸区会

第一回三月二十九日 明治四十年年度歳入出予算ノ件 区費徴収期限ヲ定ムルノ件原案可決

第二回七月三十日 明治三十九年度歳入出決算認定ノ件

第三回十月十八日 区長選挙ノ件

第三 選挙

一 村会議員ノ選挙

五月三日定期半数改選及補欠選挙ニ当リ本会ヲ大奥村役場ニ分会ヲ奥戸区務所ニ置キ村長高畑熊三郎本会選挙掛長トナリ渋谷作右衛門阿部勝寿選挙掛トナル下北郡書記菊池龍三選挙監督ノ為メ臨席セリ書記中島佐分会掛長トナリ佐々木延松菊池清太郎選挙掛トナル(二級午前八時ヨリ正午十二時迄一級午後二時ヨリ全四時迄選挙ヲ執行シタルニ二級定期半数改選ニ木村重功米沢小太郎熊谷友次郎ノ三名当選シ一級定期半数改選ニ阿部勝寿広谷六郎渋谷作右衛門ノ三名当選シ補欠選挙ニ於テ七島吉次郎当選セリ

村会議員一級選出七島吉次郎二級選出米沢小太郎辞任ノ為メ欠員ヲ生シタルヲ以テ七月二十二日補欠選挙会ヲ開キ本会ハ村長高畑熊三郎選挙掛長ニ渋谷作右衛門阿部勝寿選挙掛ニ分会ハ書記中島佐選挙掛長ニ佐々木延松菊池清太郎選挙掛トナリ(二級午前八時ヨリ全十時迄一級午後零時ヨリ全二時迄) 選挙ヲ執行シタルニ二級ハ菊池清太郎一級ハ佐々木延松当選シタリ

二 選挙人名簿

七月二十七日ヨリ八月二日迄七日間毎日午前八時ヨリ午後四時迄下北郡会議員選挙人名簿縦覧ニ供セリ
県会議員選挙人名簿ハ九月十五日現在ヲ以テ作成シ同月十七日郡長ヘ進達セリ

衆議院議員選挙人名簿ハ十月一日現在ニ依リ作成シ同月七日郡長ヘ送付シ副本ハ十一月五日ヨリ十五日間当役場ニ於テ縦覧セシメ十二月二十日確定セリ

第四 学 事

一 教 員

大間尋常高等小学校ニハ一月十八日今鼎吉訓導ヲ命セラレ六月十三日校長田中幸次郎転任ヲ命セラル十一月七日訓導吉川小八郎ヲ依願退職同日長坂勝馬代用教員ヲ命セラレタリ十二月二十三日中村恒男訓導兼校

長ヲ命セラル 奥戸尋常高等小学校訓導兼校長千葉稻城十二月十日依願解職 大間水産補習学校ニハ一月十八日今鼎吉訓導ヲ命セラレ六月十三日訓導兼校長田中幸次郎解職セラレ十一月七日訓導吉川小八郎解職 十二月二十七日中村恒男訓導兼校長ヲ命セラル

二 就学及出席

年来就学督励ノ結果本期ニ於テ疾病者ノ外不就学ヲモ見スシテ全部ノ就学ヲ了セリ然シテ其校別及員数左ノ如シ

大間尋常高等小学校 三一人 (男一八人、女一三人)

奥戸尋常高等小学校 三一人 (男一三人、女一八人)

欠席ハ一日タリトモ忽諸もろもろニ付セス受持教員ニ其家庭ヲ訪問セシメ説示督励シ尚三日以上応セサル者ハ互ニ

報告セシメ召喚説示セシカバ出席歩合百中大間尋常高等小学校ニ於テハ尋常科九四人高等科九四人 奥戸

尋常高等小学校ニ於テハ尋常科七九人高等科八〇人ニ達スルニ至レリ

三 学務委員

六月十三日田中幸次郎大間区学務委員ヲ解ク

四 施設

学級ノ編制ハ前年ト異動ナク大間尋常高等小学校ハ三学級ニシテ奥戸尋常高等小学校ハ三学級及特別学級 一学級ナリ 大間尋常高等小学校ハ校舍狭陋せうろうヲ告ケ前年ニ於テ新築認可ヲ受ケ起工中対岸ノ函館区ニ大火アリシ為メニ多大ノ影響ヲ受ケ本期中其落成ヲ見サリシヲ遺憾トス

五 学校衛生

伝染病ハ大間尋常高等小学校男生徒中一名ノ腸窒扶斯患者発生アリシモ幸ニシテ他ニ伝染ヲ見ス生徒ノ身体検査ハ大間尋常高等小学校ニ於テ二回行ヘリ校医ハ時々巡視シ清潔法消毒等ニ留意シ厳密ニ実行セリ
トラホーム患者ハ種々ノ方法ヲ講スルモ減退ニ至ラサルハ家庭衛生ノ及ハサルニ基因スルナラン

六 水産補習学校

大間水産補習学校在籍生徒数八十名ニシテ本期卒業生八名ナリ

第五 勸業

一 農事

竹内安五郎安東格治農事改良増殖実行委員ヲ囑託セラル

二 蚕業

春蚕下北郡役所ヨリ交付セラレタル蚕種ノ飼育ハ其方法幼稚ナリシニ予想以上ノ好果ヲ得タリ夏蚕ニ於テモ其成績佳良ナリシニ依リ将来有望ト認ム

第六 衛生

一 伝染病

本期間ニ於テ実扶的^{ジフテリ}利亞患者一名腸窒扶斯患者三名発生シ内腸窒扶斯患者一名死亡他ハ全治シ幸延蔓ヲ見ス

二 清潔法

衛生組合ヲ督シ春秋二回厳密ニ施行セシメタリ

三 種痘

春期未痘児ニ接種シタル人員百十三名皆善感ニシテ秋期流行性感冒ニ罹ルモノ多ク村医ノ注意ニ依リ接種ヲ中止セリ

第七 兵 事

一 壯 丁

本年検査ヲ受クヘキ壯丁二十四名ニシテ検査ノ結果左ノ如シ

甲種歩兵四人 甲種工兵三人 甲種輜重輸卒一人 第一乙種歩兵六人 第二乙種歩兵四人 第一乙種輜重輸卒三人 丙種二人 丁種一人

計二十四人ニシテ内現役兵ニ徴セラレタル者工兵一人歩兵五人輜重輸卒一人補充兵役ニ編入セラレタル者歩兵五人工兵ナリ

二 在郷軍人

本年勤務演習ニ応召シタル者予備役歩兵二名後備役歩兵二名補充兵歩兵七名ナリ

第八 出 納

本期中国税完納セシニ依リ秋田税務監督局長ヨリ其成績ヲ表彰セラル

諸税取扱高左ノ如シ

国税一二八六四五錢二厘

県税二五三三円六八錢二厘

村税四一九二円九九錢一厘

其他財産及營造物別紙明細表ニ掲クル如シ右制第百八条ニ依リ提出ス

二 大正期の村議会

大間区選出の大奥村議

〈大正二〜六年〉

廣谷六郎、木村重功、阿部勝寿、須藤松雄、武内伝次郎、武内安五郎

〈大正六〜十年〉

木村重功、阿部勝寿、武内伝次郎、廣谷六郎、竹内安五郎、須藤松雄

〈大正十〜十四年〉

須藤松雄、廣谷六郎、木村重功、七島豊太郎、熊谷辨之助、竹内安五郎

奥戸区選出の大奥村議

〈大正二〜六年〉

興村茂市郎、小林孫八、仙台重藏、興村茂兵衛、菊池清太郎、佐々木延松

〈大正六〜一〇年〉

宮野正太郎、清水時次郎、小林孫八、岩瀬千代八、興村茂市郎、高松市之助

大奥村議会は、大正九年（一九二〇）十一月二十四日、左の条例を可決した。

大奥村有給吏員退職及死亡給与金条例

第一条 本村有給吏員在職満四ヶ年以上ニシテ退職又ハ死亡シタルトキハ其当時ノ俸給月額二分ノ一ヲ在職年数ニ乗シタル金額ヲ一時ニ支給ス

※但シ金額四位未滿ノ端數ハ之ヲ棄却シ又一ヶ年未滿ノ在職月數ハ之ヲ計算セス

第二条 廃職又ハ事務ノ都合ニ依リ解職シタルトキハ在職年限ニ拘ワラズ前条ニ依リ退職給与金ヲ支給ス但シ一ヶ年未滿ナルトキハ之ヲ支給セス

第三条 左ニ掲クル各号ニ該当スルトキハ退職給与金ヲ支給セス

一、自己ノ便宜ニ依リ退職シタルトキ

二、懲戒処分ニ依リ解職セラレタルトキ

三、犯罪ニ依リ解職セラレタルトキ

四、禁固以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタル為メ失職シタルトキ但シ後ニ免訴若クハ無罪ノ言渡シアタル場合又ハ有罪ノ宣告アルモ禁固以上ノ刑ニ該当セサル場合ニ於テハ此限りニアラス

第四条 有給吏員ノ在職年數ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職又ハ死亡ノ月ヲ以テ終ルモノトス

前項ノ在職年數ハ一時退職後再ヒ就職シタルモノニ在リテハ前後ノ年數ヲ通算ス 但シ前条第一号及至第四号ニ該当スル場合ニ於テハ其以前ノ在職年數ヲ通算セサルモノトス

第五条 退職給与金ヲ受クル資格ヲ有スシテ死亡シタル者ノ給与金ハ其遺族ニ支給ス

前項遺族ノ順位ハ官吏遺族扶助法ノ例ニ依ル

第六条 本条例ニ依リ退職給与金ヲ受クベキ有給吏員ハ村長、助役、収入役書記トス

第七条 退職給与金ハ其事故ノ生シタルトキハ之ヲ支給ス

第八条 公職ノ為傷痍ヲ受ケ若クハ疫病ニ罹リ退職ヲ許シ又ハ死亡シタルモノニハ其実況ニ依リ第一条相当額ノ外尚三百円以内ノ全額ヲ加給ス

附 則

第九条 本条例ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十条 本条例施行前ニ就職シタル者ハ其就任ノ日ヨリ本条例ノ規定ニ依リ退職給与金ヲ受クル權利ヲ有ス

第十一条 伝染病予防救恤ニ従事シ其手当ヲ受クヘキ場合は本条例ヲ適用セス

理 由

町村ノ幸福ヲ進メ之レカ發展ヲ遂クルニハ事務ノ敏速確實ヲ期セサルベカラサルハ今緩ニ贅言ヲ要セサル所ニシテ其目的ヲ達スル所以ノモノ一ニ吏員其ノ人ヲ得ルト否ラサルトニ因ル左レハ本村ニ於テ吏員ノ選任ヲ慎ムト共ニ之レカ待遇ヲ厚クシ而シテ能吏ノ招致ニ努メントスルノ趣旨ニ基キ退職給与条例ノ規定ヲ設ケ一旦就職シタルモノニシテ老年ニ至リ退職スルモ一時糊口ノ憂ナク安ンシテ長ク其職ニ勉勵セシメ以テ本村ノ福利増進ヲ図ラント欲ス此レ茲ニ本条ヲ設クル所以ナリ

三 昭和期の村議会・町議会

大 奥 村 議

〈大正一四〜昭和四年〉

須藤松雄、竹内徳三郎、筑田豊八、米澤善次郎、酒田源太郎、蛭子長太郎、七島豊太郎、廣谷廣

三、興村茂市郎、清水時次郎、岩瀬千代八、佐久間要一

〈昭和四〇八年〉

須藤松雄、七島豊太郎、筑田豊八、伊藤富藏、益城長太郎、廣谷廣三、蛭子長太郎

(奥戸区選出議員は不明)

〈昭和八〇一二年〉

益城長太郎、米澤善次郎、筑田豊八、稻葉清吉、須藤松雄、伊藤富藏、廣谷廣三、泉源吉、佃林太郎、木

村力衛、岩瀬千代八、興村正太郎、清水時次郎、宮野正造、興村榮八、興村茂市郎、森田要助

〈昭和一二〇一六年〉

泉源吉、稻葉清吉、伊藤富藏、伊藤富太郎、岩瀬千代八、興村榮八、興村正太郎、興村茂市郎、木村力衛、

木下峯八、熊谷辨之助、酒田源太郎、佐々木彌太郎、筑田豊八、佃林太郎、益城長太郎、宮野正造、森田

要助

村議会から 昭和十七年(一九四二)十一月三日、大奥村は町制施行により大間町に生まれ変わったが、それ

町議会へ より五か月前の六月二十日に実施された村議会議員選挙で当選した次の一八人は、そのまま大間

町議会議員となった。

熊谷忠造、高橋仁助、新田松太郎、岩瀬千代八、伊藤富太郎、米澤善次郎、武内一夫、森田要助、稻葉清吉、

新田義三郎、酒田源太郎、原貞四郎、興村榮八、高松広、益城長太郎、宮野正造、筑田豊八、佐々木菊太郎

戦後、当町は大間町条例第二八号(町会議員定数増加条例)により、町会議員の定数を二人に増やし、昭和

二十二年四月三十日の町会議員選挙より施行した。

森田要助、佐々木米吉、筑田豊八、新田松太郎、竹内徳三郎、興村小次郎、大西善太郎、工藤孫三郎、吉田耕作、米沢仁太郎、亀谷次郎吉、岩瀬武三郎、高橋仁助、興村元一、松原孫衛、佐々木松三郎、手塚国美、笹谷賢治、七嶋豊吉、松尾春海、蛭子養太郎、興村忠次郎（二十四年十月三十日退職）

町議会には、教育・総務財政・経済・民生の四委員会が設置された。

昭和二十六年四月二十三日選挙 有権者数三五〇八人（男一六四七、女一七〇四） 投票率九五・五％ 当選者二人

伊藤義一、松山義明、佐々木米吉、七嶋豊吉、大見義美、泉徳次郎（二十八年一月四日死亡）、筑田豊八、松原孫衛、米澤仁太郎、新田松太郎、興村元一、工藤孫三郎、藤島定一、柳森傳次郎、宮野正造、亀谷次郎吉、大西善太郎、興村小次郎、高橋貞吉、佐々木松三郎、小谷信千代、岩瀬武三郎、松尾春海（二十八年一月十三日補欠当選）

昭和三十年四月三十日選挙 有権者数三八九二人（男一九三七、女一九五五） 投票率九〇・二六％ 当選者二人

柳森傳次郎、宮野慶毅司、伊藤義一、新田松太郎、小谷信千代、松原孫衛、高橋貞吉、新田義一、岩瀬武三郎、藤島定一、熊谷忠造、泉忠進、興村元一、興村小次郎、松尾春海、大見義美、大西善太郎、松山義明、傳法豊寿、七嶋豊吉、藤原三太郎、熊谷富士雄

昭和三十四年四月三十日選挙 有権者数四一四〇人（男二〇六八、女二〇七二） 投票率九〇・八九％ 当選者二人

松山重作、大西善太郎、宮野慶毅司、小谷信千代、柳森傳次郎、大見義美、泉忠進、岩瀬武三郎、藤島定一、

興村小次郎、七嶋豊吉、伊藤義一、松尾春海、笹谷賢治、熊谷忠造、手塚国美、稲葉末作、傳法豊寿（三十八年二月二十二日死亡）、伊藤仁助（三十五年五月二十六日死亡）、田中幸三、御厩敷与吉、新田義一
 昭和三十八年四月三十日選挙 有権者数四二二七人（男二〇七〇、女二一五七） 投票率九一・三四％ 当選者二人

大見義美、小谷信千代、岩瀬武三郎、宮野慶毅司、熊谷忠造、七嶋豊吉（三十九年一月十六日死亡）、興村小次郎、大西善太郎、倉本留雄、佐々木隆男、松尾春海、加藤勇蔵、泉忠進、松山重作、正根政雄、新田義一、御厩敷与吉、田中幸三、船水慶一、笹谷賢治、手塚国美、稲葉末作

昭和四十二年四月二十八日選挙 この年の有権者数と投票率は不明 当選者二人

柳森傳次郎、大見義美、中島大、加藤勇蔵、佐々木隆男、倉本留雄、新田義一、稲葉末作、松山重作、正根政雄、泉忠進、熊谷忠造、広谷久、笹谷賢治、船水慶一、大西善太郎、小谷信千代、御厩敷与吉、宮野正男、碓谷武志、興村小次郎、岩瀬武三郎

昭和四十三年三月十八日、当町は次の大間町条例第五号を公布した。

大間町議会の議員の定数を減少する条例

大間町議会の議員の定数は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十一条第一項の規定にかかわらず同条第二項の規定により十八人とする。

附則

この条例は公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

昭和四十六年四月二十五日選挙 有権者数四五三八人（男二三三九、女二二九九） 投票率九一・三四％ 当

選者一八人

大見義美、船水慶一、加藤勇藏、興村小次郎、佐々木隆男、広谷久、柳森傳次郎、小林唯八、大西善太郎、笹谷賢治、蛭子富二夫、宮野正男、原貞四郎、倉本留雄、小谷清作、稲葉末作、中島大、泉忠進

常任委員会は次のように改編された。

総務財政・文教民生・土木港湾・産業経済

興村小次郎の死亡（昭和四十八年九月十一日）と柳森傳次郎の退職（昭和四十九年七月三十一日）による補欠選挙が昭和四十九年九月一日に実施されて、藤島定夫と蛭子隆が当選した。

昭和五十年四月二十七日選挙 有権者数四八八四人（男二四一五、女二四六九） 投票率九一・五八% 当選者一八人

大見義美、稲葉末作、原貞四郎、小谷清作、加藤勇藏、蛭子富二夫、佐々木国光、倉本留雄、泉忠進、佐々木隆男、蛭子隆、柳森傳次郎（五十三年八月二十日退職）、正根政雄、小林唯八、広谷久、笹谷賢治、藤島定夫、泉徳實

常任委員会は次のように改編された。

総務企画・文教厚生・産業建設

町議会は昭和五十一年四月二十八日、大間町商工会から「原子力発電所誘致に係わる環境調査」の早期実現を請願され、これを採択して、当町における原発誘致運動に先鞭をつけた。

原貞四郎の死亡（昭和五十三年七月六日）に伴う補欠選挙が同年八月二十七日に実施されて、竹村勝太郎が当選した。

昭和五十四年四月二十二日選挙 有権者数五〇三二人（男二五二二、女二五〇九） 投票率九一・一五% 当選者一八人

蛭子隆、佐々木隆男、大見義美、広谷久、宮野正男、佐々木正、石戸秀雄、泉徳實、藤島定夫、泉忠進、小林唯八、米澤輝司、中島大、蛭子富二夫、小浜幸男、竹村勝太郎、佐々木国光、清水雄一

昭和五十八年四月二十四日選挙 有権者数五〇七六人（男二五四三、女二五三三） 投票率九一・一七% 当選者一八人

中島大、小林唯八、稲葉清一、藤島定夫、能戸操、佐々木正、米澤輝司、広谷久、清水雄一、泉徳實、笹谷賢治、大見義美、佐々木国光、小浜幸男、荒木長一郎（六十一年八月二十五日補欠）、船水慶一（六十一年八月二十五日補欠）、高橋慶男（六十一年八月二十五日補欠）、蛭子富二夫、石戸秀雄（六十一年四月三日退職）、柳森傳次郎（五十八年十月十七日退職）、蛭子隆（六十二年四月三日退職）

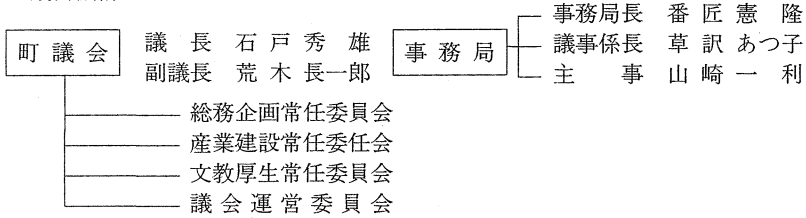
議員は総務企画・産業建設・文教厚生各常任委員会に所属するほかに、それぞれ監査委員・消防委員・国保運営協議会委員・一部事務組合下北医療センター協議会議員・下北地域広域行政事務組合協議会議員・むつ地区環境整備組合協議会議員・むつ下北地域福祉事務組合協議会議員・大間町海峽保養センター等運営審議会委員を兼ね、さらに次の特別委員会の委員として、その職責を果たした。

原子力発電所対策、大間町海峽保養センター建設及び運営、大間病院運営、大間町畜産振興、大間営林署・青森地方事務局大間出張所及びむつ土木事務所大間出張所存置対策、密漁防止対策、大間高校漁業経営科増設対策
昭和六十二年四月二十六日選挙 有権者数五一一人（男二五五八、女二五五七） 投票率八五・八八% 当選者一八人

議 会 組 織

平成7年11月1日現在

議会機構



議会議員

○委員長 ・ 副委員長

総務企画常任委員会	産業建設常任委員会	文教厚生常任委員会	議会運営委員会
○佐々木 国 光	○佐々木 正	○千代谷 純 次	○小 林 唯 八
・米 澤 輝 司	・蛭 子 久三郎	・熊 谷 ヒサ子	・米 澤 輝 司
小 林 唯 八	柳 森 傳次郎	船 水 慶 一	佐々木 正
畑 山 昭 男	泉 徳 實	中 島 大	蛭 子 久三郎
佐 藤 亮 一	竹 内 弘	清 水 潔	千代谷 純 次
石 戸 秀 雄	岩 泉 盛 利	荒 木 長一郎	熊 谷 ヒサ子

議会選出各議員

監 査 委 員 船 水 慶 一
 消 防 委 員 清 水 潔 畑 山 昭 男 岩 泉 盛 利
 国 保 運 営 協 議 会 委 員 小 林 唯 八 米 澤 輝 司 清 水 潔
 竹 内 弘
 一 部 事 務 組 合 下 北 医 療 セ ン タ ー 議 会 議 員 小 林 唯 八 泉 徳 實
 下 北 地 域 広 域 行 政 事 務 組 合 議 会 議 員 佐 々 木 正 竹 内 弘
 大 間 原 子 力 発 電 所 ABWR 対 策 特 別 委 員 会 ○ 泉 徳 實 ・ 柳 森 傳 次 郎 ・ 小 林 唯 八
 中 島 大 岩 泉 盛 利 船 水 慶 一
 荒 木 長 一 郎 竹 内 弘 佐 々 木 正
 熊 谷 ヒサ子 清 水 潔 蛭 子 久 三 郎
 千 代 谷 純 次 米 澤 輝 司 佐 々 木 国 光
 畑 山 昭 男 石 戸 秀 雄
 大 間 町 議 会 広 報 編 集 委 員 会 ○ 竹 内 弘 ・ 佐 藤 亮 一 千 代 谷 純 次
 佐 々 木 国 光 熊 谷 ヒサ子 岩 泉 盛 利

中島大、正根政雄、荒木長一郎、小林唯八、稲葉清一、船水慶一、藤島定夫、蛭子久三郎、能戸操、高橋慶男、佐々木正、米澤輝司、広谷久、清水雄一、千代谷純次、泉徳實、大見義美（平成二年四月二十二日死亡）、小浜幸男（昭和六十二年七月二日死亡）、伊藤豪（昭和六十二年七月九日補欠）、清水潔（平成二年八月二十六日補欠）

平成三年四月二十一日選挙 有権者数五一五七人（男二五六九、女二五八八） 投票率八六・九七％ 当選者一八人

中島大、泉徳實、竹内弘、小林唯八、米澤輝司、荒木長一郎、佐々木正、清水雄一、熊谷ヒサ子、船水慶一、柳森傳次郎、広谷久、石戸秀雄、千代谷純次、清水潔、能戸操、稲葉清一、蛭子久三郎

平成七年四月二十三日選挙 有権者数五二〇四人（男二五九五、女二六〇九） 投票率八七・四九％ 当選者一八人

岩泉盛利、清水潔、石戸秀雄、米澤輝司、熊谷ヒサ子、柳森傳次郎、小林唯八、中島大、千代谷純次、荒木長一郎、佐々木正、泉徳實、畑山昭男、佐々木国光、船水慶一、佐藤亮一、竹内弘、蛭子久三郎

歴代議長

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日
初代	岩瀬千代八	昭和二一・一〇・一	一（退任日不明）
二代	筑田豊八	昭和二三・五・一二	一（退任日不明）
三代	宮野正造	昭和二六・五・三〇	一

歴代副議長

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日
初代	米澤善次郎	昭和二一・一〇・一	一(退任日不明)
二代	森田要助	昭和二二・五・一二	一(退任日不明)
三代	新田松太郎	昭和二六・五・三〇	一(退任日不明)
四・五代	岩瀬武三郎	昭和三〇・五・四	一(退任日不明)
六代	七嶋豊吉	昭和三八・五・七	一(退任日不明)
七・八代	大西善太郎	昭和三九・二・二九	一(退任日不明)
			昭和四六・四・二九
			昭和四二・四・二九
			昭和四二・五・四
			昭和四九・七・三一
			昭和四九・九・二五
			昭和五一・九・二八
			昭和五一・一二・二一
			昭和五二・二・二一
			昭和五二・二・二一
			昭和五三・六・二〇
			昭和五三・六・二〇
			昭和五四・四・二九
			昭和五四・五・二
			昭和六一・四・二九
			昭和六一・四・二九
			平成七・五・一
			現在

九代	大見義美	昭和四六・四・三〇}	昭和四九・九・七
一〇代	船水慶一	昭和四九・九・七}	昭和五〇・四・二九
一一代	稲葉末作	昭和五〇・五・二}	昭和五一・九・二八
一二代	小林唯八	昭和五一・九・二八}	昭和五二・二・二一
一三代	正根政雄	昭和五二・二・二一}	昭和五三・六・二〇
一四代	小谷清作	昭和五三・六・二〇}	昭和五四・四・二九
一五代	佐々木隆男	昭和五四・五・二}	昭和五八・四・二九
一六代	大見義美	昭和五八・五・二}	平成二・四・二二
一七代	正根政雄	平成二・四・二七}	平成三・四・二九
一八代	泉 徳實	平成三・五・一}	平成七・四・二九
一九代	荒木長一郎	平成七・五・一}	現在

常任委員会 第二次大戦後、わが国の地方自治体の議会は、それぞれ独自の常任委員会や特別委員会を設置し
の設置 て、新しいスタートを切った。当町でも、昭和二十二年（一九四七）八月二十三日、大間町条例

第四三号（大間町委員会及特別委員条例）を公布した。
 第一条 本議会の常任委員会は左の通りとする。

総務財政委員会

民生委員会

教育委員会

經濟委員會

第二条 特別委員會は特定の事件を審査させるため、必要がある場合においては本議会の議決により、これを置くものとする。

第三条 総務財政委員會は委員五人でこれを組織し、総務財政所管に属する事務に関する調査、及び議案請願陳情等の審査を掌る。

第四条 民生委員會は委員五人でこれを組織し、民生所管に属する事務に関する調査、及び議案請願陳情等の審査を掌る。

第五条 教育委員會は委員五人でこれを組織し、教育の所管に属する調査、及び議案請願陳情等の審査を掌る。

第六条 經濟委員會は委員五人でこれを組織し、經濟及び農地土木の所管に属する事務に関する調査、及び

議案請願陳情等の審査を掌る。

第七条 特別委員會の定数は、議長が議会に諮ってこれを定める。

第八条 常任委員及び特別委員は、議長が議会に諮ってこれを選任する。

第九条 議員は少なくとも一箇の常任委員會の常任委員となる。但し同時に二個を超える委員會の常任委員となることができない。

第十条 常任委員會の委員長は、議会がこれを選任する。特別委員會の委員長は、特別委員がこれを互選する。

第十一条 委員會は委員長がこれを招集する。但し委員定数の四分の一以上の者から委員會招集の請求があるときは、委員長はこれを招集しなければならない。委員長は委員會を招集するときは、予め議長にこれを通知しなければならない。前条第二項の規定により、初めて特別委員會の委員長の互選を行う場合にお

いては、前項の規定にかかわらず議長は委員会を招集するものとする。

第十二条 委員長に故障があるときは、委員長の予め指定する委員がその職務を代理する。

第十三条 委員長は委員会（公聴会を含む）の議事を整理し秩序を保持する。

第十四条 委員会の議事は出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

前項の場合においては、委員長は委員として議決に加わる権利を有しない。

第十五条 委員長及び委員は自己、又は父母、祖父母、配偶者、子孫もしくは兄弟姉妹の一身に関する事件については、その議事に参与することが出来ない。但し委員会の同意があつたときは、その会議に出席し発言することができる。

第十六条 委員会は町長、選挙管理委員会の委員長、及び監査委員並びにその委任又は囑託を受けた者の出席を求めることができる。

第十七条 委員会は議員の外委員長の許可を得た者が、これを傍聴することができる。但し委員会の議決により秘密会とすることができる。委員長は秩序を保持するため必要があるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

第十八条 公聴会は常任委員会の議決によりこれを開く。

第十九条 公聴会開催の場所及び日時は、公聴会の案件とともに委員長において予めこれを公衆の見易い場所に告示し、且つその周知に努めなければならない。

第二十条 委員会は公聴会の案件につき直接に利害関係を有し、又は学識経験を有すると認める者等の中から公聴会に参加を求める者を定めて、その者に対し予め公聴会の案件並びに公聴会を開くべき場所及び日

時を通知し、その参加を求めなければならない。

第二十一条 公聴会に出席した者は何人と雖も委員長の許可を受け公聴会の案件につき、その意見を述べる
ことができる。前条の規定による参加者は他の出席者に優先して、その意見を述べ又は常任委員に對し質
問することができる。

第二十二条 常任委員会の委員長は、公聴会の出席者を制限することができる。

第二十三条 委員長は委員会の経過及び結果（公聴会の経過及び結果を含む）を議会に報告しなければならない。
ない。公聴会を開いた案件に関する議会の審議の結果は委員長において、これを公表しなければならない。

第二十四条 委員会において廃棄された少数意見は、委員長の報告について少数意見者がこれを議会に報告
することができる。議長は少数意見の報告につき時間を制限することができる。

第二十五条 議会の書記は議長の定めるところにより委員長の指揮を受け、委員会の事務に従事する。

第二十六条 委員長は書記をして会議録を調整し、会議の次第（公聴会の次第を含む）及び出席委員の氏名
（公聴会に出席した参加者の氏名）を記載させ、一人以上の委員とともにこれに署名しなければならない。
前項の会議録は議長がこれを保管しなければならない。

第二十七条 前各条に定めるものを除く外委員会の会議について、必要な規定は委員会においてこれを定め
ることができる。

第二十八条 この条例及び前条の規定により、委員会において定めるものを除く外委員会の会議については
議会の会議規則による。

附 則

この条例は昭和二十二年八月二十三日からこれを施行する。

常任委員会 常任委員会は、その時代の趨勢すうせきに応じて改編を繰り返してきた。それは町条例によるもので、次の変遷のとおりであった。

○昭和二十五年（一九五〇）六月二十六日公布の町条例（第七一号）により、本議会に総務財政・教育民生・経済土木・懲罰の四委員会が設置された。のちに「教育民生」は「文教民生」に、「経済土木」は「土木港湾」に改められ、さらに「土木港湾」は「産経土木」に改められた。

○昭和三十四年五月二十七日公布の条例により、「産経土木」は「土木港湾」に改められた。

○昭和四十二年六月六日公布の条例により総務財政・産業経済・土木港湾・文教民生の四委員会が設置された。
○平成六年（一九九四）三月十六日公布の条例により、従来の四委員会は総務企画・産業建設・文教厚生の三委員会に改められた。

常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

一 総務企画常任委員会 六人

総務課・税務課・企画調整課・原子力発電所対策室・議会事務局・監査委員・選挙管理委員会の所管に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

一 産業建設常任委員会 六人

建設課・水産課・商工観光課・農林畜産課・農業委員会・海峽保養センター事業等の所管に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査

一 文教厚生常任委員会 六人

福祉課・保健課・水道課・教育委員会・国民健康保険事業・老人保健事業の所管に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査

第五節 財政

一 明治期の財政

明治二十二年（一八八九）の町村制施行前の大間・奥戸両村の財政事情については、正確な資料が乏しいため、その詳細は不明である。現存する資料（大間町役場永久保存）によれば、明治二十年の大間村外五ヶ村連合村の村費支出精算報告は次のとおりであった。

予算 六五七円七七銭五厘

六七七円三二銭六厘 戸長役場諸費

内

二九円五四銭九厘 予備費ヨリ支出

内 訳

二八円七二銭

三〇四円二四銭 雑給

内

一八四六二銭 子備費ヨリ支出

二〇三四三七銭

二四一四三九銭 需用費

内

一一四二銭 子備費ヨリ支出

九四四三銭 営繕費

一三二四六八銭 雜費

予算 八五四二七銭

三八四七七銭 會議諸費

内 訳

五九四六〇銭

二〇円 雜給

二五四六七銭

一八四七七銭 雜費

予算 五〇円

一三四五七銭 衛生費

内 訳

三五円

九円三三銭 伝染病予防費

一五円 雑費

四円二五銭

予算 三〇円 予備費

予算 八三円四銭

七二九円六六銭

外

九三円四二銭 明治二十二年度へ

八三三円七銭 繰越

明治二十二年度(自四月至七月)大間村外五ヶ村連合村費支出予算議按
三二九円二九銭 戸長役場諸費

内 訳

一七二円二銭 雑給

九二円九〇銭 需用費

五四円三七銭 雑費

六四円九九銭 会議諸費

内 訳

第5節 財 政

	四九四七〇錢	雜給
	一五四二九錢	雜費
	二五円	子備費
支出予算議按参考届		
戸長役場諸費		
一	雜給	一七二円二錢
内	諸雇給	一七二円二錢
一	需用費	九二円九〇錢
内	備品費	三円
	消耗費	六九円九〇錢
	郵便費	二〇円
一	雜費	五四円三七錢
内	借家費	一二円
	運搬費	七円二〇錢

賄費 三五円一七銭

会議諸費

一 雑給 四九円七〇銭

内

議員旅費日当 四六円二〇銭

書記俸給 二円一〇銭

雇給 一円四〇銭

一 雑費 一五円二九銭

内

賄費 二円八〇銭

議場借入費 三円五〇銭

需用費 八円九九銭

予備費

一 予備費 二五円

明治二十二年大間村外五ヶ村連合村費支出議按説明

一 戸長役場諸費 三一九円二九銭

抑々本費八二十一年度ノ予算額ニ対シ四一三円二九銭五厘ヲ減セリ是他ナシ町村制実施ニ際シ其筋ノ令達ニ

依り僅々四ヶ月分ノ費用ヲ掲ケタリトシ依テナリ其細費目ノ如キハ逐次序ヲ追テ説明スルト左ノ如シ

雑 給 一七二円二銭

本費ハ昨年度ニ比シ二二四円九四銭ヲ減セリ然ル所以ノモノハ前説明ニ同シ

需用費 九二円九〇銭

本費ハ昨年度ニ対シ一二五円九三銭ヲ減セリ然ル所以ノモノハ前説明ニ同シ

雑 費 五四円三七銭

該費ハ昨年度ニ比シ六三円四二銭二五厘ヲ減セリ然ル所以ノモノハ前説明ニ同シ

二 会議諸費 六四円九九銭

此費額ヲ以テ前年度ニ対比スレハ異動アルワナシ

雑 給 四九円七〇銭

前説明ノ如シ

雑 費 一五四二九銭

前説明ノ如シ

三 予備費 二五円

本費ハ前年度ノ予算額ニ対シ一〇円ヲ減セリ

大奥村明治三十一年度歳入出總計決算
歳 入

予算 八六二円一五銭六厘

九〇五円三九銭九厘 經常費決算高

一円八銭二厘 国税取扱手数料増

一六円五四銭 県税取扱手数料増

七円九〇銭 雑収入増

一六円九一銭六厘 繰入金ノ増

二円六九銭五厘 戸別割減

歳出

予算 八六二円一五銭六厘

八六九円八五銭五厘 經常費決算高

歳入出差引

三五円五四銭四厘 繰越金

但三十二年度へ繰越ス

大奥村明治四十年年度歳入出総計決算

歳入

予算 一八九二円一五銭一厘

一九八二円二銭二厘 經常費決算高

内三一円三六銭 国庫交付金増

二九円三〇銭七厘 県税交付金増

九円六〇銭 戸籍手数料増

三七円一五銭五厘 繰越金増

三八円四一銭 雑収入増

外 一円 伝染病予防費補助金減

五四円六六銭 戸別割減

歳 出

予 算 一八九二円一五銭一厘

一八二三円二七銭五厘 経常費決算高

歳入出差引

残金一五八円七四銭七厘 翌年度繰越

一〇年間で予算規模は二倍強に増え、新たに国庫交付金や県税交付金が支給された。

二 大正期の財政

各年度の歳入出総計

大正元年 二四〇六円

二年	二二〇八円
三年	三〇八五円
四年	二四六〇円
五年	二七三九円
六年	三〇六六円
七年	三四〇三円
八年	五六三二円
九年	八四九二円
十年	一〇七三九円
十一年	一一七八四円
十二年	一一一七二円
十三年	一三五五八円
十四年	一二六八七円
十五年	(不明)

この年、初めて一万円台に乗った。

大正五年度の歳入出予算の項目は次のとおりであった。(カッコ内は決算)。

歳入	
一 交付金	一八五円(二一五円)

(国税・県税徴収交付金)

二	県補助金	一円
三	寄付金	五〇円七六銭
四	使用料手数料	三五円
五	繰越金	二〇円
六	村税	二二三七円五六銭
	地租付加税	八〇円一厘
	国税営業税付加税	二三円七〇銭
	所得税付加税	三〇円五六銭
	県税営業税付加税	五三円
	県税雑種税付加税	四六円
	鉱業税付加税	五三円四九銭
	戸数割付加税	一五三六円八〇銭
合 計		二六二三円三二銭 (二七三九円三三二銭)

歳入に占める村税の割合は八〇％で、村税の七〇％は戸数割付加税である。

歳 出	
一 役場費	一六七九円七五銭
(一) 報酬	六〇円

- (一) 給料 九四八円
- (二) 雑給 三三七円五三銭
- (三) (旅費、雇入料、手当、文具料、金庫費、使丁給料、賞与金)
- (四) 需用費 三二九円二二銭
- (五) (備品費、消耗費、賄料、通信運搬費、借家料)
- (六) 修繕費 五円
- (七) 会議費 三九円六二銭 (五一円六二銭)
- (八) 費用弁償 三六円 (四八円)
- (九) 雑給 九〇銭
- (一〇) 消耗費 二円七二銭
- (一一) 衛生費 四一円 (四六円)
- (一二) 伝染病予防費 三五円 (二〇円)
- (一三) 警備費 二七四円七六銭
- (一四) 雑給 二五九円七六銭
- (一五) (出場手当、演習手当、傷痍手当、夜警手当)
- (一六) 慰労金 五円
- (一七) 雑費 一〇円
- (一八) 諸税及負担 四〇九円一六銭

七	基本財産造成費	五九円一五銭
八	神社費	三〇円
九	補助費(村農会補助)	一四円八八銭
十一	予備費	四〇円(一五四円)
合計		二六二三元三二銭(二七三九円三二銭)

大正六年度

村有財産

恩賜救済資金	一四五円一銭三厘
基本積立金	五〇七円八三銭二厘
救済資金	一〇〇円三二銭
勸業債券(額面一枚)	五〇〇円
土地 四歩	価格六〇銭
建物 七〇坪五合	一〇三円三一銭三厘
大間尋常高等小学校積立金	一一三五円三一銭二厘
杉立木	二〇二〇本
奥戸尋常高等小学校積立金	二二九円七七銭八厘
杉立木	一〇〇〇本

大間区

基本財産（現金） 五三三円五〇銭四厘

株券（陸奥汽船会社） 一七五円

宅地 一一四坪

畑 一反二畝一九歩

山林 六〇町歩

雑地 八一町七反七畝二歩

建物 三五七坪

杉立木 一万四八九三本

松立木 八〇〇〇本

雑木 五万本

奥戸区

基本財産（現金） 一七一円八四銭

株券（農工銀行） 一四〇円

田 三反七畝二歩

畑 二畝二七歩

宅地 一一三坪五合

山林 二一町六反

雜地	八二町五反九畝二二步
建物	一〇〇坪五合
杉立木	一五〇〇本
松立木	二三〇〇本
大正九年度歲入出追加予算	
歲入	
一 交付金(国勢調査)	五一円
二 繰越金	八五円
三 村 税	五四円
四 雜收入	五〇円
合 計	八九〇円九六錢
歲出	
一 教育費(恩給基金)	二五円
二 伝染病予防費	九〇円
三 神社費	二〇円
四 雜支出	六一円
五 国勢調査費	五一円

六 予備費

二〇〇円

合計

六二六円六一銭

歳入出差引過剰金二六四円三五銭ハ歳出更生ニ依り生シタル歳出不足額ニ充ツルモノトス

大正九年十一月二十三日提出

大奥村長 相内 滋

この年の十月一日に、第一回国勢調査が実施された。

三 昭和期の財政

昭和を迎えた直後に起こった昭和恐慌は、深刻な農村不況をもたらしたが、それはそっくり予算規模に現れて
いる。

予算規模の推移は次のとおりである。

歳入出総計 村税

昭和二年

五〇、七一五円 (三五、九九三)

三年

四七、六七四円 (三一、八五四)

五年

四八、五二四円

九年

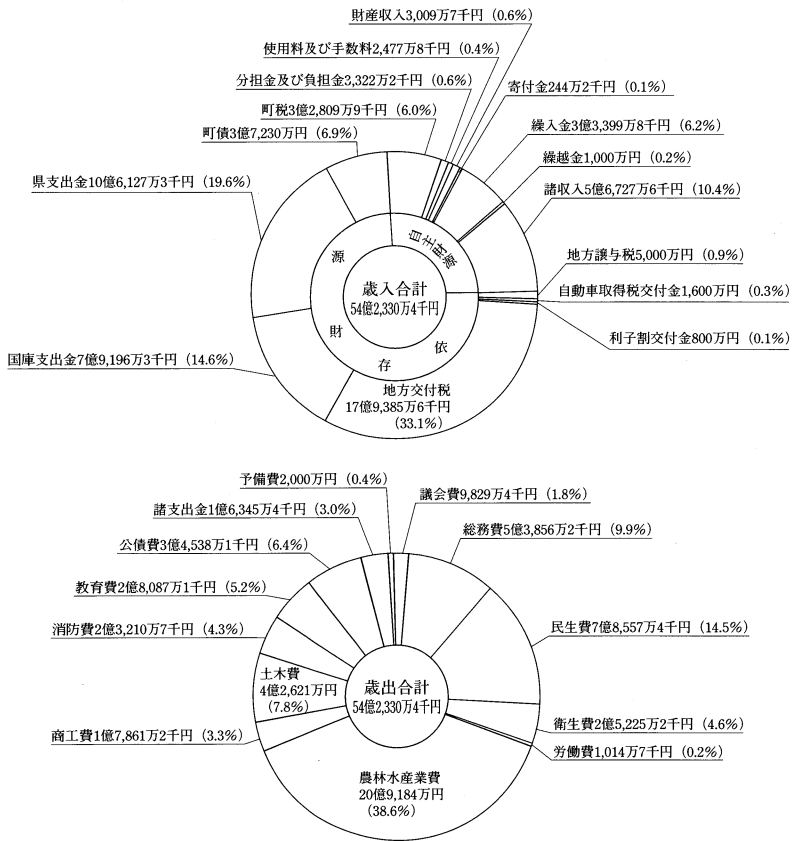
八七、二八七円

十五年

八五、五三三円

第5節 財 政

図3-5 平成8年度一般会計当初予算内訳



第3章 行財政の進展

会計決算額推移

単位：千円

63	平成元	2	3	4	5	6	7
283,026	277,259	301,924	302,972	304,675	340,552	351,047	341,021
21,250	36,636	42,224	44,855	51,235	55,034	55,487	56,834
1,847	5,296	11,184	12,947	9,714	11,022	12,188	9,321
14,538	16,154	16,892	18,433	18,954	16,929	18,622	20,082
1,272,088	1,716,880	1,776,363	1,785,866	2,021,616	2,133,433	1,920,008	1,934,723
892	731	756	967	859	778	811	903
13,063	16,694	6,852	6,688	9,765	13,057	16,533	17,137
32,120	33,623	34,162	34,122	38,403	36,606	38,090	38,902
192,969	228,794	145,837	205,337	454,552	633,702	534,020	911,884
93,676	122,679	103,609	103,209	207,240	286,312	273,051	369,953
14,128	24,967	53,917	83,930	47,774	33,688	77,268	89,655
3,995	4,901	4,959	3,536	3,372	3,633	3,022	7,902
23,939	26,607	19,510	33,917	34,313	35,907	50,385	42,023
316,100	390,300	285,446	514,061	387,894	116,827	3,138,089	214,480
133,700	226,900	144,900	225,600	373,400	453,300	723,100	885,800
20,048	97,071	249,184	315,025	512,253	579,614	416,756	435,136
2,437,679	3,225,198	3,198,319	3,691,465	4,476,019	4,750,394	7,628,477	5,375,756

63	平成元	2	3	4	5	6	7
64,983	73,649	80,420	82,128	95,203	90,215	95,082	98,302
547,620	960,662	776,948	765,299	742,449	751,823	736,188	678,775
225,835	227,680	259,814	300,560	410,686	532,495	483,617	805,777
146,452	173,381	179,181	414,604	243,235	319,027	856,004	886,873
7,280	11,201	12,446	7,799	10,045	11,173	14,471	11,900
355,190	482,743	390,104	430,457	922,057	898,111	3,813,039	1,061,808
108,673	104,681	99,030	117,334	129,964	134,360	156,393	156,667
167,177	203,273	296,353	299,652	327,427	376,718	429,872	503,065
118,040	135,627	161,879	160,105	197,023	216,304	242,026	344,947
391,175	543,880	599,471	715,321	1,042,101	1,004,972	376,535	409,658
0	3,058	7,905	35,356			15,440	3,950
248,647	256,153	260,851	268,537	279,922	304,811	307,787	322,458
0	0						
2,381,072	3,175,988	3,124,402	3,597,152	4,400,112	4,640,009	7,526,454	5,284,180

第5節 財 政

表3-9 一般

〈歳入〉

区 分	昭和56	57	58	59	60	61	62
町 税	173,764	189,240	193,145	220,622	230,928	249,620	268,957
地 方 譲 与 税	12,621	11,747	19,952	18,972	19,854	20,870	20,692
利 子 割 交 付 金							
自動車取得税交付金	7,161	6,793	10,712	10,363	11,535	12,707	12,609
地 方 交 付 税	963,636	1,060,306	995,194	962,716	1,073,363	1,076,215	1,099,403
交通安全対策特別交付金	0	0	0	400	0	0	1,156
分担金及び負担金	14,252	12,087	13,098	12,064	14,863	16,512	5,806
使用料及び手数料	30,788	24,527	22,617	22,859	23,231	24,563	32,772
国 庫 支 出 金	128,673	120,168	157,862	149,316	140,762	117,500	139,618
県 支 出 金	175,340	129,679	73,943	80,488	69,802	77,952	91,925
財 産 収 入	20,082	8,468	12,577	16,547	13,781	13,734	13,931
寄 付 金	15,559	3,553	2,369	2,449	2,943	2,679	8,812
繰 越 金	19,126	92,514	26,432	19,490	22,488	35,587	20,979
諸 収 入	86,175	39,199	64,716	95,072	103,767	89,984	230,755
町 債	576,600	177,600	246,400	182,600	124,100	132,000	128,700
繰 入 金	27,448	41,865	59,358	66,312	61,150	25,152	45,050
合 計	2,251,225	1,918,046	1,858,345	1,860,270	1,912,568	1,895,080	2,121,165

〈歳出〉

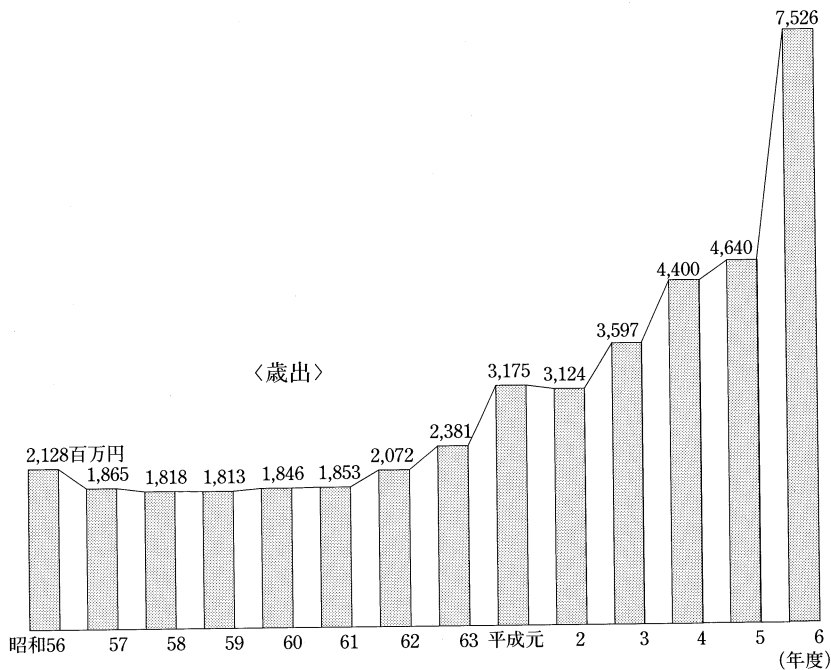
区 分	昭和56	57	58	59	60	61	62
議 会 費	54,829	55,701	58,601	57,378	57,374	59,916	64,381
総 務 費	550,008	425,988	363,740	340,696	359,084	360,075	440,943
民 生 費	196,071	207,875	191,050	196,833	199,765	200,045	202,695
衛 生 費	230,276	196,710	100,676	111,607	115,725	112,285	156,250
労 働 費	9,077	9,402	7,387	8,050	8,329	8,441	6,497
農 林 水 産 業 費	387,688	305,661	184,720	232,010	232,538	223,406	322,698
商 工 費	14,192	24,158	87,474	115,657	128,786	118,900	129,966
土 木 費	213,128	204,375	235,962	209,435	180,839	177,330	172,743
消 防 費	79,768	88,843	97,557	94,617	92,698	123,214	123,387
教 育 費	228,011	157,041	202,209	176,760	167,061	159,125	185,102
災 害 復 旧 費	0	0	0	0	17,959	6,603	13,325
公 債 費	160,178	183,850	206,523	228,362	247,116	249,990	254,239
諸 支 出 金	4,985	5,510	82,956	42,377	39,676	53,764	0
合 計	2,128,211	1,865,114	1,818,855	1,813,782	1,846,980	1,853,101	2,072,226

会計決算額推移

決 算 額

62	63	平成元	2	3	4	5	6	7
490,574	508,690	495,312	491,262	694,610	642,478	643,597	714,979	679,656
432,318	450,029	458,327	448,939	585,141	580,934	631,631	605,911	601,172
279,221	198,738	216,985	224,205	239,712	245,878	238,553	261,858	236,543
279,070	198,738	216,985	224,205	239,712	245,878	238,553	261,858	236,543
197,463	202,173	232,960	244,118	276,185	299,675	342,801	381,484	390,324
197,463	211,760	232,960	243,135	289,127	308,543	333,076	384,855	400,894

会計決算額の推移

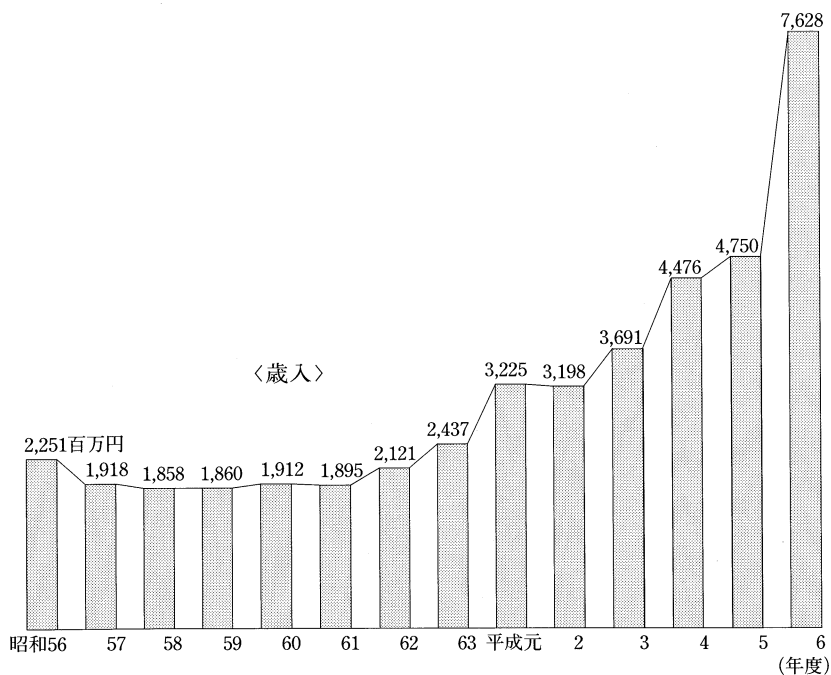


第5節 財 政

表 3 - 10 特別

事業	年度	区 分					
		昭和56	57	58	59	60	61
国民健康保険特別会計	歳入	336,519	348,822	366,376	368,242	403,242	452,601
	歳出	309,190	322,306	334,044	327,565	377,291	408,996
海峡保養センター事業等特別会計	歳入		428,140	112,425	155,968	163,397	163,146
	歳出		428,140	112,425	155,968	153,397	151,196
老人保健特別会計	歳入		11,969	132,394	139,441	156,811	191,942
	歳出		8,292	130,546	138,595	169,070	203,357

図 3 - 6 一般



二十年	八三、〇七〇円
二十五年	一三、〇〇八、四四二円
三十年	一八、四六七、二八八円
三十五年	二八、〇六七、三六八円
四十年	七五、八五〇、〇〇〇円
一般会計	
昭和四十六年	二八三、四四四、〇〇〇円
四十七年	三四七、三二二、〇〇〇円
四十八年	四三六、七六四、〇〇〇円
四十九年	五八九、六四三、〇〇〇円
五十年	八九〇、三六四、〇〇〇円
五十一年	八八六、〇八六、〇〇〇円
五十二年	一、一一二、二八二、〇〇〇円
五十三年	一、一七一、六四一、〇〇〇円
五十四年	一、三〇七、五四八、〇〇〇円
五十五年	一、四〇七、七一九、〇〇〇円
五十六年	一、六四三、五九五、〇〇〇円
五十七年	一、九五五、〇七六、〇〇〇円

五十八年	一、六二五、八八八、〇〇〇円
五十九年	一、六九八、〇三一、〇〇〇円
六十年	一、七七〇、一三九、〇〇〇円
六十一年	一、八〇一、七二五、〇〇〇円
六十二年	一、八九八、三〇二、〇〇〇円
六十三年	二、一七四、四四三、〇〇〇円

四 財政計画

現 状 と (一) 決算規模

問 題 点 昭和六十二年(一九八七)度の一般会計決算額は歳入二億二一六万五〇〇〇円(前年度一億九五〇万一〇〇〇円)、歳出二億七二二万六〇〇〇円(前年度一億五三一〇万二〇〇〇円)である。前年度に比べると、歳入二億二六〇万四〇〇〇円(一一・九%)、歳出二億一九二万四〇〇〇円(一一・八%)と、それぞれ増加している。このことを県平均(町村計)と比較してみると、歳入(三・八%)、歳出(三・七%)とも上回っている。

増加した理由としては、歳入では諸収入(二五五・九%)、繰入金(七八・八%)の増に起因している。歳出では、普通建設事業費(二九・五%)、物件費(一六・九%)、補助費等(二〇・四%)の増によるものである。

また、決算規模の推移を見ると、昭和五十八年度から昭和六十一年まで三%内の増減であったが、昭和六十二

決算額の推移

平成元年度		2年度		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	伸率
3,225,498	32.3	3,198,319	△0.8	3,691,465	15.4	4,476,019	21.3	4,750,394	6.1	7,628,477	60.6	5,375,756	△29.5
3,175,988	33.4	3,124,402	△1.6	3,597,152	15.1	4,400,112	22.3	4,640,009	5.5	7,526,454	62.2	5,284,180	△29.8
49,510	△12.5	73,917	49.3	94,313	27.6	75,907	△19.5	110,385	45.4	102,023	△7.6	91,576	△10.2

収支の推移

平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
49,510	73,917	94,313	75,907	110,385	102,023	91,576
48,280	73,917	94,313	75,907	110,385	102,023	80,676
-8,327	25,637	20,396	△18,406	34,478	△8,362	△21,347
9,189	△52,644	△33,208	△46,318	35,281	42,263	△40,283

年度では一一・九%の伸び率を示している。

(二) 決算収支

(1) 実質収支

昭和六十二年年度決算における歳入歳出差引額（形式収支）は四八九三万九〇〇〇円の黒字となっており、また、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支も同額（翌年度へ繰り越すべき財源はなし）であり、前年度の四一九七万九〇〇〇円に比べ、六九六万円の増となっている。

(2) 単年度収支

昭和六十二年年度の実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、六九六万円の黒字となっており、前年度（二一七四万五〇〇〇円の赤字）に比べると、二八九〇万五〇〇〇円増加している。なお、この単年度収支に地方債の繰上償還額、基金取り崩し額を調整した後の実質単年度収

第5節 財 政

表3-11 普通会計

単位：千円、%

区 分	昭和58年度		59年度		60年度		61年度		62年度		63年度	
	決算額	伸 率	決算額	伸 率	決算額	伸 率	決算額	伸 率	決算額	伸 率	決算額	伸 率
歳 入 総 額	1,858,345	△ 2.9	1,860,149	0.1	1,912,475	2.8	1,895,081	△ 0.9	2,121,165	11.9	2,437,679	14.9
歳 出 総 額	1,818,855	△ 2.3	1,813,661	△ 0.3	1,846,887	1.8	1,853,102	0.3	2,072,226	11.8	2,381,072	14.9
歳入歳出差引額	39,490	△25.5	46,488	17.7	65,588	41.1	41,979	△36.0	48,939	16.6	56,607	15.7

表3-12

単位：千円

区 分	昭和58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度
形 式 取 支	39,490	46,488	65,588	41,979	48,939	56,607
実 質 取 支	39,490	46,488	63,724	41,979	48,939	56,607
単 年 度 取 支	△13,442	6,998	17,236	△21,745	6,960	7,668
実質単年度取支	△21,513	△54,890	△18,526	△45,365	△ 5,444	48,740

支は、五四四万四〇〇〇円の赤字である。
 以上のことから、当町の実質収支は黒字を保っているが、単年度収支、実質単年度収支は不安定であり、地方財政の厳しい折、長期的配慮のもとに収支均衡を保持する必要がある。

(三) 財政構造

(1) 歳 入

昭和六十二年年度の歳入決算額は二億二一六万五〇〇〇円で、前年度（一億八億九五〇八万一〇〇〇円）と比べると二億二六〇八万四〇〇〇円（一一・九％）増加し、その歳入決算額の構成比は、地方交付税が五一・八％と最も高く、地方税（一二・七％）、諸収入（一〇・九％）、国庫支出金（六・六％）、地方債（六・一％）がこれに次いでいる。このことを類似団体と対比してみると、地方交付税、諸収入の割合は

やや高いが、ほぼ変わらない構成比となっている。

地方交付税は、昭和五十八・五十九年度は五一・八%台で推移してきたが、昭和六十・六十一年度は五六%台に上昇し、昭和六十二年度では五一・八%となっている。国庫支出金は、昭和五十八・五十九年度は八%台、昭和六十年年度では七・四%、昭和六十一・六十二年度は六%台で推移してきている。また、県支出金については、昭和六十年年度で三・六%となっているが、昭和五十八〜六十二年度まで四・〇〜四・三%で推移している。地方債は、昭和五十八年度で一三・二%と、やや高い構成比であったが、昭和五十九年度で九・八%、昭和六十〜六十二年度では六%台で推移している。地方税は、昭和五十八年度で一〇・四%であったが、昭和五十九〜六十二年度では一一・九〜一三・二%と、類似団体と同じ構成比となっている。

以上のことから、昭和五十八年度から六十二年度までの歳入構成比には変動が見られず、歳入構成比はほぼ安定しているといえる。さらに、歳入科目の性格機能により分類して比較してみると、次のとおりである。

(ア) 自主財源と依存財源

町が自主的に収入できる自主財源と、国や県の意思決定に基づき収入される依存財源を類似団体と比較してみると、当町の自主財源の歳入総額に占める割合は二九・六%と、類似団体より五・一ポイント高く、歳入構成はほぼ安定している。自主財源の内容について見ると、自主財源の大宗である地方税は歳入総額の一二・七%、自主財源の四二・九%となっており、類似団体と比較すると歳入総額については〇・二ポイント高く、自主財源に占める割合は八・二ポイント低くなっている。

これ以外の科目では、類似団体に比べ全般に低い割合となっているが、諸収入で歳入総額の一〇・九%、自主財源に占める割合で三六・八%と高い割合となっている。一方、依存財源については、地方交付税の歳入総額に

表3-13 自主財源と依存財源

(昭和62年度)

単位：千円，%

区 分	当 該 団 体		全 国 類 似 団 体	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
自 主 財 源	627,062	29.6	685,642	24.5
依 存 財 源	1,494,103	70.4	2,113,587	75.5

(平成5年度)

区 分	当 該 団 体		全 国 類 似 団 体	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
自 主 財 源	1,159,884	24.4	1,238,769	23.8
依 存 財 源	3,590,510	75.6	3,962,243	76.2

占める割合が五一・八%、依存財源に占める割合が七三・六%となっており、類似団体と比較すると、歳入総額については八・七ポイント、依存財源については、一六・五ポイント高い。これ以外の科目は全般に低い割合となっている。

次に、人口一人当たりの額を見ると、自主財源にあつては、その大宗である地方税が類似団体の五万三〇五七円に対し三万五六七五円と一万七三三二円低く、これ以外の科目にあつても諸収入で一万八七七九円高くなつては、それ以外では総じて低くなつている。また、依存財源であつては、その中心である地方交付税が類似団体一八万二四三七円に対し、一四万五八二九円と三万六六〇八円低くなつている。これ以外の科目にあつても、国庫支出金一万七七五八円、県支出金三万一二三一円、地方債二万九六一八円、それぞれ類似団体より低くなつている。

以上のことから、当町の自主財源については、その大宗である地方税の歳入構成に占める割合は、ほぼ安定しているものの、人口一人当たりの額が類似団体に比べて低く、いかに自主財源を確保するかが今後の課題である。また、依存財源にあつては、地方交付税に大きく依存している。

表3-14 自主財源と依存財源の内訳

(昭和62年度)

区 分	当 該 団 体			全 国 類 似 団 体			当該団体	全国類似団体	
	決 算 額 (千円)	構 成 比	自 主 財 源 依 存 財 源 で の 構 成 比	決 算 額 (千円)	構 成 比	自 主 財 源 依 存 財 源 で の 構 成 比	人 口 1 人 当 た り 額 (円)	人 口 1 人 当 た り 額 (円)	
自主財源	1. 地 方 税	268,957	12.7	42.9	350,707	12.5	51.1	35,675	53,057
	2. 分 担 金・負 担 金	5,806	0.3	0.9	40,949	1.5	6.0	770	6,195
	3. 使 用 料	28,792	1.4	4.6	41,174	1.5	6.0	3,819	6,229
	4. 手 数 料	3,980	0.2	0.6	7,244	0.2	1.0	528	1,096
	5. 財 産 取 入	13,931	0.6	2.2	43,804	1.6	6.4	1,848	6,627
	6. 寄 付 金	8,812	0.4	1.4	7,463	0.3	1.1	1,169	1,129
	7. 繰 入 金	45,050	2.1	7.2	48,478	1.7	7.1	5,976	7,334
	8. 繰 越 金	20,979	1.0	3.4	67,633	2.4	9.9	2,783	10,232
	9. 諸 取 入	230,755	10.9	36.8	78,190	2.8	11.4	30,608	11,829
計	627,062	29.6	100.0	685,642	24.5	100.0	83,176	103,728	
依存財源	10. 地 方 譲 与 税	20,692	1.0	1.4	40,572	1.4	1.9	2,745	6,138
	11. 娯 楽 交 付 金				3,761	0.1	0.2		569
	12. 軽 油・自 動 車 交 付 金	12,609	0.6	0.8	26,169	0.9	1.2	1,673	3,959
	13. 地 方 交 付 金	1,099,403	51.8	73.6	1,205,903	43.1	57.1	145,829	182,437
	普 通	1,025,424	48.3	68.6	1,102,971	39.4	52.2	136,016	166,864
	特 別	73,979	3.5	5.0	102,937	3.7	4.9	9,813	15,573
	14. 交 通 安 全 交 付 金	1,156	0.0	0.1	1,580	0.1	0.1	153	239
	15. 国 庫 支 出 金	139,618	6.6	9.3	239,791	8.6	11.3	18,519	36,277
	16. 固 有 提 供 交 付 金				159	0.0	0.0		24
	17. 県 支 出 金	91,925	4.3	6.2	287,033	10.3	13.6	12,193	43,424
18. 地 方 債	128,700	6.1	8.6	308,614	11.0	14.6	17,071	46,689	
計	1,494,103	70.4	100.0	2,113,587	75.5	100.0	198,183	319,756	
歳入合計	2,121,165	100.0		2,799,229	100.0		281,359	423,484	

(平成5年度)

区 分	当 該 団 体			全 国 類 似 団 体			当該団体	全国類似団体	
	決 算 額 (千円)	構 成 比	自 主 財 源 依 存 財 源 で の 構 成 比	決 算 額 (千円)	構 成 比	自 主 財 源 依 存 財 源 で の 構 成 比	人 口 1 人 当 た り 額 (円)	人 口 1 人 当 た り 額 (円)	
自主財源	1. 地 方 税	340,552	7.2	29.4	458,750	8.8	37.0	48,135	68,985
	2. 分 担 金・負 担 金	13,057	0.3	1.1	91,245	1.8	7.4	1,846	13,721
	3. 使 用 料	32,322	0.7	2.8	75,783	1.4	6.1	4,568	11,396
	4. 手 数 料	4,284	0.1	0.4	5,207	0.1	0.4	605	783
	5. 財 産 取 入	33,688	0.7	2.9	91,378	1.8	7.4	4,762	13,741
	6. 寄 付 金	3,633	0.1	0.3	11,904	0.2	1.0	513	1,790
	7. 繰 入 金	579,614	12.2	50.0	270,988	5.2	21.9	81,924	40,750
	8. 繰 越 金	35,907	0.7	3.1	103,181	2.0	8.3	5,075	15,516
	9. 諸 取 入	116,827	2.4	10.0	130,333	2.5	10.5	16,513	19,599
計	1,159,884	24.4	100.0	1,238,769	23.8	100.0	163,941	186,281	
依存財源	10. 地 方 譲 与 税	55,034	1.2	1.5	87,574	1.7	2.2	7,779	13,169
	11. 利 子 割 交 付 金	11,022	0.2	0.3	12,622	0.2	0.3	1,558	1,898
	12. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	0	0	0	4,223	0.1	0.1		635
	13. 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0	0	266	0	0		40
	14. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	16,929	0.4	0.5	36,335	0.7	1.0	2,393	5,464
	15. 地 方 交 付 金	2,133,433	45.0	59.4	2,208,146	42.5	55.7	301,545	332,052
	普 通	2,000,328	42.1	55.7				282,732	
	特 別	133,105	2.8	3.7				18,813	
	16. 交 通 安 全 交 付 金	778	0	0	1,403	0	0	110	211
	17. 国 庫 支 出 金	633,702	13.3	17.7	459,495	8.8	11.6	89,569	69,097
	18. 固 有 提 供 交 付 金	0	0	0	492	0	0		74
19. 県 支 出 金	286,312	6.0	8.0	498,750	9.6	12.6	40,468	75,000	
20. 地 方 債	453,300	9.5	12.6	652,937	12.6	16.5	64,071	98,186	
計	3,590,510	75.6	100.0	3,962,243	76.2	100.0	507,493	585,826	
歳入合計	4,750,394	100.0		5,201,012	100.0		671,434	782,107	

第5節 財 政

表3-15 一般財源と特定財源

(昭和62年度)

単位：千円，%

区 分	当 該 団 体		全 国 類 似 団 体	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
一 般 財 源	1,523,563	71.8	1,784,297	63.7
特 定 財 源	597,602	28.2	1,104,932	36.3

(平成5年度)

区 分	当 該 団 体		全 国 類 似 団 体	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
一 般 財 源	2,557,748	53.8	3,146,221	60.5
特 定 財 源	2,192,646	46.2	2,054,790	39.5

表3-16 一般財源科目別構成状況

(昭和62年度)

区 分	当 該 団 体			全 国 類 似 団 体		
	決算額(千円)	構成比(%)	人口1人当たり額(円)	決算額(千円)	構成比(%)	人口1人当たり額(円)
地 方 税	268,957	17.6	35,675	350,707	19.6	53,057
地方譲与税	20,692	1.4	2,745	40,572	2.3	6,138
地方交付税	1,099,403	72.2	145,829	1,205,908	67.6	182,437
そ の 他	134,511	8.8	17,842	187,110	10.5	28,307
一般財源計	1,523,563	100.0	202,091	1,784,297	100.0	269,939

(平成5年度)

区 分	当 該 団 体 (7,075人)			全 国 類 似 団 体 (6,650人)		
	決算額(千円)	構成比(%)	人口1人当たり額(円)	決算額(千円)	構成比(%)	人口1人当たり額(円)
地 方 税	340,552	13.3	48,135	458,750	16.3	68,985
地方譲与税	55,034	2.2	7,779	87,574	3.1	13,169
地方交付税	2,133,433	83.4	301,545	2,208,146	78.7	332,052
そ の 他	28,729	1.1	4,061	53,446	1.9	8,037
一般財源計	2,557,748	100.0	361,519	2,807,916	100.0	422,243

表3-17 特定財源科目別構成状況

(昭和62年度)

区 分	当 該 団 体			全 国 類 似 団 体		
	決算額(千円)	構成比(%)	人口1人当 たり額 (円)	決算額(千円)	構成比(%)	人口1人当 たり額 (円)
国庫支出金	131,960	22.1	17,504	231,416	22.8	35,010
県支出金	91,848	15.4	12,183	282,009	27.8	42,664
地方債	128,700	21.5	17,071	308,376	30.4	46,653
分担金・負担金	5,726	1.0	760	39,911	3.9	6,038
使用料・手数料	27,340	4.6	3,626	44,360	4.4	6,711
財産収入	3,233	0.5	429	27,167	2.7	4,110
そ の 他	208,795	34.9	27,695	81,693	8.0	12,359
特定財源計	597,602	100.0	79,268	1,014,932	100.0	153,545

(平成5年度)

区 分	当 該 団 体 (7,075人)			全 国 類 似 団 体 (6,650人)		
	決算額(千円)	構成比(%)	人口1人当 たり額 (円)	決算額(千円)	構成比(%)	人口1人当 たり額 (円)
国庫支出金	633,702	28.9	89,569	459,495	19.2	69,097
県支出金	286,312	13.0	40,468	498,750	20.8	75,000
地方債	453,300	20.7	64,071	652,937	27.3	98,186
分担金・負担金	13,057	0.6	1,846	91,245	3.8	13,721
使用料・手数料	36,606	1.7	5,174	80,990	3.4	12,179
財産収入	33,688	1.5	4,762	91,378	3.8	13,741
そ の 他	735,981	33.6	104,026	518,301	21.7	77,940
特定財源計	2,192,646	100.0	309,915	2,393,096	100.0	359,864

(イ) 一般財源
と特定財源
町がどの経費にも
自由に充当できる一
般財源と、財源の性
質により充当される
経費が特定されてい
る特定財源とに区別
し、これを類似団体
と比較してみると、
当町の一般財源は、
類似団体と比較し構
成比で八・一％上
回っているが、人口
一人当たり額では逆
に六万七八八円下
回っている。
一般総額の内容に

表3-18 経常的収入と臨時的収入

(昭和62年度)

単位：千円，%

区 分	当 該 団 体		全 国 類 似 団 体	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
経常的収入	1,478,673	69.7	1,708,361	61.0
臨時的収入	642,492	30.3	1,090,868	39.0

(平成5年度)

区 分	当 該 団 体		全 国 類 似 団 体	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
経常的収入	2,656,719	55.9	3,037,035	59.2
臨時的収入	2,093,675	44.1	2,093,675	40.8

ついで見ると、一般財源の大宗である地方交付税は、歳入財源の五一・八%、一般財源の七二・二%と類似団体に比較して歳入総額で八・七ポイント、一般財源に占める割合は四・六ポイントと高いが、人口一人当たりの額においては三万六六〇八円低い。また、地方税については、一般財源で二ポイント、人口一人当たりの額で一万七三八二円低くなっている。一方、特定財源については、類似団体と比較して八・一ポイント、人口一人当たりの額で七万四二七七円低く、半分程度の額となっている。

以上のことから、当町の財政運営は、地方税・地方交付税を計画的・効率的に運用し、特定財源の確保・増大に努め、行政需要に対処する必要がある。

(ウ) 経常的収入と臨時的収入

収入の継続性と安定性を見るため、経常的収入と臨時的収入を見ると、当町の経常的収入は、類似団体と比較して構成比で八・七ポイント高い。このことは地方税・地方譲与税・県支出金などで低いが、地方交付税が高いことによる。一方、臨時的収入は経常的収入と逆に、類似団体と比較して構成比で八・七ポイント低く、県支出金・国庫支出金が低いことによる。

表3-19 経常的収入と臨時的収入の内訳

(昭和62年度)

単位：千円、%

区 分	経常的収入				臨時的収入			
	当該団体		全国類似団体		当該団体		全国類似団体	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
1. 地 方 税	268,957	18.2	350,522	20.5			185	0.0
2. 地 方 譲 与 税	20,692	1.4	40,572	2.4				
3. 娯楽施設利用交付金			3,761	0.2				
4. 軽油・自動車取得税交付金	12,609	0.9	26,169	1.5				
5. 地 方 交 付 税	1,025,424	69.3	1,102,971	64.6	73,979	11.5	102,938	9.4
6. 交通安全対策特別交付金	1,156	0.1	1,580	0.1				
7. 分 担 金 及 び 負 担 金	5,726	0.4	10,602	0.6	80	0.0	30,346	2.8
8. 使 用 料	25,743	1.7	37,049	2.2	3,049	0.5	4,125	0.4
9. 手 数 料	1,597	0.1	6,498	0.4	2,383	0.4	747	0.1
10. 国 庫 支 出 金	60,300	4.1	38,311	2.2	79,318	12.3	201,479	18.5
11. 国 有 提 供 交 付 金			159	0.0				
12. 県 支 出 金	41,728	2.8	57,375	3.4	50,197	7.8	229,658	21.0
13. 財 産 収 入	578	0.0	7,813	0.4	13,353	2.1	35,991	3.3
14. 寄 付 金					8,812	1.4	7,463	0.7
15. 繰 入 金					45,050	7.0	48,478	4.4
16. 繰 越 金					20,979	3.3	67,633	6.2
17. 諸 収 入	14,163	1.0	24,979	1.5	216,592	33.7	53,204	4.9
18. 地 方 債					128,700	20.0	308,621	28.3
歳 入 合 計	1,478,673	100.0	1,708,361	100.0	642,492	100.0	1,090,868	100.0

(平成5年度)

区 分	経常的収入				臨時的収入			
	当該団体		全国類似団体		当該団体		全国類似団体	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
1. 地 方 税	340,552	12.8	458,378	15.1			366	0.0
2. 地 方 譲 与 税	55,034	2.1	87,574	2.9				
3. 利 子 割 交 付 金	11,022	0.4	12,622	0.4				
4. ゴルフ場利用税交付金			4,223	0.1				
5. 特別地方消費税交付金			266	0.0				
6. 自動車取得交付金	16,929	0.6	36,336	1.2				
7. 地 方 交 付 金	2,000,328	75.3	2,037,932	67.1	133,105	6.3	170,214	7.9
8. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金			493	0.0				
9. 交通安全対策特別交付金	778	0.0	1,403	0.0				
10. 分 担 金 及 び 負 担 金	13,030	0.5	50,966	1.7	27	0.0	40,280	1.9
11. 使 用 料	27,805	1.1	69,619	2.3	4,517	0.2	6,159	0.3
12. 手 数 料	2,371	0.1	4,675	0.1	1,913	0.1	533	0.0
13. 国 庫 支 出 金	96,232	3.6	120,905	4.0	537,470	25.7	338,592	15.6
14. 都 道 府 県 支 出 金	75,205	2.8	99,153	3.3	211,107	10.1	399,599	18.5
15. 財 産 収 入	1,732	0.1	10,854	0.4	101,956	1.5	80,519	3.7
16. 寄 附 金					3,633	0.2	11,911	0.5
17. 繰 入 金					579,614	27.7	270,981	12.5
18. 繰 越 金					35,907	1.7	103,181	4.8
19. 諸 収 入	15,701	0.6	41,636	1.4	101,126	4.8	88,698	4.1
20. 地 方 債					453,300	21.7	652,944	30.2
歳 入 合 計	2,656,719	100.0	3,037,035		2,093,675	100.0	2,163,977	100.0

第5節 財 政

表3-20 経常的収入に対する経常的経費の割合

(昭和62年度)

単位：％

区 分	当 該 団 体	全国類似団体
歳入総額に占める経常的収入(a)	69.7	61.0
歳入総額に対する経常的経費の割合(b)	59.9	49.5
(a)-(b)	9.8	11.5

(平成5年度)

区 分	当 該 団 体	全国類似団体
歳入総額に占める経常的収入(a)	55.9	58.4
歳入総額に対する経常的経費の割合(b)	41.5	43.7
(a)-(b)	14.4	14.7

表3-21 経常一般財源と経常特定財源

(昭和62年度)

単位：％

区 分	当 該 団 体	全国類似団体
経 常 一 般 財 源	62.7	54.9
経 常 特 定 財 源	7.0	6.2

(平成5年度)

区 分	当 該 団 体	全国類似団体
経 常 一 般 財 源	51.1	51.1
経 常 特 定 財 源	4.8	7.3

次に、経常的収入に対する経常的経費の割合について見ると、経常的経費に対する経常的収入の残余は類似団体に比較して少ない。以上のことから、当町の経常的収入から見た歳入構造は、依存財源に裏付けられた経常収支の均衡は保たれているものの、不安定で弾力性に欠ける。

(2) 歳 出

昭和六十二年度の歳出決算額は二〇億七二二万六〇〇円で、前年度（一八億五三一

歳出決算額の推移（以下334ページまで続く）

単位：千円，％

60年度			61年度			62年度		
決算額	構成比	対前年度増減率	決算額	構成比	対前年度増減率	決算額	構成比	対前年度増減率
57,212	3.1	0.0	59,750	3.2	4.4	64,381	3.1	7.8
358,137	19.4	3.3	357,231	19.3	△0.3	440,943	21.3	23.4
208,237	11.3	1.7	208,939	11.3	0.3	202,695	9.8	△3.0
137,019	7.4	5.4	144,142	7.8	5.2	156,250	7.5	8.4
8,333	0.4	3.4	8,446	0.4	1.4	6,497	0.3	△23.1
232,743	12.6	0.0	223,580	12.1	△3.9	322,698	15.6	44.3
127,107	6.9	10.1	118,720	6.4	△6.6	129,966	6.3	9.5
181,481	9.8	△12.9	180,505	9.7	△0.5	172,743	8.3	△4.3
99,226	5.4	△2.9	130,866	7.1	31.9	123,387	6.0	△5.7
172,318	9.3	△4.2	164,329	8.9	△4.6	185,102	8.9	12.6
17,958	1.0	皆増	6,603	0.3	△63.2	13,325	0.6	101.8
247,116	13.4	8.2	249,991	13.5	1.2	254,239	12.3	1.7
0	0.0		0	0.0		0	0.0	
0	0.0		0	0.0		0	0.0	
1,846,887	100.0	1.8	1,853,102	100.0	0.3	2,072,226	100.0	11.8

○万二〇〇〇円）と比較して二億一九二万四〇〇〇円（一一・八％）の伸びを示している。

(ア) 目的別歳出の状況

経費のうち大きな比率を占めているのは、昭和六十二年度の決算では総務費・農林水産業費・公債費で、全体の四九・二％を占めており、民生費・教育費・土木費がこれに次いでいる。このことを類似団体と比較してみると、類似団体は農林水産業費・総務費・教育費・公債費の順になって

表3-22 目的別

区 分	昭和58年度			59年度		
	決 算 額	構 成 比	対 前 年 度 増 減 率	決 算 額	構 成 比	対 前 年 度 増 減 率
議 会 費	58,456	3.2	5.2	57,227	3.2	△2.1
総 務 費	329,611	18.1	28.0	346,622	19.1	5.2
民 生 費	197,509	10.9	12.8	204,754	11.3	3.7
衛 生 費	171,465	9.4	△4.2	129,959	7.2	△24.2
労 働 費	7,391	0.4	△7.9	8,057	0.4	9.0
農 林 水 産 業 費	184,702	10.2	△21.4	232,802	12.8	26.0
商 工 費	87,476	4.8	△40.1	115,477	6.4	32.0
土 木 費	235,281	12.9	△45.7	208,350	11.5	△11.4
消 防 費	104,659	5.8	14.6	102,194	5.6	△2.4
教 育 費	202,150	11.1	9.4	179,857	9.9	△11.1
災 害 復 旧 費	33,631	1.8	皆 増			皆 減
公 債 費	206,524	11.4	12.3	228,362	12.6	10.6
諸 支 出 金	0	0.0		0	0.0	
前 年 度 繰 越 充 用 金	0	0.0		0	0.0	
歳 出 合 計	1,818,855	100.0	△2.3	1,813,661	100.0	0.3

おり、総務費が類似団体に比較して六・四ポイント高く、教育費が四・五ポイント、農林水産業費が四・六ポイント、土木費が四・〇ポイントそれぞれ低くなっている。

次に、主な費用ごとにその推移を見ると、総務費の構成比は昭和五十八〜六十一年度までは一八・一〜一九・四%と安定していたが、昭和六十二年では、積立金・原子力発電所対策費用の増により二一・三%と、前年度に比較して二ポイント高くなっている。農林

(目的別歳出決算額の推移続き)

2年度			3年度			4年度		
決算額	構成比	対前年度増減率	決算額	構成比	対前年度増減率	決算額	構成比	対前年度増減率
80,420	2.6	9.2	82,128	2.3	2.1	95,203	2.2	15.9
776,948	24.8	△19.1	765,299	21.1	△15	742,449	16.8	△3.0
259,814	8.3	14.1	300,560	8.4	15.7	410,686	9.3	36.6
179,181	5.7	3.3	414,604	11.5	131.4	243,235	5.5	△41.3
12,446	0.4	11.1	7,799	0.2	△93.7	10,045	0.2	28.8
390,104	12.5	△19.2	430,457	12.0	10.3	922,057	21.0	114.2
99,030	3.2	△5.4	117,334	3.3	18.5	129,964	3.0	10.8
296,353	9.5	45.8	299,652	8.3	1.1	327,427	7.4	9.3
161,879	5.2	19.4	160,105	4.5	△1.1	197,023	4.5	23.1
599,471	19.2	10.2	715,321	19.9	19.3	1,042,101	23.7	45.7
7,905	0.3	158.5	35,356	1.0	347.3	0	0.0	
260,851	8.3	1.8	268,537	7.5	2.9	279,922	6.4	4.2
0	0.0		0	0.0		0	0.0	
0	0.0		0	0.0		0	0.0	
3,124,402	100.0	△1.6	3,597,152	100.0	15.1	4,400,112	100.0	22.3

水産業費では、昭和五十八年度一〇・二％から昭和五十九年度一二・八％と高くなり、以降、昭和六十一年度まで一二％台で推移してきたが、昭和六十二年では、沿岸漁業振興事業補助金の増などにより一五・六％と、前年度に比べ三・五ポイントの増となっている。一方、昭和五十八年度一二・九％と二位の構成比を占めていた土木費は、道路橋梁費・港湾建設費などの減により、昭和六十二年では八・三％で六位と構成費を低下して

第5節 財 政

区 分	63年度			平成元年度		
	決 算 額	構 成 比	対 前 年 度 増 減 率	決 算 額	構 成 比	対 前 年 度 増 減 率
議 会 費	64,983	2.7	0.9	73,649	2.3	13.3
総 務 費	547,620	23.0	24.2	960,662	30.1	75.4
民 生 費	225,835	9.5	11.4	227,680	7.2	0.8
衛 生 費	146,452	6.2	△6.3	173,381	5.5	18.4
労 働 費	7,280	0.3	12.1	11,201	0.4	53.9
農 林 水 産 業 費	355,190	14.9	10.1	482,743	15.2	35.9
商 工 費	108,673	4.6	△16.4	104,681	3.3	△3.7
土 木 費	167,177	7.0	△3.2	203,273	6.4	21.6
消 防 費	118,040	5.0	△4.3	135,627	4.3	14.9
教 育 費	391,175	16.4	111.3	543,880	17.1	39.0
災 害 復 旧 費	0	0.0	皆 減	3,058	0.1	
公 債 費	248,647	10.4	△2.2	256,153	8.1	3.0
諸 支 出 金	0	0.0		0	0.0	
前 年 度 繰 越 充 用 金	0	0.0		0	0.0	
歳 出 合 計	2,381,072	100.0	14.9	3,175,988	100.0	33.4

いる。これ以外の費用では、ほぼ一定した構成比で推移している。

(イ) 性質別歳出の
状況

〈性質別経費の状況〉

経費の性質が何であるかを基準とした性質別経費を分類すると、義務的経費、投資的経費およびその他の経費に大別される。

昭和六十二年における義務的経費と投資的経費の比率は、四三・六％対二〇・九％と義務的経費が投資的経費を上回っており、この構成比の推

(目的別歳出決算額の推移続き)

区 分	5年度			6年度		
	決算額	構成比	対前年度増減率	決算額	構成比	対前年度増減率
議 会 費	90,215	1.9	△5.2	95,082	1.3	5.4
総 務 費	751,823	16.1	1.3	736,188	9.7	△2.1
民 生 費	532,495	11.5	29.7	483,617	6.4	△9.2
衛 生 費	319,027	6.9	31.2	856,004	11.4	168.3
労 働 費	11,173	0.2	11.2	14,471	0.2	29.5
農 林 水 産 業 費	898,111	19.4	△2.6	3,813,039	50.7	324.6
商 工 費	134,360	2.9	3.4	156,393	2.1	16.4
土 木 費	376,718	8.1	15.1	429,872	5.7	14.1
消 防 費	216,304	4.7	9.8	242,026	3.2	11.9
教 育 費	1,004,972	21.7	△3.6	376,535	5.0	△62.5
災 害 復 旧 費	0	0.0		15,440	0.2	皆 増
公 債 費	304,811	6.6	8.9	307,787	4.1	1.0
諸 支 出 金	0	0.0		0	0.0	
前年度繰越充用金	0	0.0		0	0.0	
歳 出 合 計	4,640,009	100.0	5.5	7,526,454	100.0	62.2

移は義務的経費にあっては、昭和五十八〜六十一年度までは四二・一〜四八・〇％まで上昇したが、昭和六十二年度では四三・六％と低くなっている。一方、投資的経費は昭和五十八〜六十一年度まで二二・三〜一七・八％まで低下したが、昭和六十二年度では二〇・九％とわずかながら上昇したものの、義務的経費その他の経費を下回っている。また、その他の経費は三三・五〜三五・六％と、ほぼ安定した構成比を示している。

これらの構成比を類似団体に比較してみると、義務的経費では七・三ポイント高く、その他の経費で九・三ポイント高い。一方、投資的経費では一六・六ポイント低くなっている。

〈一般財源の充当状況〉

昭和六十二年度の一般財源は一四億七四六二万四〇〇〇円で、前年度(一三億九八五八万九〇〇〇円)と比較してみると七六〇三万五〇〇〇円増加している。一般財源の各経費に対する充当状況についてみると、義務的経費に総額の五一・四%に当たる七億五七九六万四〇〇〇円が充当されており、その内訳は人件費四億八六七万一〇〇〇円(一般財源総額に占める比率三三・〇%)、扶助費二一三三万(二・四%)、公債費二億五〇一六万三〇〇〇円(一七・〇%)と、人件費が義務的経費の六四・二%を占めている。

一方、投資的経費には、九・九%に当たる一億四六六三万円が充当されているのみで、その内訳は、普通建設事業の単独分(六・〇%)が補助分(二・〇%)を上回っている。さらに、その他の経費には五億七〇〇三万(三八・七%)が充当されており、その内訳は、物件費一億八〇八九万八〇〇〇円(二一・三%)、維持補修費八六六万八〇〇〇円(〇・六%)、補助費等二億三二五七万六〇〇〇円(二五・七%)、積立金三〇〇〇万円(二・〇%)、投資・出資・貸付金七四六万四〇〇〇円(〇・五%)、繰出金一億一四二万四〇〇〇円(七・六%)となっている。

これらのことを類似団体・県平均(町村計)と比較すると、義務的経費に充当された一般財源は当町五一・四%、県平均五四・四%、類似団体五一・三%、投資的経費では、当町九・九%、県平均九・四%、類似団体一五・一%、その他の経費では、当町三八・七%、県平均三六・四%、類似団体三三・六%となり、ほぼ同じ構成比となっている。

第3章 行財政の進展

歳出決算額の推移（以下341ページまで続く）

単位：千円，%

60年度			61年度			62年度		
決算額	構成比	対前年度増減率	決算額	構成比	対前年度増減率	決算額	構成比	対前年度増減率
536,108	29.0	5.6	556,076	30.0	3.7	570,159	27.5	2.5
369,192	20.2	5.2	390,149	21.1	5.7	403,114	19.5	3.3
91,802	5.0	1.3	84,400	4.5	△8.1	79,849	3.8	△5.4
247,087	13.4	8.2	249,967	13.5	1.2	254,228	12.3	1.7
245,747	13.3	9.8	249,447	13.5	1.5	253,393	12.2	1.6
1,340	0.1	△70.0	520	0.0	△61.2	835	0.1	60.6
874,997	47.4	5.8	890,443	48.0	1.8	904,236	43.6	1.5
219,025	11.9	△14.5	226,259	12.2	3.3	264,591	12.8	16.9
14,858	0.8	4.1	12,236	0.7	△17.6	11,825	0.6	△3.4
228,825	12.4	11.3	258,978	14.0	13.2	286,017	13.8	10.4
24,238	1.3	489.4	1,380	0.1	△94.3	32,596	1.6	2262.0
22,921	1.2	0.6	24,448	1.3	6.7	28,309	1.3	15.8
117,180	6.3	10.8	108,625	5.9	△7.3	111,483	5.4	2.6
0	0.0		0	0.0		0	0.0	
627,047	33.9	3.0	631,926	34.2	0.8	734,821	35.5	16.3
2,258	0.1	△41.2	3,791	0.2	67.9	11,303	0.6	198.2
326,885	17.7	△13.6	324,130	17.5	△0.8	419,844	20.3	29.5
91,460	5.0	△40.4	105,440	5.7	15.3	149,843	7.3	42.1
235,425	12.7	5.0	218,690	11.8	△4.8	270,001	13.0	43.0
17,958	1.0	皆増	6,603	0.3	△63.2	13,325	0.6	101.8
0	0.0		0	0.0		0	0.0	
344,843	18.7	△8.8	330,733	17.8	△4.1	433,169	20.9	31.0
1,846,887	100.0	1.8	1,853,102	100.0	0.3	2,072,226	100.0	11.8

表3-23 性質別

区 分		昭和58年度			59年度		
		決算額	構成比	対前年度増減率	決算額	構成比	対前年度増減率
義務的経費	人 件 費	463,583	25.5	4.7	507,885	28.0	9.6
	うち職員給	325,177	17.9	7.7	350,982	19.4	7.9
	扶 助 費	94,558	5.2	△21.4	90,651	5.0	△4.1
	公 債 費	206,486	11.4	12.3	228,329	12.6	10.6
	元利償還金	203,332	11.2	12.0	223,855	12.4	10.1
	一時借入金利子	3,154	0.2	37.1	4,474	0.2	41.9
	計	724,627	42.1	2.4	826,865	45.6	8.1
その他の経費	物 件 費	224,659	12.3	6.1	256,050	14.1	14.0
	維 持 補 修 費	24,620	1.3	118.8	14,267	0.8	△42.1
	補 助 費 等	257,586	14.2	△2.6	205,587	11.3	△20.2
	積 立 金	51,113	2.8	△3.2	4,112	0.2	△92.0
	投資・出資・貸付金	22,762	1.2	△2.4	22,792	1.3	0.1
	繰 出 金	68,505	3.8	△50.2	105,756	5.8	54.4
	前年度繰上充用金	0	0.0		0	0.0	
	計	649,245	35.6	△7.4	608,564	33.5	△6.3
投資的経費	うち人件費	4,043	0.2	204.4	3,843	0.2	△4.9
	普 通 建 設 事 業 費	371,352	20.4	△10.2	378,232	20.9	1.9
	補 助	143,685	7.9	△18.2	153,497	8.5	6.8
	単 独	227,667	12.5	3.5	224,735	12.4	△7.3
	災 害 復 旧 事 業 費	33,631	1.9	皆 増			皆 減
	失 業 対 策 事 業 費	0	0.0		0	0.0	
	計	404,983	22.3	△2.1	378,232	20.9	△6.6
歳 出 合 計		1,818,855	100.0	△2.3	1,813,661	100.0	△0.3

第3章 行財政の進展

(性質別歳出決算額の推移続き)

2年度			3年度			4年度		
決算額	構成比	対前年度増減率	決算額	構成比	対前年度増減率	決算額	構成比	対前年度増減率
693,202	22.2	10.0	742,958	20.7	7.2	771,975	17.5	3.9
481,450	15.4	14.5	512,093	14.2	6.4	529,601	12.0	3.4
76,299	2.4	9.2	80,266	2.2	5.2	96,018	2.2	19.6
260,836	8.3	1.8	268,521	7.5	2.9	279,922	6.4	4.2
260,836	8.3	1.8	268,521	7.5	2.9	279,859	6.4	4.2
0	0.0	0.0	0	0.0	0	63	0.0	皆増
1,030,337	33.0	7.8	1,091,745	30.4	6.0	1,147,915	26.1	5.1
333,936	10.7	0.7	305,201	8.4	△8.6	400,444	9.1	31.2
37,403	1.2	26.1	40,310	1.1	7.8	69,899	1.6	73.4
307,684	9.8	△6.3	558,507	15.5	81.5	373,345	8.5	△33.2
563,986	18.1	13.7	391,758	10.9	△30.5	423,459	9.6	8.1
15,976	0.5	△47.0	16,248	0.5	1.7	16,402	0.4	0.9
168,318	5.4	67.7	133,105	3.7	△20.9	171,944	3.9	29.2
0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
1,427,303	45.7	17.4	1,445,129	40.1	1.1	1,455,493	33.1	0.7
15,603	0.5	△42.4	27,453	0.8	75.9	47,460	1.1	72.9
658,857	21.1	△26.9	1,024,922	28.5	55.6	1,796,704	40.8	75.3
152,837	4.9	△61.0	333,563	9.3	118.2	707,254	6.1	112.0
412,980	13.2	△2.6	626,699	17.4	51.8	1,011,190	23.0	61.4
7,905	0.3	158.5	35,356	1.0	347.3	0	0.0	
0	0.0		0	0.0		0	0.0	
666,762	21.3	△26.3	1,060,278	29.5	59.0	1,796,704	40.8	69.5
3,124,402	100.0	△1.6	3,597,152	100.0	15.1	4,400,112	100.0	22.3

第5節 財 政

区 分		63年度			平成元年度		
		決算額	構成比	対前年度増減率	決算額	構成比	対前年度増減率
義務的経費	人件費	583,920	24.5	2.4	629,925	19.8	7.9
	うち職員給	399,280	16.8	△1.0	420,620	13.2	5.3
	扶助費	70,512	3.0	△11.7	69,848	2.2	△0.9
	公債費	248,647	10.4	△2.2	256,131	8.1	3.0
	元利償還金	248,479	10.4	△1.9	256,131	8.1	3.1
	一時借入金利息	168	0.0	△79.9		0.0	皆減
計		903,079	37.9	△0.1	955,904	30.1	5.8
その他の経費	物件費	285,844	12.0	8.0	331,462	10.5	16.0
	維持補修費	20,321	0.9	71.8	29,664	0.9	46.0
	補助費等	330,855	13.9	15.7	328,351	10.3	△0.8
	積立金	81,072	3.4	148.7	495,839	15.6	511.6
	投資・出資・貸付金	33,021	1.4	16.6	2,035	0.9	△8.7
	繰出金	110,444	4.6	△0.9	28,112	3.2	△9.1
	前年度繰上充用金	0	0.0		0	0.0	
計		861,557	36.2		1,215,463		41.1
投資的経費	うち人件費	17,183	0.7	52.0	27,077	0.9	57.6
	普通建設事業費	616,436	25.9	46.8	901,176	28.4	46.2
	補助	262,072	11.0	74.9	391,973	12.3	49.6
	単独	270,584	11.4	40.1	424,102	13.4	56.7
	災害復旧事業費	0	0.0		3,058	0.1	皆増
	失業対策事業費	0	0.0		0	0.0	
計		616,436	25.9	42.3	904,234	28.5	46.7
歳出合計		2,381,072	100.0	14.9	3,175,988	100.0	33.4

次に、一般財源の充当額の推移を見ると、義務的経費の充当比率は昭和五十八・五十九年度において四ポイント上昇したが、以降二ポイント前後の増減で推移している。また、投資的経費の充当比率は昭和五十八年度で六・二％と、かなり低い充当比率であったが、以降八・七～一〇・二％と上昇しているもの、類似団体と比較すれば四・三～七・一ポイント低い充当比率となっている。

〈経常収支比率の状況〉

財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率の推移を見ると、人件費（三六・一％）が最も大きく、次いで公債費（二八・八％）、補助費等（一五・七％）となっており、類似団体・県平均（町村）計と比較すれば、人件費では県平均とほぼ同じであるが、類似団体より二・二～四・一ポイント高くなっている。公債費では、類似団体・県平均より二・七～三・六ポイント低くなっている。補助費等では昭和六十一・六十二年度が一五％台と高くなり、類似団体・県平均より高い比率を示している。

以上のことから、人件費・公債費・扶助費の義務的経費および補助費等・物件費をはじめとするその他の経費

（性質別歳出決算額の推移続き）

7年度		
決算額	構成比	対前年度増減率
875,187	16.5	3.9
603,689	11.4	38.1
157,228	3.0	△1.1
322,458	6.1	4.8
317,491	6.0	4.3
4,967	0.1	47.0
1,354,873	25.6	3.5
485,612	9.2	△10.3
58,787	1.1	△7.7
566,099	10.7	0.4
220,231	4.2	△93.4
38,674	0.7	△7.2
167,869	3.2	13.3
0	0.0	0.0
1,537,272	29.1	△67.2
68,488	1.3	66.2
2,388,085	45.2	57.7
1,010,591	19.1	84.8
1,377,494	26.1	42.4
3,950	0.1	△74.4
0	0.0	
2,392,035	45.3	56.4
5,284,180	100.0	△29.8

第5節 財 政

区 分		5 年度			6 年度		
		決算額	構成比	対 前 年 度 増 減 率	決算額	構成比	対 前 年 度 増 減 率
義務的経費	人 件 費	809,682	17.5	4.9	842,322	11.2	4.0
	うち職員給	556,758	12.0	5.1	581,542	7.7	4.5
	扶 助 費	161,419	3.5	68.1	159,015	2.1	△1.5
	公 債 費	304,811	6.6	8.9	307,787	4.1	1.0
	元利償還金	302,897	6.5	8.2	304,409	4.0	0.5
	一時借入金利子	1,914	0.0	938.1	3,378	0.0	76.5
計	1,275,912	27.5	11.2	1,309,124	17.4	2.6	
その他の経費	物 件 費	400,401	8.6	0.0	541,527	7.2	35.2
	維 持 補 修 費	50,344	1.1	△28.0	63,680	0.8	26.5
	補 助 費 等	477,898	10.3	28.0	563,568	7.5	17.9
	積 立 金	409,985	8.8	△3.2	3,329,346	44.2	712.1
	投資・出資・貸付金	26,149	0.6	59.4	41,679	0.6	59.4
	繰 出 金	142,993	3.1	△16.8	148,102	2.0	3.6
	前年度繰上充用金	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
計	1,507,770	32.5	3.6	4,687,902	62.3	310.9	
投資的経費	うち人件費	46,837	1.0	△1.3	41,204	0.5	△12.0
	普通建設事業費	1,856,327	40.0	3.3	1,513,988	20.1	△18.4
	補 助	1,084,651	23.4	53.4	546,956	7.3	△49.6
	単 独	661,661	14.3	△346	903,332	12.0	36.5
	災害復旧事業費	0	0.0		15,440	0.2	0.0
	失業対策事業費	0	0.0		0	0.0	
計	1,856,327	40.0	3.3	1,529,428	20.3	△18.4	
歳 出 合 計	4,640,009	100.0	5.5	7,526,454	100.0	62.2	

歳出充当一般財源の推移（以下347ページまで続く）

単位：千円，%

60年度			61年度			62年度		
一般財源	構成比	対前年度増減率	一般財源	構成比	対前年度増減率	一般財源	構成比	対前年度増減率
444,895	32.2	6.0	474,470	33.9	6.6	486,671	33.0	2.6
37,702	2.7	8.2	20,884	1.5	△44.6	21,130	1.4	1.2
242,936	17.6	8.4	245,902	17.6	1.2	250,163	17.0	1.7
725,533	52.5	6.9	741,256	53.0	2.2	757,964	51.4	2.3
159,901	11.6	△4.5	186,772	13.3	16.8	180,898	12.3	△3.1
13,476	1.0	19.3	10,887	0.8	△19.2	8,668	0.6	△20.4
199,786	14.5	5.6	325,175	16.1	12.7	231,576	15.7	2.8
20,000	1.4	皆増	0	0.0	皆減	30,000	2.0	皆増
3,096	0.2	△9.7	3,630	0.3	17.2	7,464	0.5	105.6
117,081	8.5	10.8	108,549	7.8	△7.3	111,424	7.6	2.6
0	0.0		0	0.0		0	0.0	
513,340	37.2	7.6	535,013	38.3	4.2	570,030	38.7	6.5
141,323	10.2	27.5	121,963	8.7	△13.7	146,162	9.9	19.8
20,437	1.5	27.9	21,092	1.5	3.2	29,248	2.0	38.7
120,886	8.7	27.5	100,871	7.2	△16.6	117,014	7.9	16.0
508	0.1	皆増	357	0.0	△29.7	468	0.0	31.1
0	0.0		0	0.0		0	0.0	
141,831	10.3	28.0	122,320	8.7	△13.8	146,630	9.9	19.9
1,380,704	100.0	9.0	1,398,589	100.0	1.3	1,474,624	100.0	5.4

第5節 財 政

表 3 - 24 性質別

区 分		昭和58年度			59年度		
		一般財源	構成比	対前年度増減率	一般財源	構成比	対前年度増減率
義務的経費	人 件 費	394,448	31.8	2.3	419,564	33.1	6.4
	扶 助 費	18,048	1.5	△25.8	34,845	2.8	93.1
	公 債 費	202,329	16.3	12.8	224,172	17.7	10.8
計		614,825	49.6	4.3	678,581	53.6	10.4
その他の経費	物 件 費	168,263	13.6	△6.8	167,430	13.2	△0.5
	維 持 補 修 費	15,254	1.2	62.0	11,299	0.9	△25.9
	補 助 費 等	245,025	19.7	△0.5	189,253	14.9	△22.8
	積 立 金	46,950	3.8	△6.6	0	0.0	皆 減
	投資・出資・貸付金	3,675	0.3	△40.6	3,429	0.3	△6.7
	繰 出 金	68,456	5.5	△50.1	105,690	8.4	54.4
	前年度繰上充用金	0	0.0		0	0.0	
計		547,623	44.1	△13.1	477,101	37.7	△12.9
投資的経費	普通建設事業費	76,575	6.2	△46.8	110,813	8.7	44.7
	補助事業費	13,808	1.1	△36.6	15,978	1.3	15.7
	単独事業費	62,767	5.1	△18.4	94,835	7.4	51.1
	災害復旧事業費	1,931	0.1	皆 増	0	0.0	皆 減
	失業対策事業費	0	0.0		0	0.0	
計		78,506	6.3	△45.5	110,813	8.7	41.2
合 計		1,240,954	100.0	△9.0	1,266,495	100.0	2.1

第3章 行財政の進展

(性質別歳出充当一般財源の推移続き)

2年度			3年度			4年度		
一般財源	構成比	対前年度増減率	一般財源	構成比	対前年度増減率	一般財源	構成比	対前年度増減率
601,771	25.9	12.1	654,806	28.4	8.8	681,500	23.6	4.1
24,482	1.1	21.3	25,093	1.1	2.5	30,985	1.1	23.5
256,799	11.0	1.9	264,827	11.5	3.1	276,228	9.6	4.3
883,052	38.0	9.1	944,726	41.0	7.0	988,713	34.3	4.7
239,902	10.5	16.4	234,366	10.0	△2.3	314,461	10.9	34.2
33,298	1.4	38.0	32,269	1.4	△3.1	32,727	1.1	1.4
254,371	10.9	△4.5	299,651	13.0	17.8	355,858	12.3	18.8
498,407	21.4	2.8	336,105	14.6	△32.6	388,565	13.5	15.6
2,176	0.1	△76.2	2,648	0.1	21.7	3,002	0.1	13.4
107,769	4.6	21.3	122,538	5.3	13.7	160,951	5.6	31.3
0	0.0		0	0.0		0	0.0	
1,135,923	48.9	5.2	1,027,577	44.4	△9.5	1,255,564	43.5	22.2
303,102	13.0	8.4	317,944	13.8	5.0	639,280	22.2	101.1
27,763	1.2	△60.0	55,397	2.4	99.5	96,758	3.4	74.7
194,099	8.4	31.4	211,842	9.2	9.1	484,662	16.8	128.8
2,150	0.1	116.1	17,895	0.8	732.3	0	0.0	皆減
0	0.0		0	0.0		0	0.0	
305,252	13.1	8.8	335,839	14.6	10.0	639,280	22.2	90.4
2,324,227	100.0	7.2	2,308,142	100.0	△0.7	2,883,557	10.0	24.9

第5節 財 政

区 分		63年度			平成元年度		
		一般財源	構成比	対前年度増減率	一般財源	構成比	対前年度増減率
義務的経費	人 件 費	502,325	30.8	3.2	536,784	24.7	6.9
	扶 助 費	20,240	1.2	△4.2	20,184	0.9	△0.3
	公 債 費	244,582	15.0	△2.2	252,066	11.6	3.1
計		767,147	47.0	1.2	809,034	37.2	5.5
その他の経費	物 件 費	175,987	10.8	△2.7	206,095	9.6	17.1
	維 持 補 修 費	15,591	1.0	79.9	24,125	1.1	54.7
	補 助 費 等	241,865	14.9	4.4	266,225	12.3	10.1
	積 立 金	80,000	4.9	166.7	484,915	22.4	506.1
	投資・出資・貸付金	11,520	0.7	54.3	9,124	0.4	△20.8
	繰 出 金	99,401	6.1	10.8	88,854	4.1	△10.6
	前年度繰上充用金	0	0.0		0	0.0	
計		624,364	38.4	9.5	1,079,338	49.9	72.9
投資的経費	普通建設事業費	237,162	14.6	62.2	279,560	12.9	17.9
	補助事業費	47,468	2.9	62.3	69,351	3.2	46.1
	単独事業費	139,614	8.6	19.3	147,734	6.8	5.8
	災害復旧事業費	0	0.0	皆減	995	0.0	皆増
	失業対策事業費	0	0.0		0	0.0	
計		237,162	14.6	61.7	280,555	12.9	18.3
合 計		1,628,673	100.0	10.4	2,168,927	100.0	33.2

が、歳出総額に占める割合においても、一般財源充当額比率においても、かなり高い比率を示しており、経常収支比率も類似団体に比較し高くなっている。このことから当町の財政は硬直化しているといえる。

施策の方向

当町の基本目標である「豊かで活力のある町へ」に即応するべく今後、長期にわたる財政見直しに立ち、より合理的な財政運営の実現を図るため、次の三点を基本的目標とする。

① 社会情勢の変化や国の財政危機の深刻化の中で、自主財源の確保に努め、長期的な展望のもとに財政運営の健全化に努める。

② 各種事業の実施に当たって、将来の総合的財政計画については、国・県の公共事業や国の財政の推移などを見極め、町財政運営の効率化を図る。

③ 町財政における重点目標を明確にし、財政運営の適正化に努める。

右の基本的目標を達成していく上で、具体的には次のような施策の方向を定め、実行していく。

(一) 財源の確保

(性質別歳出充当一般財源の推移続き)

7年度		
一般財源	構成比	前年度 対年 増減率
773,379	23.8	4.4
55,209	1.7	12.1
319,477	9.8	5.1
1,148,065	35.3	4.9
390,251	12.0	0.8
47,513	1.5	△13.0
494,252	15.2	△3.0
140,000	4.3	△46.2
1,974	0.1	△55.9
139,130	4.3	131.4
0	0.0	
1,213,120	37.4	△4.9
884,756	27.2	114.0
62,206	1.9	178.4
822,550	25.3	125.2
1,990	0.1	18.0
0	0.0	
886,746	27.3	113.6
3,247,931	100.0	16.6

第5節 財 政

区 分		5 年度			6 年度		
		一般財源	構成比	対 前 年 度 増減率	一般財源	構成比	対 前 年 度 増減率
義務的経費	人 件 費	710,016	24.0	4.2	740,628	26.6	4.3
	扶 助 費	48,159	15.6	55.4	49,270	1.8	2.3
	公 債 費	301,117	10.2	9.0	304,093	10.9	1.0
計		1,059,292	49.8	7.1	1,093,991	39.3	3.3
その他の経費	物 件 費	314,657	10.5	0.1	387,296	13.8	23.1
	維 持 補 修 費	47,000	1.6	43.6	54,585	2.0	16.1
	補 助 費 等	450,942	15.2	26.7	509,279	18.3	12.9
	積 立 金	389,207	13.2	0.2	260,000	9.3	△33.2
	投資・出資・貸付金	4,449	0.2	48.2	4,479	0.2	0.7
	繰 出 金	116,994	4.0	△27.3	60,133	2.2	△48.6
	前年度繰上充用金	0	0.0		0	0.0	
計		1,323,249	44.7	5.4	1,275,772	45.8	△3.6
投資的経費	普通建設事業費	575,966	19.5	△9.9	413,459	14.8	△28.2
	補助事業費	145,574	4.9	50.5	22,348	0.8	△84.6
	単独事業費	349,177	11.8	△28.0	365,211	13.1	4.6
	災害復旧事業費	0	0.0		1,686	0.1	皆 増
	失業対策事業費	0	0.0		0	0.0	
計		575,966	19.5	△9.9	415,145	14.9	△27.9
合 計		2,958,507	100.0	2.6	2,784,908	100.0	△5.9

歳入規模の増収を図るため、地域性を生かした産業振興を積極的に推進し、町民所得の向上に努める。

(ア) 自主財源の大宗である町税の増収を図るため、課税全体の適正把握に努めるとともに、納期内完納の推進を図る。

(イ) 使用料および手数料は、受益者負担の原則および社会経済情勢の実情を踏まえて十分検討し、単価などの適正化を図り税外収入の確保に努める。

(ウ) 国庫支出金・県支出金などの資金導入を図るため、現行制度の有効活用により効率的事業導入を図る。

(エ) 財政管理の適正化を図り、運用収入の確保に努める。

(オ) 地方債は、事業を執行するに当たり、財源不足を補う重要な財源であるが、後年度の財政負担とならないよう、財政の長期的展望と総合計画実施の方途を的確に把握し、適正な許容限度内において資金の確保を図る。

(二) 経費の効率化・重点化についての方策

歳出についての経費の効率化については、「最小の経費で最大の効果を上げる」ことにほかならない。また、財政運営についての効率化は、予算の執行面のみによって達成されるものでなく、行政目的との連携を保ちながら執行することにある。全体的には、長期的な財政収支の均衡を考え、後年度における財政安定のための財源留保に努め、経済の著しい変動、災害発生などに伴う財源不足を生ずることのないよう慎重に考慮し、次の具体的方法によって経費の効率化・重点化を図る。

(ア) 人件費については、一般財源の占める構成比等を十分に検討し、その増加率の調整に努めるとともに、職員の適正配置、事務事業の見直しなどによる合理化を図る一方、給与体系の適正、労務管理の充実に努

める。

(イ) 公債費については、公債費比率一二％以内を目標とし、事業の重要度・緊急性を十分に考慮し、常に長期的見直しに立って、その償還能力限度内において借り入れするものとし、償還年度に及ばず財政運営の弾力性などを勘案して借り入れするものとする。

(ウ) 消費的経費については、健全財政を確立するため、類似団体の財源配分を十分に比較検討し、抜本的な見直しを行い、節減合理化に努め資金の効率的運用を図るものとする。

(エ) 投資的経費については、厳しい財政事情の下においても、地域社会の均衡ある発展を図ることが要請されてきていることに鑑み、消費的経費などの節減により、可能な限り投資的経費の財源確保を図り、町民福祉に直結する事業効果の高いものを優先し、総合的かつ効率的な財政運営に努める。

五 平成の財政

平成に入ってから予算規模は、次のとおりである（詳細は前出の表参照）。

平成元年	二、六二九、〇二五、〇〇〇円
〃 二年	二、五一一、七八八、〇〇〇円
〃 三年	三、〇九八、八二三、〇〇〇円
〃 四年	三、六〇九、七二三、〇〇〇円
〃 五年	三、九八二、二五二、〇〇〇円

〃 六年 三、九七〇、一七四、〇〇〇円
 〃 七年 四、八四五、三五二、〇〇〇円

平成二年（一九九〇）度

歳入

町 税	三〇一、九二四、〇〇〇円
地方譲与税	四二、二二四、〇〇〇円
利子割交付金	一一、四八四、〇〇〇円
自動車所得税交付金	一六、八九二、〇〇〇円
地方交付税	一、七七六、三六三、〇〇〇円
交通安全対策特別交付金	七五六、〇〇〇円
分担金及び負担金	六、八五二、〇〇〇円
使用料・手数料	三四、四六二、〇〇〇円
国庫支出金	一四五、八三七、〇〇〇円
県支出金	一〇三、六〇九、〇〇〇円
公債費	二六〇、八五一、〇〇〇円
諸支出金	
合 計	三、一二四、四〇二、〇〇〇円

第六節 戦争と大間町

徴兵令

明治維新後、富国強兵を国是とした新政府は明治六年（一八七三）に徴兵令を制定して、国民皆兵への第一歩を印した。幕藩体制下の農工商に属した庶民は兵士となって訓練を受け、士族が起こした反乱鎮圧に動員されると、意外なほどの戦果を挙げた。

この徴兵令は明治二十二年一月に改正され、翌月に発布された明治憲法（大日本帝国憲法）はその第二〇条に、「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と、兵役を国民の必任義務と定めたのである。

兵役法

昭和元年（一九二六）十二月二十六日、すなわち大正天皇が崩御された翌日の第五二帝国議会において、徴兵令が廃止されて新たに

兵役法が成立した。この兵役法の第一条は、「帝国臣民タル男子ハ本法ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス」と定め、さらに第二三条では、「戸籍法ノ適用ヲ受クル者ニシテ前年十二月一日ヨリ其ノ年十一月三十日迄ノ間ニ於テ年齢二十年ニ達スル者ハ本法中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外徴兵検査ヲ受クルコトヲ要ス」と規定した。

徴兵検査（身体検査）には、甲種、第一乙種、第二乙種（現役に適するもの）、丙種（現役には適さないが国民兵役に適するもの）などの段階があり、平時においては抽選によって兵役に服した。そのため、ひそかに「抽選逃れ」を寺院に祈願す

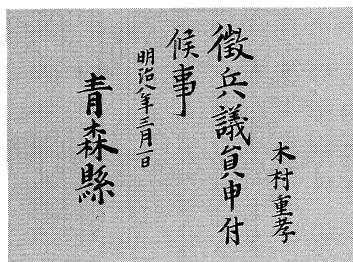


写真3-17 徴兵議員任命書

る者もいた。

ちなみに、日中戦争が激化して、アメリカとの戦争が不可避と目されていた昭和十五年に、大奥村で徴兵検査を受けた者は現役兵四七人（陸軍四五人、海軍二人）、補充兵陸軍一人に分類された。

戦争の記録

日本は明治時代に、日清戦争（明治二十七年八月一日～明治二十八年四月十七日）と日露戦争（明治三十七年二月十日～明治三十八年九月五日）を戦い、続いて第一次世界大戦（大正三年八月一日～大正八年六月二十八日）に参戦し、昭和に入ってから宣戦布告の伴わない満州事変（昭和六年八月十九日～九月十八日～昭和八年五月）をはじめ、上海事変（昭和七年一月二十八日～同年五月五日）と支那事変（昭和十二年七月七日～）などを起こし、ついには昭和十六年十二月八日、太平洋戦争に突入し、昭和二十年八月十四日、連合国のポツダム宣言を受諾し、同年九月二日に降伏文書に調印、長い戦争に終止符を打った。

日露戦争 日露戦争中の明治三十七年（一九〇四）七月二十日、元大奥村議で大間郵便局長の木村重孝は、**大間町** ロシアのウラジオストック艦隊が津軽海峡を通過したことを電信で軍中央部へ通報し、その功によって勲七等を授与された。

日露戦争では、大奥村から応召した兵士のうち三人が、名誉の戦死を遂げた。当町には、この三兵士を祀る忠魂碑が二か所に建っている。

忠魂碑（大間町大間平）

陸軍大将伯爵 寺内正毅書

〈碑陰〉



写真3-18 大間忠魂碑

明治三十八年三月六日於奉天附近ノ戦闘

魚鱗堡ニ戦死

故陸軍歩兵上等兵勲八等 竹内千代丸

明治三十八年一月二十七日於黒溝臺附近

ノ戦闘負傷 同年二月五日 狼洞溝定立病院ニ死亡

故陸軍歩兵一等卒勲八等 平塚正賢

明治三十八年三月七日於奉天附近ノ戦闘

漢城堡ニテ戦死

故陸軍歩兵一等卒勲八等功七級 坂本小三郎

大正二年十一月建立

忠魂碑（大間町奥戸・春日神社境内）

陸軍大将 鈴木莊八書

〈碑陰〉

明治三十八年三月七日於奉天附近ノ戦闘

漢城堡ニ戦死

故陸軍歩兵一等卒勲八等功七級 坂本小三郎

明治三十八年三月六日於奉天附近ノ戦闘



写真3-19 奥戸忠魂碑

魚鱗堡ニ戦死

故陸軍歩兵上等兵勲八等 竹内千代丸

明治三十八年一月二十七日於黒溝臺附近

ノ戦鬪負傷同年二月五日狼洞溝定立病院

ニ死亡

故陸軍歩兵一等卒勲八等 平塚正賢

昭和十年十一月建立

戦時体制

戦争の激化に伴って、すべての民需産業は軍需産業に転換させられ、商店主らも微用工として軍需工場や軍事施設に動員された。当町の商店街には閑古鳥が鳴く始末であった。これは全国的な傾向で、すべての生活必需品は配給制になっていて、自由な売買は成立しなくなっていた。

一般家庭の鍋釜や、寺院の梵鐘、銅像までもが武器を造るために供出させられ、国民は軍用機の献納を求められた。昭和十六年（一九四一）五月十一日、青森市において献納飛行機「下北号」の命名式が行われた。材木地区には、それに関する資料が残されている。

感謝状

国防資材の献納ヲ辱ウシ

感謝ニ堪ヘス茲ニ深厚ナル

謝意ヲ表ス

昭和十六年五月十一日

陸軍大臣 東條英機
材木部落 殿

献納兵器命名式次第

五月十一日(日曜)

午前十時開式

- 一、開 式
- 一、国歌奉唱
- 一、修 祓
- 一、献 饌
- 一、祝 祠 (斎 主)
- 一、命 名 (陸軍大臣)
- 一、感謝状交付謝辞 (陸軍大臣)
- 一、玉串奉奠 (斎主、陸軍大臣、献納者代表、命名式委員長、来賓総代、操縦者総代)
- 一、神符授与
- 一、祝辞及祝電披露
- 一、壮途ヲ送ルノ辞
- 一、献納歌贈呈

一、撤 饌

一、昇 神

一、万歳奉唱

一、閉 式

(式後献納飛行機ハ式場上空ニ於テ特殊飛行ヲ実施シ後青森県上空ノ飛行ヲ行ウ)

昭和十五年七月、第二次近衛内閣は基本国策要綱を決定して、大東亜新秩序と国防国家の建設をめざした。それに即応して、材木地区は部落会を結成した。

材木部落会規程

第一条 本会ハ材木部落会ト称シ、万民翼賛ノ本旨ニ則リ本部落内全住民ノ共同ノ任務ヲ遂行シ、日本臣民タルノ道ヲ実践スルヲ以テ目的トス。

第二条 本会ハ前条ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事項ヲ協議シ、ソノ遂行ヲ期ス。

一、産業、経済、教化、警防、保護衛生、社会施設ノ振興ニ関スル事項

二、必要物資ノ増産、供出、配給及消費ノ規正ニ関スル事項

三、銃後後援、国民貯蓄ノ実践ニ関スル事項

四、其ノ他本部落住民ノ共同生活ニ関スル各般ノ事項

第三条 本会ハ本部落ノ全戸ヲ以テ組織ス。

第四条 本会ニ会長一名ヲ置ク。会長ハ部落全員ノ推薦ニヨリ村長之ヲ選任ス。

第五条 会長ハ会務ヲ総理シ、常会ヲ招集司会ス。会長ニ故障アル時ハ会長ノ指名スル会員ソノ職務ヲ代理ス。

第六条 本会ニ顧問若干名ヲ置くコトヲ得。

第七条 本会ハ毎月一不定期ニ常会ヲ開催スルモノトス。

第八条 本会ハ必要ニ応ジ部制ヲ設クルコトヲ得。

第九条 本会ハ村長ノ定ムル方法ニヨリ本部落内ノ全戸ヲ三班ニ分チ隣保班ヲ組織ス。各班ニ班長ヲ置く。

第十条 班長ハ班員ノ推薦ニヨリ会長之ヲ指名ス。班長ノ任期ハ一ケ年トス。但シ再任ヲ妨ゲズ。

第十一条 隣保班ハ本会ノ方針ニ基キ、毎月定期又ハ必要ニ応ジ随時ニ常会ヲ開催シ、実践事項ノ懇談其ノ

他班内ノ連絡等ニ付協議ス。

第十二条 本会ノ経費ハ其ノ必要ニ応ジ村長ノ定ムル所ニ基キ徴取スルコトヲ得、経費ノ徴取、保管及会計

ハ夫々常会ニ於テ協議、承認ヲ経ルヲ要ス。

この材木部落会は昭和十七年二月二十八日、大東亜戦争割引国庫債券（二〇円券、発行価格一四円二枚。一〇円券、発行価格七円二枚）と戦時貯蓄債券（七円五〇銭券、割引売出価格五円六枚。一五円券、割引売出価格一〇円三枚）、戦時報国債券（一〇円券二枚。五円券四枚）、計一四二円分を購入して、第一班・第二班にそれぞれ四九円、第三班に四四円を割り当てた。

勤労働員

昭和十九年（一九四四）十二月十一日、下北郡内の国民学校（昭和十六年に尋常小学校は国民学校に改称）の高等科生徒は、学徒勤労隊として大湊海軍工作部に動員された。

大間国民学校からは高等科二学年男子四〇人のうち、心身とも健全な者を選び、小向勇藏ら二〇人が二十年三月まで動員された。工作部側は、引き続いての就労を希望したが、同校の引率教師らは、学校に戻って卒業式を挙行することを強く望み、その結果、この勤労働員は二十年の三月末で打ち切られた。この動員は郡内の大規模

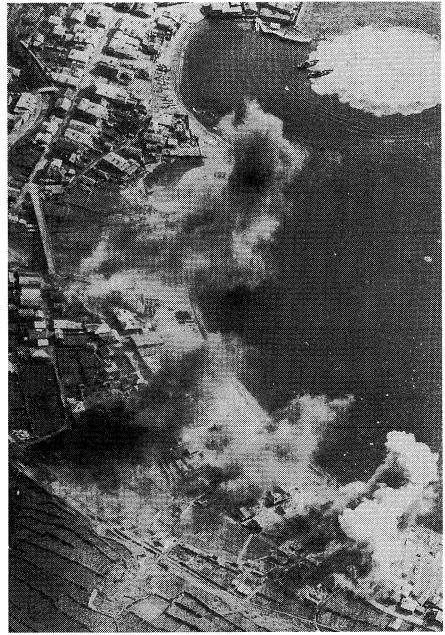


写真3-20 米軍機から空襲を受ける奥戸地区

校の男子のみのもので、奥戸国民学校は参加しなかった。

疎開と空襲

戦争末期、制空権を奪われた日本は連日、米軍機による本

土爆撃（空襲）にさらされ、軍需工場・施設はもとより都市の大半は焦土と化した。そのため都会に住む人々は縁故を頼って、地方へ疎開しなければならなかった。

学童の集団疎開も行われた。当町にも、町出身の東京在住者とその家族の多くが、疎開

してきた。

昭和二十年（一九四五）に入ると、地方といえども安全ではなかった。この年の七月十四日から十五日にかけて、延べ七七〇機の米軍機が津軽海峡を中心に、北海道・東北地方の艦船・航空基地・軍事施設を攻撃した。当町にも一六〇機が来襲して、五七発の爆弾を投下した。その結果、死者七人、重傷一二人、軽傷一人、行方不明一人の人的被害が生じ、建物の被害は大間灯台をはじめ全壊三六戸、半壊六六戸に及んだ。

豊国丸 終戦の一月前の昭和二十年（一九四五）七月十四日、海軍特務艦「豊国丸」（二二七〇トン、

の沈没 艦長・渡部知己少佐）は八戸港から函館への航行中、米軍艦載機延べ二〇〇機の波状攻撃を受けて浸水し、大間崎の北西約三キロメートルで沈没した。制海制空権を失っていた日本軍には、豊国丸へ襲いかか

る米軍機を撃退する力がなかったのである。

同艦の乗組員の一四七人のうち一三五人が戦死し、一二人は大畑町に漂着して救助された。この豊国丸は商船改造の特務艦で、中国の揚子江周辺の警備から昭和二十年、本土沿岸に移り、釜石・室蘭間の物資輸送に当たっていたのである。昭和五十二年七月十四日の三三回忌に、大間崎に忠霊碑が建立された。

日本海軍特務艦

豊国丸戦死者忠霊碑

内閣総理大臣 福田赳夫書

〈碑一面〉

戦死者百三十五柱の氏名

〈碑陰〉

昭和二十年七月十四日午後二時三十六分

米軍艦載機と交戦し、激闘のすえ乗員百

三十五名の勇士、艦と共にこの海に眠る

英霊に捧ぐ

海を征き

海に散りたる

つわものの

御霊よ永遠に

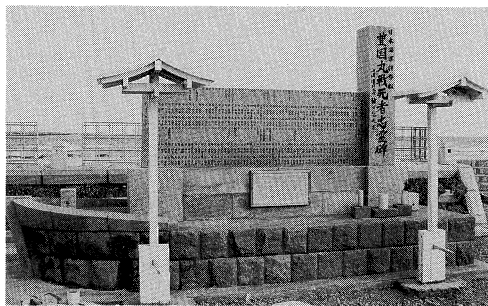


写真 3-21 豊国丸戦死者忠霊碑

安らかにあれ

詠 壽山

昭和五十二年七月十四日 三十三回忌に当り

豊国丸遺族会

戦友会

建立

第四監視艇隊関係者

なお、壽山という人は豊国丸の軍医で、艦の沈没後、木片につかまって大畑に漂着して救助された二人の一人で、後に北大教授になったと伝えられる。

三七回忌に当たる昭和五十六年七月十四日、関係者による慰霊祭が営まれた。関東・関西からの遺族や同艦の乗組員六一五人、柳森町長ら町の関係者など約一五〇人は、海上自衛隊大湊音楽隊による「海ゆかば」の吹奏後、忠霊碑に玉串を捧げて戦死者の冥福を祈った。

豊国丸の機関科上機曹で、生存者の滝沢義信戦友会長（東京・葛飾区）は当時を回想して、「朝四時半に八戸港を出てからは、空襲の連続でした。米空母から飛び立った艦載機の波状攻撃を受け、尻屋灯台沖で機銃員全員が戦死し、あるいは傷つき、大畑沖を過ぎた辺りで前部高角砲の弾薬庫が爆発して浸水し、午後二時過ぎにはエンジンも止まり、あつという間に沈みました。私たち一二人は筏を組んで漂流し、翌朝、大畑町に流れ着いて救助されました。波に吞まれた戦友も多かったようです」と語った。

また、当日、海岸から戦闘を目撃したという近くの漁業竹内伊三郎（五九歳）は、「米軍機は一七、八機ずつ襲いかかり、豊国丸はそのうちの二機を撃ち落としたけれど、そのうち黒い煙が上がって船は沈みました。翌日、

機銃弾で穴だらけになったボートが漂着し、見ると一人が右足を撃たれて死んでいました。今でも沈没現場でウニ漁をすると、カゴが沈没船に引っかかり、ロープが切れることがあるので、あの惨事を思い出します」と話した。

戦没者 当町は昭和五十四年（一九七九）十一月十五日、大間町公民館において、町出身の二三〇柱の戦没者追悼式を挙行した。

表3-25 戦没者名簿

氏名	地区	階級	年齢	死亡場所	氏名	地区	階級	年齢	死亡場所
伊藤惣三郎	大間	兵長	二八	比島レイテ島	岩泉長治	〃	伍長	二五	ソビエトイルクーツ病院
岸本繁太郎	〃	歩兵長	二六	比島バタン州	岩泉庄作	〃	伍長	二六	比島レイテ島
遠藤孝一	〃	上等兵	二九	中支那方面	竹本武郎	〃	上等兵	二四	不明(病死)
蛭子貞良	〃	伍長	二六	比島ルソン島	西野誠一郎	大間	伍長	三五	比島ルソン島
蛭子忠	〃	伍長	二七	比島ルソン島	新田正光	〃	伍長	二二	比島レイテ島
伊藤友重	〃	一等兵	二一	満州国綏陽陸軍病院	新田吉秋	〃	軍曹	二四	鹿児島県篠崎湾
石山朝夫	材木	兵長	二三	比島レイテ島	新田一男	〃	兵長	二二	不明(病死)
岩谷哲司	奥戸	伍長	二三	ニューギニア島	新田成光	〃	上等兵	二二	中国河北省水壁鎮
岩泉茂一	〃	軍曹	二四	比島レイテ島	堀保作	〃	兵長	二五	南洋諸島メーヨン島
伊世義光	〃	伍長	二五	比島レイテ島	細間勝雄	〃	伍長	二三	中国河南省南河村
					平戸正国	〃	軍曹	二六	北部ルソン島

竹内梅雄	竹内定夫	竹村要一	田中忠市	高橋義夫	米持光雄	米持秀雄	米持秀雄	金沢源一	金木愛男	金沢寅吉	加藤勇太郎	和田喜作	和田清二	和田栄八	平田與市	氏名	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大間	〃	奥戸	〃	大間	〃	〃	材木	奥戸	地区	
軍属	兵長	伍長	兵長	兵長	曹長	上等兵	軍曹	准尉	一等兵	飛行上等兵	兵長	兵長	伍長	兵長	不明	階級	
三二	二三	二六	二八	三三	二五	二三	二三	二七	不明	不明	二四	三二	二五	二一	二八	年齢	
比島ルソン島	比島ルソン島	沖繩伊江島	比島レイテ島	戦病院 中国湖南省第一野	中国湖南省第一野 南方第十五陸軍病	病院 滿州国黒河省陸軍	硫黄島	沖繩本島	滿州国黒河省	ニューギニア島	中国湖南省篦辺	比島レイテ島	比島ルソン島	南太平洋ブーゲン ビル島	中国山西省東上村	沖繩群島	死亡場所
中村武義	筑田豊三	田村作助	田中勇一	田中修	竹内千代丸	竹内安太郎	田中恭藏	竹内栄一	竹村昇一	川村眞一	竹村英一	竹村忠一郎	田口勇太郎	田中光世	竹内時雄	氏名	
奥戸	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大間	地区	
伍長	技術准尉	伍長	伍長	伍長	伍長	曹長	衛生伍長	軍曹	不明	兵長	曹長	伍長	兵長	不明	兵長	階級	
二七	二七	不明	二四	不明	二四	三六	〃	不明	一九	三二	二六	三五	二八	二四	三五	年齢	
沖繩群島	四兵站病院 ソロモン群島第九	不明	比島ルソン島	スク付近	戦争) ソビエト・ハバロ	清国魚鱗堡(日露 戦争)	中国山西省	滿州国牡丹江省	比島レイテ島	比島ルソン島	比島ルソン島	ニューギニア・ビ アク島	院 中国山西省野戦病	院 中国江西省野戦病	比島ルソン島	比島ルソン島	死亡場所

第6節 戦争と大間町

奈良岩次郎	大間	衛生兵長	三〇	ビアク島モクメル	熊谷直三	大間	伍長	二二三	ソビエト・チタヒ
七島好道	〃	伍長	二〇	五島列島白瀬灯台	熊谷元春	〃	衛生伍長	二二三	ローク病院
中新常德	〃	軍曹	二六	比島レイテ島	倉谷誠吾	奥戸	伍長	二二六	マールシャル群島
中島岩夫	〃	伍長	二六	沖繩本島	山崎勝美	大間	一等兵	二三三	満州国汪精県
棟方義夫	〃	兵長	二二	中国湖南省	山本辰雄	奥戸	軍曹	二二六	青森陸軍病院
大見治夫	〃	兵長	二二	比島レイテ島	山本喜一	大間	兵長	二二八	比島レイテ島
逢坂民義	〃	兵長	二三	中国北戴河陸軍病院	山内修一	〃	上等兵	三〇	硫黄島
近江 暹	〃	兵長	二七	比島レイテ島	山崎政治	〃	上等兵	二二九	北方方面
岡村謹次郎	奥戸	上等兵	二二	盛岡陸軍病院	柳 菊久	〃	軍曹	二二六	満州国黒河陸軍病院
岡村満雄	〃	上等兵	二三	ソビエトアムール州	松本繁二	〃	兵長	三三三	中国湖南省
野村健吉	大間	兵長	二二	比島レイテ島	松岡隆吉	〃	軍曹	二二四	〃
能登久一	奥戸	飛行兵長	二三	ニューギニア島	増山 浩	奥戸	伍長	二二五	ニューギニア諸島
能戸 勇	〃	一等兵	二二	西平内傷痍軍人療養所	眞柄義一	〃	兵長	三三四	比島ルソン島
野崎 整	〃	兵長	二四	中国湖南省療養所	藤田雄次郎	大間	兵長	三三四	ニューギニア・ピ
上野寛吾	〃	輜上等兵	不明	中国山西省	眞柄義直	奥戸	不明	三一	アク島
上野秀雄	〃	一等兵	三一	ゼラン島付近洋上	藤枝淳一	大間	兵長	二二九	ソビエト・サハリ
黒沢 堯	大間	軍曹	二五	比島ルソン島	藤田留治	〃	不明	不明	比島ルソン島

手塚正治	手塚正賢	傅法宗助	傅法 勉	小濱良治	小林唯雄	小濱富雄	小谷正司	小林喜太郎	小林辨太郎	小谷菊治	小林一郎	小谷秀敏	小濱豊次郎	後藤吉二郎	藤田清之助	氏名
〃	〃	〃	〃	〃	〃	大間	〃	〃	〃	〃	〃	奥戸	大間	奥戸	大間	地区
兵長	上等兵	兵長	曹長	一等兵	兵長	伍長	軍曹	軍曹	不明	少佐	不明	上等兵	上等兵	兵長	伍長	階級
二二	二一	二三	三三	二〇	二二	二四	三〇	二五	三〇	三二	一九	三三	二三	二七	三五	年齢
比島レイテ島	黒溝台(日露戦争)	金浄陸軍病院	緬甸チョンゾン	東京第四陸軍病院	比島レイテ島	中国江蘇省	ハルマヘラ島	比島レイテ島	シベリア・クラスヌノヤルスタク収容所	比島ルソン島	比島ルソン島	病院	ラバウル九四兵站	朝鮮済洲島第四野戦病院	比島ルソン島	死亡場所
齊藤政栄	坂本政吉	坂本小三郎	佐藤徳藏	坂 誠八	佐々木 正	佐々木米八	佐々木清志	坂本正治	赤田久八	阿部勸次郎	傅法文七	傅法藤一	傅法藤四郎	傅法藤五郎	傅法重成	氏名
大間	〃	奥戸	〃	〃	〃	〃	大間	〃	奥戸	〃	〃	〃	〃	〃	大間	地区
兵長	上等兵	上等兵	軍属	船技伍長	上等兵	兵長	兵長	准尉	技術兵長	上等兵	兵長	伍長	兵長	兵長	兵長	階級
二三	二一	二五	五一	二四	二一	二八	二二	二七	三五	二九	二二	二五	二六	三六	三〇	年齢
ニューギニア島	院	中国江蘇省兵站病院	沖繩本島	比島ルソン島	九兵站病院	中国湖南省	比島レイテ島	満州国牡丹江省	比島ミンダナオ島	大阪陸軍病院	中国山東省	沖繩本島	ニューブリテン島	旭川陸軍病院	比島ルソン島	死亡場所

第6節 戦争と大間町

菊池忠義	菊池安一	菊野和助	菊池菊藏	木村清孝	菊野敏一	菊池哲太郎	佐々木基	佐々木正雄	佐々木政治	佐々木金太郎	佐々木常男	佐々木庄五郎	笹谷勇	笹谷富雄	佐久間清七	酒田善久	
〃	材木	〃	奥戸	大間	〃	〃	〃	奥戸	〃	〃	材木	〃	〃	奥戸	〃	大間	
衛生准尉	上等兵	主計曹長	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長	兵長	兵長	軍曹	上等兵	兵長	兵長	兵長	伍長	不明	
二八	二八	二七	二四	不明	三四	三四	三四	二三	三四	二四	二二	二五	三六	一八	二五	三五	
比島ルソン島	緬甸チンドウ県	中国天津陸軍病院	比島レイテ島	比島ミンダナオ	ニューギニア・ピアク島	比島ルソン島	ニューブリテン島	インド・アッサム州	比島ルソン島	比島バレテ峠	中国	中国	スク収容所	ソビエト・ハバロ	中国湖南省兵站病院	比島レイテ島	比島リザール州
伊藤久雄	伊藤秀雄	碓谷金太郎	木下孫一	柴田猛男	仙台長七	仙台鶴治	神敬藏	須藤清美	南佐	宮野房男	日時重丸	木村忠次郎	菊池永三	紀国幸次郎	菊池権藏		
〃	大間	奥戸	大間	〃	〃	〃	奥戸	〃	大間	奥戸	大間	〃	〃	奥戸	材木		
軍属	水路部	水兵長	一等兵	兵長	上等兵	軍曹	不明	兵長	伍長	兵長	伍長	軍曹	不明	兵長	兵長		
二〇	一八	二四	三三	不明	二九	二四	不明	二三	二五	二二	二六	二四	二三	二四	二八		
本州南方海面	南太平洋方面	本州南方海面	ブーゲンビル島	不明	中国湖南省	比島ルソン島	不明	満州国三江省	比島ルソン島	比島レイテ島	青森県立病院	比島レイテ島	比島ルソン島	比島ルソン島	中国湖南省		

伊藤政友	大間	軍属	不明	〃	勝木勝太郎	大間	上等機関兵	二二	テニヤン
伊藤長吉	〃	水路部	五〇	南太平洋方面	金沢 武	奥戸	上等水兵	三六	比島方面
泉 忠朝	〃	軍属	三〇	本州南方海面	田中重二	大間	工作兵	三五	小笠原諸島方面
伊藤球太郎	〃	軍属	三八	南太平洋方面	高橋文雄	奥戸	水兵長	二三	比島マニラ
伊藤久四郎	〃	水路部	二三	本州南方海面	高松晴美	〃	上等工作兵	二二	愛知航空機工場 (名古屋)
伊藤義見	〃	軍属	一九	横須賀海軍工廠	竹村勝利	大間	一等水兵	二三	小笠原諸島方面
伊藤己三夫	〃	〃	二五	南太平洋方面	竹内源次	軍属	〃	四一	北太平洋方面
泉 陸男	〃	水路部	一八	本州南方海面	田中時義	〃	〃	一九	ニューギニア方面
伊藤正太郎	〃	〃	三二	〃	田中徳三	〃	〃	一六	南太平洋方面
畠山禅随	奥戸	上等水兵	三三	比島方面	竹内勇藏	〃	〃	一八	〃
新田源治	大間	水路部	三七	本島南方海面	田中重信	軍属	水路部	二八	本州南方海面
新田良一	〃	軍属	二四	ジャワ方面	竹内勝人	〃	〃	三二	〃
細間 武	〃	水路部	一八	本州南方海面	竹内豊次郎	〃	上等水兵	三七	本州東方海面
岡村義雄	奥戸	水兵長	一八	朝鮮南岸	長平栄市	軍属	水路部	二一	本州南方海面
和田善治	大間	水路部	四五	本州南方海面	長平仁之助	〃	〃	四七	霞ヶ浦海軍病院
和田繁作	〃	軍属	二六	北千島方面	七島作蔵	海軍工廠	軍属	二一	横須賀市

第6節 戦争と大間町

中嶋史郎	大間	軍属	三一	比島サンタクルー	傳法藤七	大間	不明	〃
夏石友一	〃	水路部	四〇	本州南方海面	寺岡忠一	奥戸	三三	大湊海軍病院
中嶋道夫	奥戸	軍属	三四	サイパン	笹谷三郎	〃	二二	比島コロン島
蛭子繁康	大間	〃	四〇	北千島方面	佐々木一清	大間	一九	本州南方海面
野崎昌作	奥戸	一等主計兵曹	二五	テニアン島	佐々木彦一	〃	三九	北千島方面
熊谷良吉	大間	兵曹長	四二	硫黄島	坂栄太郎	〃	五六	南太平洋方面
熊木勝也	不明	軍属	不明	不明	佐々木幾太郎	〃	二八	〃
山崎盛一	大間	上等水兵	一八	南方群島	坂長吉郎	〃	二五	〃
山崎竹義	〃	上等整備兵	二〇	本州東南方海面	木谷喜一	奥戸	二四	硫黄島
山崎亀作	〃	軍属	三三	南太平洋方面	紀国敏美	〃	三四	小笠原諸島
山崎清一	〃	一等兵曹	二五	マリアナ諸島	菊池利夫	〃	二二	南方セレベス方面
松尾菊次郎	〃	水路部	三四	本州南方海面	菊池弘美	〃	一九	南支那海
小林賢藏	〃	上等水兵	二三	ソロモン諸島	清川興太郎	大間	三八	黄海方面
小濱忠雄	〃	水路部	二八	本州南方海面	菊野亮	奥戸	二五	第四号掃海艇
小池文雄	〃	軍属	二二	北太平洋方面	南富士雄	大間	二二	南方ソロモン諸島
小池武逸	〃	二等兵曹	二四	ソロモン群島方面	南長太	〃	三〇	本州南方海面
傳法富三郎	〃	軍属	三八	南太平洋方面	南重三	〃	三五	メルギー方面

第3章 行財政の進展

氏名	地区	階級	年齢	死亡場所
平野仲之助	大間	一等兵曹	二七	南洋群島方面
洪田武量	〃	水路部 軍曹	二〇	本州南方海面
鈴木秀次	〃	軍属	三一	北千島方面
洪田孝	〃	〃	一七	南太平洋方面

※戦没者遺族台帳より集計（福祉課所蔵）